

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和5年2月24日（金曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	10
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
6. 日程第2 会期の決定	10
7. 日程第3 市長あいさつ	10
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第1号から議第37号まで）	16
9. 日程第5 提案理由の説明	16
10. 日程第6 報告（2件）	29
11. 日程第7 陳情の報告（陳第1号）	30
12. 散 会	31
13. 令和5年3月6日（月曜日）	35
14. 議事日程（第2号）	35
15. 開 議	38
16. 日程第1 一般質問	38
17. 大野豊重議員 質問	38
18. 山下桂造議員 質問	55
19. 徳村登志郎議員 質問	61
20. 西川裕文議員 質問	77
21. 田畑久吉議員 質問	82
22. 散 会	96
23. 令和5年3月7日（火曜日）	99
24. 議事日程（第3号）	99
25. 開 議	102
26. 日程第1 一般質問	102
27. 吉田真樹子議員 質問	102
28. 北本将幸議員 質問	114
29. 瀬崎 剛議員 質問	131
30. 前田正治議員 質問	143
31. 江田計司議員 質問	158

32. 日程第2	議案及び陳情の委員会付託	165
33. 散会		167
34. 令和5年3月23日(木曜日)		171
35. 議事日程(第4号)		171
36. 開議		176
37. 日程第1	委員長報告	176
38. 予算決算委員長報告		176
39. 総務委員長報告		177
40. 建設経済委員長報告		179
41. 文教厚生委員長報告		181
42. 議会運営委員長報告		184
43. 日程第2	質疑・議員間討議・討論・採決 (議第1号から議第37号まで、陳第1号)	185
44. 日程第3	閉会中の継続審査の件	191
45. 日程第4	議員提出議案上程(議員提出第1号)	191
46. 日程第5	提案理由の説明	192
47. 日程第6	議員提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決) (議員提出第1号)	192
48. 閉会		194
49. 署名欄		195

令和5年第1回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 2月24日から3月23日までの28日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
2	24	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 陳情の報告
2	25	土		休 会	(市の休日)
2	26	日		休 会	(市の休日)
2	27	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
2	28	火		休 会	
3	1	水		休 会	
3	2	木		休 会	(拡大投影申出締切 正午)
3	3	金		休 会	
3	4	土		休 会	(市の休日)
3	5	日		休 会	(市の休日)
3	6	月	午前10時	本会議	一般質問
3	7	火	午前10時	本会議	一般質問 議案及び陳情の委員会付託 議会運営委員会
3	8	水		休 会	
3	9	木		休 会	
3	10	金	午前10時	委員会	予算決算委員会
3	11	土		休 会	(市の休日)
3	12	日		休 会	(市の休日)
3	13	月	午前10時	委員会	予算決算委員会
3	14	火	午前10時	委員会	予算決算委員会
3	15	水	午前10時	委員会	総務委員会
3	16	木	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	17	金	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	18	土		休 会	(市の休日)
3	19	日		休 会	(市の休日)
3	20	月		休 会	
3	21	火		休 会	(市の休日)
3	22	水		休 会	
3	23	木	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

2月24日 (金)

令和5年第1回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第1号から議第37号まで）

- 議第1号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
- 議第2号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第3号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議第4号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第5号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第6号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第7号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第8号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- 議第9号 令和5年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和5年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第22号 玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
議第23号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第24号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第25号 玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について
議第26号 玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について
議第27号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について
議第28号 玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
議第29号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第30号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議第31号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議第32号 普通財産の無償譲渡について
議第33号 普通財産の無償貸付けについて
議第34号 普通財産の無償貸付けについて
議第35号 市道路線の廃止及び認定について
議第36号 工事請負契約の締結について
議第37号 工事請負契約の締結について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（2件）

報告第1号 専決処分の報告について 専決第9号

報告第2号 専決処分の報告について 専決第1号

日程第7 陳情の報告（陳第1号）

陳第1号 天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 市長あいさつ
日程第4 市長提出議案上程

(議第1号から議第37号まで)

- 議第1号 令和4年度玉名市一般会計補正予算(第9号)
- 議第2号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第3号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議第4号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第5号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第6号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第7号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第8号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第4号)
- 議第9号 令和5年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和5年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について
- 議第27号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第32号 普通財産の無償譲渡について

議第33号 普通財産の無償貸付けについて

議第34号 普通財産の無償貸付けについて

議第35号 市道路線の廃止及び認定について

議第36号 工事請負契約の締結について

議第37号 工事請負契約の締結について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（2件）

報告第1号 専決処分の報告について 専決第9号

報告第2号 専決処分の報告について 専決第1号

日程第7 陳情の報告（陳第1号）

陳第1号 天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情
散 会 宣 告

出席議員（22名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係長	小 畠 栄 作 君	書記	古 閑 俊 彦 君
書記	徳 永 優 貴 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏 原 隆 浩 君	副市長	村 上 隆 之 君
総務部長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	蟹 江 勇 二 君	建設部長	田 代 史 典 君
企業局長	荒 木 勇 君	教育長	福 島 和 義 君
教育部長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開会

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、令和5年第1回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。森川和博君、中尾嘉男君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月17日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月23日までの28日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月23日までの28日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。

令和5年第1回定例会の開催にあたり、議員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、今月6日に発生しましたトルコ・シリア大地震におきましては、これまで約4万5,000人以上の死亡が確認されるなど、大惨事となっており、被災された方々に心からおくやみとお見舞いを申し上げますとともに、一人でも多くの命が救われることを切に願っております。本市においても本庁舎や各支所に募金箱を設置しておりますので、市民の皆様にも趣旨を御理解いただき、御協力を仰げればありがたいと思っております。また、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻につきましても、ちょうど本日で1年が経過しましたが、残念なことにいまだ終息の兆しは見えません。ウクライナの悲惨な現実があることに驚愕するばかりであります。今は、一日も早くウクライナの皆様に安息の日が訪れるように日本を含む国際社会が協調して取組、恒久的な世界平和がもたらされることを心から願うところであります。

そしてまた、コロナ問題につきましては、現在、熊本県のリスクレベルはレベル2の減少傾向とされており、併せて病床使用率も低下しているところであります。本市におきましても同様の傾向にあり、新型コロナワクチン接種につきましては、先月末で集団接種から個別接種にすべて移行いたしております。集団接種につきましては、一昨年6月から約2年間市内10会場におきまして249回を実施し、接種回数は約7万1,000回に及びました。この間、複数回に及ぶ感染症の波の到来や、緊急事態宣言の発令、そして医療体制の逼迫など、大変な状況にさらされましたが、十分な接種体制が構築できたものと感じており、これもひとえに市内医療保健機関の皆様の御尽力のたまものと、市民の皆様の御理解、御協力があったからこそと考えております。引き続き、市内医療機関での個別接種はしばらく継続されますが、改めてここに玉名郡市医師会、くまもと県北病院、さらには薬剤師会など、従事していただいております関係者の皆様方に深く感謝を申し上げたいと存じます。

続きまして、本議会には令和5年度当初予算案を初めとした議案を提案いたしております。本年度の取組を振り返りながら新年度の予算編成に関する基本的な考え方、そして予算案に計上しております主要事業について御説明申し上げ、議員各位に対しまして御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、コロナ対策でございます。本年度は、閉塞感が漂う年度当初でございましたが、秋以降はウィズコロナとして社会が動き始め、明るい兆しが見えつつある1年でありました。そして御承知のとおり、政府方針として5月8日に5類への移行が決定されたところでございます。医療体制やワクチン接種などの在り方は今後示されることとなりますが、引き続き国の状況を注視しながら、市民の皆様の命と暮らしを守るため必要な体制を確保し、対応、対策に努めてまいります。

続きまして、近年では線状降水帯の発生といった異常気象により、水害が発生するなど、激甚化する災害対策が重要となっております。そのような中、昨年の10月には防

災とまちづくりを一帯とした複合施設岱明防災コミュニティセンターが完成し、地域交流の場として、地域の住民の皆様が集い、にぎわいが創出されているところでございます。今後は、災害発生時や発生のおそれがある場合の災害避難所としての機能、そして日ごろの地域防災活動の拠点として寄与するものと期待いたしております。また、元玉名地域におきましては、災害時の活動の拠点として、そして緊急用資材の備蓄場として、本市の防災対策に大きく寄与する河川防災ステーションの整備を国と協力して進めております。既に地権者及び地元説明会等を実施しているところでございますが、早期の運用開始を目指し、引き続き事業主体であります国土交通省などと円滑な協議に努めてまいります。これからの市民の皆様への命と財産を守る、そして1人の犠牲者も出さないという覚悟で災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、熊本県でも大きな話題でありますTSMC関連事業につきましても吉報がございました。昨年7月大気環境保全装置大手のカンケンテクノ株式会社の進出が決定いたしました。地元からの多くの雇用が見込まれ、地域の活性化にも寄与するものと期待しております。また、三ツ川産業団地につきましても本年秋からの分譲に向けて着実に整備が進められている状況であります。この企業立地や産業団地の設置を呼び水として、さらに多くの企業に本市を選んでいただけるよう新年度も積極的な企業誘致を展開してまいります。

そして、数年来の悲願でありました玉名いだてんマラソンにつきましても、あさってようやく初開催できる運びとなりました。伝統ある横島いちごマラソン大会と県北初のフルマラソンである玉名いだてんマラソン2023、この開催は大変有意義なものであり、その実施を心待ちにしてきたところでございます。今回併せて4,000人の参加が予定されているところですが、市民の皆様をはじめスタッフ一丸となってオール玉名でこの大会をぜひとも成功させたいと強く考えておりますので、議員の皆様方の御協力も切にお願いを申し上げます。金栗先生のレガシーを受け継いでいくために創設したマラソン大会というスポーツイベントを通して、様々な人の交流を生むきっかけをつくり、玉名の知名度向上と地域の活性化につなげてまいります。

それでは続きまして、令和5年度当初予算案について御説明いたします。まず、国の地方財政対策の特徴といたしまして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、令和5年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略が新たに策定されました。これはデジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上を実現し、地域活性化を加速することで、まず一つ目に地方に仕事をつくる。二つ目に人の流れをつくる。三つ目に結婚、出産、子育ての希望を叶える。四つ目に魅力的な地域をつくる。この四つに重点をおき、地方の取組を推進することを目的とされています。また、地方団体が地域脱炭素の取組を計画的に実施

できるよう新たに脱炭素推進事業費を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充するとしています。地方交付税等の一般財源総額については、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域社会のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるように、令和4年度を上回る額が確保されているところでございます。

このような中、本市の令和5年度の当初予算は、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税などの自主財源の確保を図り、行政評価制度結果の的確な反映と事務事業の徹底した見直しを行なうといった行財政緊急対策期間であることを念頭に予算編成を行ないました。

また、市総合計画に基づき、優先的、重点的に実施する施策を積極的に推進しつつ、笑顔をつくる10年ビジョンの基本目標の達成に向けて市民生活の安定、まちづくりの充実、行政運営の進化の3つの取組を推進し、その実現に向けて、子ども・子育て支援や農水商工業の支援強化、企業誘致促進、DX推進などの優先度の高いものから着手していくことといたしました。この結果、令和5年度玉名市一般会計予算案は341億1,900万円となり、前年度と比較いたしまして5.2%の増となります。主な理由といたしましては、岱明中学校校舎等改築工事などによるものでございます。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、笑顔をつくる10年ビジョンの三原則に沿って重点化した事業を中心に御説明をいたします。

まず、一つ目の原則、市民生活の安定の分野でございます。1点目の地域公共交通対策事業でございますが、この事業は、市民の日常生活における移動手段として重要な役割を担っており、将来にわたり市民に利用される交通体系を構築する必要があります。特にお年寄りや学生などの日常生活における移動手段を確保するため、路線バス運行事業者と路線の見直しを図りながら、路線維持に必要な補助を行ない、公共交通の利便性確保を行なっております。また、交通不便地域の解消といたしましては、既存の滑石・岱明エリアのしおかぜタクシー、大浜・豊水・横島エリアのいちごタクシー、玉陵エリアのいだてんタクシーに加えて、令和5年4月より熊本市と共同運行しておりましたみかんタクシーから新たにおれんじタクシーとして、まず、天水エリアを運行し、そして玉南エリアまで拡大してまいります。

2点目に、子ども医療費助成事業につきましては、子どもの保険診療にかかる一部負担金を全額助成するものですが、ゼロ歳から中学校修了前までだった対象年齢を高校修了前までに引き上げ、さらなる保護者の経済的負担軽減と子どもの疾病の早期治療を図ってまいります。

3点目の天水中学校区の学校規模適正化事業は、玉水小学校と小天小学校を統合し、令和9年4月の開校を目指しています。天水中学校の敷地内とすることで施設一体型で

の小中一貫教育の充実と多様な考え方に触れて切磋琢磨できる教育環境の創造を図ります。令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度から8年度で校舎等の建設工事を予定しております。

次に、二つ目の原則、まちづくりの充実の分野でございます。1点目の担い手確保・育成事業につきましては、地域の農業を担う中心的な農業者や次世代を担う農業者へ、経営発展の支援といたしまして、農業用機械・設備投資に対しての補助や次世代を担う農業者に就農直後の経営支援として資金を交付するとともに、農地の集約を促進させるための新たな補助金を創設しました。

2点目は、企業誘致促進事業でございます。先に述べましたとおり、新規企業の誘致や産業用地の確保などに取り組んでおりますが、その取組を推進するため、企業の本市への立地可能性や条件などのニーズ調査を行ないます。また、T S M Cの県内進出の影響を考慮しながら、現在造成されている玉名三ツ川産業団地への効果的な誘致活動を行ないます。

3点目は、新玉名駅周辺整備事業でございます。新玉名駅周辺整備事業につきましては、商業施設等の立地を促進するため、良好で適正な土地利用の検討や新玉名駅周辺商業施設等立地促進奨励金の創設、民間事業者との協議を進めてまいりましたが、コロナ禍に加えて原油価格や物価高騰などの影響を受け、事業者の動きが慎重になっている現状があります。しかしながら、継続して誘致活動を進めながら事業者の進捗状況に応じてインフラの整備や新玉名駅周辺商業施設等立地促進奨励金の活用促進など行なう予定としており、企業が進出しやすいさらなる環境づくりに努め、県北の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めてまいります。

4点目のまちなか未来プロジェクトでございますが、これは新たなプロジェクトとして動き出したもので、少子高齢化による人口減少が進む中で、まちの中心部である在来線玉名駅と駅周辺エリアの再整備、旧庁舎跡地の活用、各商店街や温泉街などの中心市街地全体を俯瞰したランドデザインを描いて、生活する多くの人々が暮らしやすい居心地のいいまち、笑顔があふれるまち、そんな魅力あるまちづくりとまちの活性化やにぎわいの創出を生み出します。

次に、3つ目の原則、行政運営の進化の分野でございます。1点目、自治体D X推進事業でございますが、業務の効率化などの業務改善はもちろんでございますが、住民サービスと利便性の向上を図ることを目的としております。職員が行っていた典型的な業務をA I活用や自動化することで待ち時間の短縮や正確性の向上を図ります。また、玉名市公式L I N Eをカスタマイズし、問合せや手続きがオンラインで24時間可能になるほか、電子申請の導入で住民の利便性の向上を図ります。いずれも順次対応可能な業務をふやしていく予定であり、持ち運べる市役所を実現してまいりたいと考えておりま

す。

2点目、コンビニ収納・キャッシュレス決済導入事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と市民の皆様の利便性の向上を図るため、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅使用料などのコンビニエンスストアでの納付及びキャッシュレス決済を令和5年度より開始いたします。

3点目、ふるさと納税推進事業でございますが、全国各地から玉名市を応援しようとたくさんの方々から寄附金が寄せられており、本年度も昨年度に引き続き10億円を超える見込みであります。また、企業からの企業版ふるさと納税も複数寄せられておまして、この場をお借りして心から御礼を申し上げたいと存じます。市内事業者の皆様からの魅力ある返礼品の提供を通じ、より一層の寄附金を目指すことで地域産業の活性化と自主財源の確保を図るとともに、PR活動による寄附者を含む関係人口の創出、拡大を目指します。

以上、令和5年度当初予算案につきまして主なものを御説明申し上げましたが、合わせて令和4年度補正予算案につきましても御説明申し上げます。

令和4年度補正予算は、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づく令和4年度第2次補正予算に対応した予算等を計上しております。主なものといたしまして、物価高騰の影響を受ける私立保育所や認定こども園などへの光熱費、燃料費などの支援と小中学校21校に対し、新型コロナウイルス感染者等発生寺における感染拡大抑制のための物品購入費などの対策経費を計上しております。

以上、新年度におけます予算編成に関する考え方と主な事業内容、さらには補正予算について述べさせていただきました。

最後になりますけれども、先ほども申し上げましたが、コロナにつきましては5類移行に伴い、制限等は緩和されるものの完全に収束したわけではございませんので、引き続きウィズコロナ社会に即した対策、対応に努めてまいります。そして、私の理念であります市民の笑顔が人を呼び込むまち、笑顔をつくる10年ビジョンのまちづくりとして常に10年先を見据えた政策立案を行ない、その政策実現に向けて職員一丸となって努力してまいります。これからも市民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら取組を進めてまいりますので、引き続き議員各位におかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案の内容につきましては、この後、提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきます。今議会提案の予算及び案件に対しましては、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 市長提出議案上程（議第1号から議第37号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第1号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）から、議第37号工事請負契約の締結についてまでの市長提出議案37件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

私から議第1号から議第8号までの補正予算及び議第9号から議第16号までの当初予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております補正予算資料を御覧ください。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と令和4年度国の第2次補正予算に関連する取組に対応するため補正を行なう必要が生じたので提案いたしますものでございます。

それでは、補正予算資料の1ページをお願いいたします。

議第1号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ11億6,311万1,000円を減額し、総額を354億2,614万7,000円とするものでございます。本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、主な歳出につきまして御説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業としまして、保育所等への原油・物価高騰対策支援金補助金758万円を計上いたしております。内容としましては、物価高騰の影響を受ける私立保育所や認定こども園など24の施設に対して利用定員数に応じて光熱費や燃料費の支援を行なうものでございます。

次に、国の2次補正予算事業である小中学校での感染症流行下における学校教育活動体制整備事業2,205万円を計上いたしております。内容としましては、小中学校21校に対し、新型コロナウイルス感染拡大抑制のための手指消毒液など、保健衛生用品

の購入費1,102万5,000円、また、効果的な換気対策としてサーキュレータやCO2モニターなどの購入費1,102万5,000円でございます。

続きまして、款ごとの主な内容でございますが、2ページをお願いいたします。

2款総務費はナンバー13のふるさと納税推進事業1億6,300万円の減で、ふるさと寄附金の見込み減に伴う必要経費の減額などがございます。

5ページをお願いいたします。3款民生費は45の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1億5,834万1,000円の減額、続きまして、6ページ46の物価高騰対策臨時特別給付金支給事業1億4,357万円の減額などがございます。7ページをお願いします。4款衛生費は58の地域医療体制整備事業の玉名市玉東町病院設立組合運営費負担金2億7,881万8,000円の追加でございますが、これは算定の基礎となる普通交付税基準財政需要額の増加に伴うものでございます。8ページをお願いいたします。63の新型コロナウイルスワクチン接種事業は実績見込みによる2億4,440万円の減額でございます。10ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は80の新型コロナ対策農林水産業支援事業7,159万5,000円の減額や84の農水産業燃油価格緊急補填事業の3,047万2,000円の減額などがございます。12ページをお願いいたします。96の県営基幹水利ストックマネジメント事業は2,356万9,000円の追加で、国の二次補正予算による県営事業の負担金の増額によるものでございます。14ページをお願いいたします。7款商工費は117の中小企業等経済対策事業3,106万2,000円の減額で、営業時間短縮要請協力事業分の県への負担金減額によるものでございます。15ページをお願いいたします。119の施設等管理運営事業1,874万1,000円の追加で、草枕温泉てんすいほか5施設の指定管理について新型コロナウイルスによる利用者減少に伴う指定管理事業者への補填2,102万1,000円を計上いたしております。17ページをお願いいたします。

8款土木費は137の新玉名駅周辺整備事業6,048万8,000円の減額、139の新玉名駅周辺下水道整備事業負担金4,700万円の減額などがございます。18ページをお願いいたします。9款消防費は145の常備消防負担金事業で、有明広域行政事務組合消防費負担金1,292万2,000円の減額などがございます。20ページをお願いいたします。

10款教育費は165の学校給食に係る賄材料費の1,964万8,000円の減額などがございます。23ページをお願いいたします。11款災害復旧費は立願寺地滑り関連事業の2,933万3,000円の減額などがございます。24ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、市有財産管理事業ほか16件、総額で2億4,

164万4,000円を追加するものでございます。続きまして、第3表債務負担行為補正につきましては、新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金利子補給金ほか4件の期間及び限度額を設定するものでございます。25ページをお願いいたします。第4表地方債補正につきましては、新たに過疎対策事業のソフト事業分を追加し、庁舎等整備事業ほか13件の限度額を変更するとともに、公園整備事業債及び新玉名駅周辺整備事業債を廃止するものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。議第2号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億7,524万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容につきましては、2款保険給付費療養給付費増に伴う一般被保険者療養給付費負担金1億1,380万円の追加などでございます。

次に、議第3号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,196万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億8,437万7,000円とするものでございます。

27ページでございます。歳出の主な内容につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる減額などでございます。

次に、議第4号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,983万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億1,845万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容につきましては、28ページ及び29ページの2款保険給付費の決算見込みによる調整と30ページの5款介護給付費準備基金積立金1億3,508万円などでございます。

次に、議第5号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ58万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,196万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容につきましては、31ページの2款事業費の決算見込みによる減額などでございます。また、地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

32ページをお願いいたします。議第6号令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

収益的支出の補正につきましては1,747万円を追加し、総額を8億2,466万3,000円とするもので、減価償却費の決定に伴う追加でございます。また、資本的収入につきましては132万円を減額し、総額を4億2,348万円とするもので、消火栓設置負担金の減額によるものでございます。

次に、議第7号令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について4,700万円を減額し、総額を15億2,249万3,000円とするもので、受託工事収益の減額によるものでございます。また、支出につきましては2,485万円を減額し、総額を15億2,202万円とするもので、受託工事費の減額などがございます。

次に、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について2,205万円を減額し、総額を5億5,054万7,000円とするもので、企業債及び国庫補助金の減額によるものでございます。33ページの支出につきましては、1,901万4,000円を減額し、総額を11億584万3,000円とするもので、決算見込みによる建設改良費の減額でございます。また、地方債補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第8号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について569万1,000円を追加し、総額を4億455万8,000円とするもので、長期前受金戻入れの追加でございます。支出につきましては2,450万4,000円を追加し、総額を4億2,677万2,000円とするもので、減価償却費の決定に伴う追加などがございます。

次に、資本的支出の補正につきましては、1,092万9,000円を減額し、総額を3億1,241万1,000円とするもので、決算見込みによる建設改良費の減額でございます。また、債務負担行為補正につきましては、横島町地区機能強化対策、外平真空ステーションの施設現場技術業務と改築工事について期間及び限度額を廃止するものでございます。

続きまして、令和5年度当初予算について当初予算資料（令和5年度玉名市当初予算の概要案）をもとに御説明申し上げます。

まず、議第9号令和5年度玉名市一般会計予算について御説明申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算につきましては、総額を341億1,900万円とするもので、これは前年度に比べ5.2%、16億8,200万円の増でございます。2ページをお願いいたします。歳入につきましては、市税は前年度から4.9%増の70億5,748万3,000円を計上しており、主なものは市民税で前年度当

初比より6,690万円減の28億7,280万円を計上しております。個人市民税につきましては、ほぼ横ばいの2,710万円の増、法人市民税については、今年度の状況を見ますと増収は見込めないため9,400万円の減で見込んでおります。また、固定資産税は家屋の新築による増加及び償却資産の新規投資見込みにより3億6,458万3,000円増の33億4,778万3,000円でございます。繰入金は対前年度比31.5%増の16億2,550万4,000円で、本予算の財源調整として財政調整基金などを繰り入れるものでございます。地方譲与税から交通安全対策特別交付金につきましては、国の地方財政計画と本市の令和4年度収入見込みを勘案して計上しており、合計いたしますと対前年度比で1億3,715万6,000円の増でございます。国庫支出金は対前年度比1.9%減の50億5,601万3,000円を計上しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,284万5,000円の減や、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金7,729万4,000円の減及び岱明中学校校舎等改築工事に係る学校施設環境改善交付金1億8,200万2,000円の増でございます。

続きまして、県支出金は対前年度比5.7%増の31億909万7,000円を計上しており、主なものは介護基盤緊急整備特別対策事業補助金が7,345万円の増、水産物供給基盤機能保全事業補助金が1億7,205万円の増額などでございます。市債は対前年度比48.3%増の27億10万円を計上しております。

次に、歳出でございます。3ページをお願いいたします。1款議会費は対前年度比2.9%減の2億4,381万8,000円、2款総務費は対前年度比1.2%増の34億7,371万5,000円を計上しております。主なものは、岱明支所の中規模改修工事2億743万4,000円などでございます。3款民生費は対前年度比0.5%増の130億2,353万円を計上しており、主なものは介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、子ども医療費などでございます。4款衛生費は対前年度比14%増の31億1,916万4,000円を計上しており、主なものとしましては、玉名市玉東町病院設立組合運営費負担金、有明広域行政事務組合東部清掃費負担金などでございます。

6款農林水産業費は対前年度比17.1%増の24億9,874万4,000円を計上しており、主なものは市内漁港のしゅんせつを行なう水産物供給基盤機能保全事業、産地生産基盤パワーアップ事業などでございます。次に、7款商工費は対前年度比27.3%減の5億2,786万1,000円を計上しており、主なものは工場等設置奨励費補助金などでございます。

8款土木費は対前年度比0.2%増の23億6,947万3,000円を計上しており、主なものは公園施設長寿命化対策工事、市道六栄線道路改良工事などでございます。9款消防費は対前年度比20.6%減の11億5,129万3,000円、10款教育費は

対前年度比55.9%増の39億9,946万1,000円を計上しており、主なものは岱明中学校校舎等改築工事、天水体育館中規模改修事業などでございます。11款災害復旧費は対前年度比32.5%減の3,645万5,000円、12款公債費は対前年度比2.3%減の36億4,548万6,000円を計上いたしております。

少しページ飛びまして46ページ及び47ページをお願いいたします。

議第10号令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を88億3,430万5,000円とするもので、前年度に比べ3,451万7,000円の増額となっております。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税は被保険者数の減少に伴い対前年度比5,889万2,000円減の16億9,997万8,000円、4款県支出金は対前年度比3,096万8,000円増の62億7,922万9,000円で、保険給付費に充てる普通交付金などがございます。6款繰入金は対前年度比1,029万1,000円減の7億2,920万2,000円で一般会計金からの繰入金でございます。

続きまして、歳出につきましては、2款保険給付費は対前年度比2,237万3,000円増の61億1,018万2,000円、3款国民健康保険事業費納付金は対前年度比2,853万1,000円減の24億5,973万4,000円を計上しており、これは県が決定します納付金でございます。9款予備費は、今回新たに5,000万円を計上するもので、緊急的な保険給付費の不足等を補うものでございます。

次に、48ページ及び49ページをお願いいたします。

議第11号令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を11億4,280万1,000円とするもので、前年度に比べ7,332万5,000円の減額となっております。

まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比5,491万7,000円減の7億6,149万3,000円でございます。これに関連しまして、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては10億8,116万2,000円を計上しているところでございます。

続きまして、50ページ及び51ページをお願いいたします。

議第12号令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を79億1,723万5,000円とするものでございます。前年度に比べ8,603万4,000円の増額となっております。歳入につきましては、1款保険料は対前年度比1,079万9,000円増の14億4,935万8,000円、7款繰入金は、一般会計からの繰入金など13億5,637万1,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、2款保険給付費は、第8期介護保険計画に基づき、対前年度比3,232万9,000円増の73億872万8,000円、4款地域支援事業費は総合事業

費のサービス利用状況を勘案しまして、対前年比4,779万5,000円増の4億376万4,000円を計上いたしております。

続きまして、52ページをお願いいたします。

議第13号令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を4,652万2,000円とするもので、前年度に比べ436万9,000円の増額となっております。歳入につきましては、3款国庫支出金522万2,000円、6款繰入金1,879万2,000円などを計上いたしております。

歳出につきましては、1款総務費2,511万6,000円、2款事業費は浄化槽15基分の整備費等で1,671万2,000円を計上いたしております。

以上、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算につきまして御説明申し上げますが、令和5年度当初予算の企業会計分につきましては、この後、企業局長のほうから提案理由を御説明申し上げます。

詳細につきましては、予算決算委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） おはようございます。

それでは、私のほうから企業局、企業会計関連の議第14号から議第16号までの当初予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

資料の53ページをお願いいたします。

議第14号令和5年度玉名市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

最初に、業務の予定量につきましては、給水戸数2万2,110戸、年間総給水量470万2,000立方メートル、1日平均給水量1万2,882立方メートルを予定し、主な水道事業としましては、配水管布設工事、配水管布設替え工事などで、5億3,184万円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入としまして水道事業収益8億8,655万1,000円で、前年度に比べ4,493万円の増額で、主なものを申しますと、営業収益の受託工事収益が600万円増の1,000万円、営業外収益の長期前受金戻入れが3,914万1,000円増の1億3,592万円です。支出としましては、水道事業費用8億4,193万6,000円で、前年度に比べ4,866万9,000円の増額で、主なものを申しますと、営業費用の減水排水費が2,164万5,000円増の2億6,329万1,000円、減価償却費が2,158万4,000円増の3億5,422万円です。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入としまして3億1,772万円で、

前年度に比べ1億708万円の減額で、主なものを申しますと、建設改良企業債が1億793万円減の3億1,347万円です。支出としましては、7億6,232万6,000円で、前年度に比べ7,095万7,000円の減額で、主なものを申しますと、建設改良費の建設拡張費が1億2,176万4,000円減の3億6,541万5,000円、施設改良費が4,687万2,000円増の1億6,102万7,000円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する4億4,460万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

資料の54ページをお願いいたします。

次に、議第15号令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、業務の予定量につきましては、排水件数1万4,321件、年間総排水量367万8,000立方メートルを予定し、主な公共下水道事業としましては、管渠、ポンプ場、公共下水道処理場整備事業などで、10億1,744万2,000円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入としまして公共下水道事業収益15億4,863万4,000円で、前年度に比べ2,035万9,000円の減額で主なものを申しますと、営業外収益の他会計補助金が674万1,000円減の3億1,948万円、長期前受金戻入れが1,431万1,000円減の4億5,387万3,000円です。支出としましては、公共下水道事業費用15億2,627万3,000円で、前年度に比べ2,183万円の減額で、主なものを申しますと、営業費用の総係費が1,636万4,000円減の1億1,245万2,000円、営業外費用の支払利息が697万7,000円減の1億3万円です。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入としまして9億3,292万9,000円で、前年度に比べ3億6,033万2,000円の増額で、主なものを申しますと、建設改良企業債が2億1,980万円増の6億4,620万円、補助金の国庫補助金が1億4,245万円増の2億6,520万円です。支出としましては、14億9,818万円で、前年度に比べ3億7,332万3,000円の増額で、主なものを申しますと、建設改良費の施設建設費が3億7,574万2,000円増の10億1,744万1,000円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する5億6,525万1,000円は当年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

資料の55ページをお願いいたします。

次に、議第16号令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、業務の予定量につきましては、排水件数1,773件、年間総排水量59万9,

000立方メートルを予定し、主な農業集落排水事業としましては、農業集落排水施設整備費で1,227万7,000円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入としまして農業集落排水事業収益4億583万円で、前年度に比べ696万3,000円の増額で、主なものを申しますと営業外収益の長期前受金戻入れが696万3,000円増の1億2,265万4,000円です。支出としましては、農業集落排水事業費用4億366万1,000円で、前年度に比べ479万4,000円の増額で、主なものを申しますと、営業費用の処理場費が684万4,000円減の1億2,565万1,000円、減価償却費が1,282万2,000円増の2億2,200万3,000円です。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入としまして8,773万7,000円で、前年度に比べ1億2,711万3,000円の減額で、主なものを申しますと、建設改良企業債が5,040万円減の1,120万円、補助金の県補助金が7,615万3,000円減の668万1,000円です。支出としましては、1億9,292万6,000円で、前年度に比べ1億3,041万4,000円の減額で、主なものを申しますと、建設改良費の施設建設費が1億1,336万3,000円減の1,227万7,000円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億518万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、令和5年度当初予算について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算決算委員会におきまして御説明をいたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第17号から議第37号まで21議案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第17号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市成年後見制度中核機関運営協議会、玉名市スクールバス運行検討委員会及び玉名市立歴史博物館こころピア常設展検討委員会を設置する等の

ため、条例の整備を図るものでございます。

内容は、要支援者の権利擁護支援等について審議する玉名市成年後見制度中核機関運営協議会、スクールバスの運行見直しについて調査、審議する玉名市スクールバス運行検討委員会及び博物館の常設展について審議する玉名市立歴史博物館こころピア常設展検討委員会を新たに設置するため、名称、所掌事務等の必要な事項を定めますとともに、玉名市総合計画策定審議会の委員の任期等、4つの附属機関について必要な改正を行なうものでございます。また、所掌事務が終了しました4つの附属機関を併せて廃止するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第18号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、成年後見制度中核機関運営協議会委員等の報酬について条例の整備を図るものでございます。

内容は、成年後見制度中核機関運営協議会委員、スクールバス運行検討委員会委員及び歴史博物館こころピア常設展検討委員会委員について、それぞれ報酬額を定めますとともに、保育所嘱託医の報酬について必要な改正を行なうものでございます。また、附属機関の廃止に伴いまして、歯科保健推進検討委員会委員ほか3件の特別職の報酬に関する規定を削除するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。

議第19号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

内容は、児童の安全の確保に関する計画の策定、送迎用バスの安全装置装備の義務化、懲戒権に関する規定などについて小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業の認可及び運営をする際の基準を変更するため、所要の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第20号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、児童の安全の確保に関する計画の策定、自動車を運行する場合の児童の所在の確認の義務化、業務継続計画の策定などについて放課後児童健全育成事業の設備及び

運営をする際の基準を変更するため、所要の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

10ページをお願いいたします。

議第21号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、学校教育法、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、法律の規定を引用しております条例中の規定に条ずれが生じますことから、その整備を行ないますとともに、懲戒権や臨時的記録などについて特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する際の基準を変更するため所要の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第22号玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、法律の規定を引用しております条例中の規定に条ずれが生じますことから、その整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第23号玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、広域連合の条例が改正されたことに伴いまして、当該条例の規定を引用しております条例中の規定に条ずれが生じたことから、その整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第24号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、健康保険法施行令の一部改正に準じ、条例の整備を図るものでございます。

内容は、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。なお、附則といた

しまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第25号玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、機構改革に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、既存の産業経済部内の農林水産政策課を業務の整理及び行政事務の効率化を図るため、農業政策課及び水産林務課に再編することに伴い、玉名市食料・農業・農村基本計画審議会の庶務をつかさどります部署の名称を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第26号玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市岱明磯の里の設置目的を終えたため、条例を廃止するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第27号玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、景観法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為を変更するため、条例の整備を図るものでございます。

内容は、景観形成推進地区における一定規模を超える工作物の新設、増築、改築等を届出の対象となる行為として条例中に明文化するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

21ページをお願いいたします。

議第28号玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、博物館法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、博物館及び博物館協議会の設置根拠、博物館が果たすべき役割について博物館法の規定が改正されましたので、これらの改正を踏まえた規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

22ページをお願いいたします。

議第29号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、使用料の納入方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、現在、使用前に納入が必要となります小中学校運動場夜間照明施設の使用料につきまして、利便性向上のため、使用後の納入についても対応できるよう規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行

するものでございます。

23ページをお願いいたします。

議第30号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、使用料の納入方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容は、議第29号と同様、利用者の利便性向上のため施設使用後の使用料納入についても対応できるよう規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

24ページをお願いいたします。

議第31号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

内容は、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である本市、玉名市が本年6月30日限りで熊本縣市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、同規約の一部を変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は令和5年7月1日から施行するものでございます。

25ページ及び26ページをお願いいたします。

議第32号普通財産の無償譲渡について及び議第33号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これらは、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、有限会社玉名再資源が廃品金属回収のため事務所、作業場として使用しております建物を令和5年4月1日付けで無償譲渡し、その敷地を令和5年4月1日から令和10年3月31日まで無償貸付けをするものでございます。

27ページをお願いいたします。

議第34号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、無償貸付けを行なうものでございます。貸付けします物件は、平成20年4月から小天東保育所の民営化に伴い無償貸付けをしております土地4筆でございまして、貸付期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。貸付けの相手方は、社会福祉法人天水福祉事業会でございます。

28ページをお願いいたします。

議第35号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。今回廃止し、新たに認定する路線は、いずれも栢塘線で、県道熊本玉名線と国道501

号線との交差点改良により県道の一部が市に移管されることに伴いまして、現在の市道を延伸するものでございます。

30ページをお願いいたします。

議第36号工事請負契約の締結についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容は、玉名漁港の滑石地区につきまして、その水深を確保するため港内の広さ8,957平方メートルに堆積している土砂をしゅんせつする工事を行なうものでございます。契約の方法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市大浜町2163番地4、株式会社マルコ建設が1億4,250万円で落札いたしました。現在、同社と税込1億5,675万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

31ページをお願いいたします。

議第37号工事請負契約の締結についてでございますが、これも玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容は、大正開漁港の新港部分につきまして、その水深を確保するため港内の広さ6,960平方メートルに堆積している土砂のしゅんせつ工事を行なうものでございます。契約の方法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市岱明町西照寺865番地、興亜建設工業株式会社玉名支店が1億9,100万円で落札をいたしました。現在、同社と税込2億1,010万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に本契約の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第1号専決処分の報告について専決第9号、ほか1件の報告があります。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） それでは、私のほうから報告2件につきまして御説明申し上げます。

議案書の32ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和4年11月17日、午後1時10分頃、市公衆用道路におきまして佐川急便株式会社所有の軽自動車は側溝の蓋の上を走行した際、蓋が跳ね上がり車両底部のガソリタンクが破損したものでございます。相手方への損害賠償額としまして、市は100%に当たる8万7,857円を支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険より全額給付されます。

33ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和4年12月14日、小学校区の確認のため相手方が教育総務課窓口に来庁した際に対応した職員が誤った情報を伝えたため、本来不要であった転居手続により相手方に損害を与えたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる5万600円を支払うものでございます。

報告案件は以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 陳情の報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「陳情の報告」を行ないます。

陳第1号天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情

以上、陳情1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、陳情の報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明25日から3月5日までの9日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、明25日から3月5日までの9日間休会することに決定いたしました。

3月6日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、27日の正午までに事務局にお届けください。

なお、発言時間は今期定例会より40分に改正されます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時35分 散会

第 2 号

3 月 6 日 (月)

令和5年第1回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和5年3月6日（月曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
- 2 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
- 3 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 4 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
- 5 22番 田畑 久吉 議員（無会派）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
 - 1 指定管理者制度について
 - (1) 本市の指定管理者制度の状況は
 - (2) 選定方法について
 - (3) 選定の情報公開について
 - (4) 検証やモニタリングについて
 - (5) 質を上げていくための取組は
 - (6) 指定管理者制度導入施設における災害対応について
 - (7) 今後の指定管理者制度の扱いはどうしていく考えか
 - 2 玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - (1) デジタル田園都市国家構想に関する取組について
 - (2) コンパクトシティ・プラスネットワークの推進について
 - (3) SDGsの本市の取組について
- 2 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
 - 1 職員の笑顔あふれる接遇について
 - 2 市役所周辺の浸水対策について
 - 3 下水道の維持管理について
- 3 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）

- 1 安心で安全な子育て環境の整備について
 - (1) 妊娠、出産後の見守り訪問事業の展開について
 - (2) 家事支援員（産後ドゥーラ）の確保について
 - (3) 子ども食堂の整備拡充について
 - (4) 奨学金の企業代理返還への支援について
- 2 支え合い助け合う地域社会の構築について
 - (1) 日常の買物などへの支援の推進について
 - (2) 移動式オンライン訪問診療所の普及促進について
 - (3) 認知症の人も家族も安心な地域を
 - (4) 心のサポーター養成制度の充実を
 - (5) ヤングケアラー等への支援の推進について
 - (6) 地域防災力の向上への取組強化について
- 3 がん対策について
 - (1) 受診率向上対策について
 - (2) 小中学校におけるがん教育の取組について
- 4 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
 - 1 防災行政無線の戸別受信機設置状況について
 - 2 歴史博物館こころピアの常設展示について
- 5 22番 田畑 久吉 議員（無党派）
 - 1 環境問題、脱炭素（CO₂削減）について
 - (1) 脱炭素化に向けた学校教育の場における環境教育の現状は
 - (2) 玉名市脱炭素（CO₂削減）の行政施策の現状と方向性について
 - 2 耕作放棄地の対策について
 - (1) 耕作放棄地解消の対策と施策は
 - 3 玉名市の人口減少に対する行政施策について
 - (1) 未婚者への結婚促進施策を
 - (2) 少子化に対する市の積極的な政策を早急に

出席議員（22名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 大野豊重君 | 2番 | 中村慎吾君 |
| 3番 | 浜田繁次郎君 | 4番 | 瀬崎剛君 |
| 5番 | 田浦敏晴君 | 6番 | 山下桂造君 |
| 7番 | 立川信之君 | 8番 | 坂本公司君 |

9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小畠栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	蟹江勇二君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） おはようございます。1番、自友クラブ、大野豊重です。

先月末、2月26日に開催されました玉名いだてんマラソン2023、それに横島いちごマラソン大会、私も初めてフルマラソンに参加をさせていただいたんですけれども、その中で一番感じたことは、やはり一緒に走っていたランナーの人たちと、当然これは市内及び市外、そして県外の方々もそうだったんですけれども、やはりコースが最高に良かったのかなあと感じました。特に一風変わった船上からの多田隈議員からの声援だったりとか、やっぱり走っているランナーの人たちも「素晴らしいね」ということで、特にあそこの地点が一番きつくなる場所なんですね、最初は横島のほうから17、8キロ走ってきて、一番きつくなる20キロ地点でまず船上の応援、それから帰り際の30キロから35キロへんにまた船上から応援が見えて、非常にきつさを忘れるぐらいのシチュエーションじゃなかったのかなあと感じました。

また、私が一番感じたのは、私も初めてのマラソンでしたので本当は歩きたかったです。休みたかったです。しかしながら、職員、そして地元の応援の方々、そしてボランティア、沿線に切れ目なく、人の視線が切れることなく、42.195キロ全てのライン上に応援してくださる皆様がいっぱいだったので、それがうれしくて、休めることなくおかげさまで完走できました。非常に感謝したいと思いますし、一緒に走った参加されたランナーの方々も来年もぜひ参加したいということでした。

またエイドステーションにおいても産地のいちごやトマト、それから手作りのケーキだとか、そういったところは非常に感動すべきところであって、フルマラソンを走るエネルギーに変わったのかなあと感じました。また、市議会の皆様、先輩方におかれましても各沿道に御声援をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ないます。

まずはじめに、指定管理者制度についてなんですけれども、この指定管理者制度については、平成15年の地方自治法の一部改正が行なわれて、それから管理委託制度に代わって導入されました。それから約20年ぐらい経過しております。これまでも玉名市

議会においては、指定管理者制度については一般質問が行なわれております。細かいことは省略いたしますけれども、指定管理者制度の目的というものが、そもそも多様化する住民ニーズにより効果的、そして効率的に対応するため、そして公の施設の管理に民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的とされております。

今回の指定管理制度に関する私からの一般質問は、本市で導入されている指定管理者施設について、その運用が先ほど申しました制度の目的に合致しているのか、住民の福祉を増進する目的につながっているのか、そのあたりの制度運用について伺っていききたいと思っております。

まずはじめに、本市の指定管理者制度の状況についてなんですけれども、まず玉名市での現在公の施設の指定管理者導入施設の数ほどの程度あるのか、そして、それらは公の施設の指定管理制度を導入する目的の要件はクリアできているのか、それらについてまず伺いたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

大野議員御質問の本市の指定管理者制度の状況についてお答えいたします。

令和4年度における指定管理者制度導入施設は、全33施設となっております。草枕温泉てんすいなど一部の施設においては、隣接するとか用途が同じなどの理由で、複数施設をまとめて指定管理を行なっている場合があることから、指定管理者の延べ数は公募9社、非公募6社の合計15社となっております。

このうち岱明ふれあい健康センターについては、岱明防災コミュニティセンターが建設されたことに伴い、今後の運営方針を検討するため、直営とすることから、令和5年度の指定管理者数は32施設で、指定管理者数は14社となる見込みです。また、これらに含まれておりませんが、桃田運動公園と玉名市総合体育館を指定管理者制度の再導入に向けた検討を行なうため、令和4年度から直営となっております。

次に、制度導入によるこれまでの成果につきましては、まず、経費の縮減効果として、市民会館では約670万円、岱明ふれあい健康センターが約630万円、ゆとりーむは約500万円、岱明B&G海洋センターなど8つのスポーツ関連施設は約360万円、郷〇市は約180万円など、指定管理者制度導入施設全体では、年間約2,730万円となっております。

次に、自主事業の内容についてですが、一例を申しますと、草枕温泉てんすいでは、キャンプサイトの拡充やキャンピングカー用電源サイトの設置、電動アシスト付きスポーツサイクルのレンタルなど、コロナ禍で人気が高まったアウトドア事業が展開されて

いる。岱明B&G海洋センターでは、カヌー・SUP体験会や多彩な教室など独自のノウハウを生かし、楽しめるスポーツ関連事業が行なわれています。

このように指定管理者の創意工夫による事業が実施されることで、市が管理運営する場合よりも市民サービスの向上や施設の有効活用につながっていると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

施設の効用を発揮できるとか、全体で年間2,730万円の財政縮減につながっているということで、ここのところは非常によろしいのかなと思います。本日はそれらの中身についてこれから掘り下げて質問をしていきたいと思っているんですけども、次にその選定方法について、現在実施されている選定方法は、その選定後に公開される選定基準表を見ますと、その中身はほとんど先ほどおっしゃられた33施設のうち、そのほとんどの対象施設が選定のやり方というか、選定をする中身が同じように見えるんですね。施設の目的というのは違う、そして場所も違う、中身の違うんだけど選定方法は全て共通に見える。それというのは、いわゆる中身をちょっと見ますと、入場数だとか開館日だとか、そういう運営管理だとか財政面だとか、ソフト面のことがメインのように見えるんですね。いわゆる維持管理がメインになっているように感じます。

しかしながら、この指定管理者制度を導入する目的というのは、先ほど申し上げたとおり、現状以上のサービスであったりだとか、福祉の増進であったりだとか、そういったところを目的となっております。ここで拡大投影を。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） これが今、選定委員会から出されている集計表となっているんですけども、左の囲ってある部分がいわゆる共通項目、これは事務処理要領というのがあって、事務処理方針になされている、いわゆるこういう感じで作りにさいねという、いわゆる基準となるフォーマットなんですね。そうじゃなくて、各施設ごとの特有の在り方というのがあるかと思いますが、共通項目は共通項目で抑えてもよろしいかと思うんですが、これプラス施設の特有を生かした選定方法が必要だと思うんですね。その中には当然、御覧のとおり、市民の声を生かした内容を盛り込んだものだとか、施設の効果を発揮できるようなものだとか、プロポーザルに応募される方々の提案事項、それが魅力につながりますので、それを点数化するなど、そういった施設の特徴を生かしたものを選定基準の中に入れたほうがよろしいのかなと思うんですが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の選定方法についてお答えいたします。

選定基準につきましては、指定管理者制度の導入にかける事務処理方針において、管理運営に関する選定基準など、多くの施設に該当することが予想される項目で構成する標準様式を参考に、それぞれの施設ごとで作成することにしております。

議員御指摘の各施設独自の選定基準につきましては、前述の事務処理方針において、施設の性格や設置目的などを踏まえて、具体的な審査項目や審査内容を設定することを示しておりますが、指定管理者制度の効果を向上させるため、今以上に施設の独自性を十分考慮した審査基準にすることが必要だと考えているところです。今後は指定管理者制度を導入している、または導入を検討している施設の性格や特性等を考慮し、より魅力ある提案につながる審査基準となるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 魅力を最大限に発揮できるようなそういう選定基準にこれから検討されていくということですので、玉名市においても33施設、もしくはそれ以上これからも出てくるとお思いますので、ぜひ目的を達成できるように、施設特有の選定基準を盛り込んでいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、競争力を持ったものとなっているのかという観点があるんですけども、まず、民間力を有効活用していくには競争力は当然必要になってくるかと思ひます。応募者側のですね。プロポーザルに応募する民間企業だとか団体が、競争力を持ったものとなっているのかといったところで質問したいんですけども、現在の審査基準表、いわゆる選定委員会の集計表では、それら競争力が発揮しづらいものになっているんじゃないかなと思ひます。なので、ここのところで再質問で聞きたいと思ひたんですけども、先ほどの答弁でありましたので、ここはまた各施設ごとの魅力で進めていっていただければと思ひております。

次の質問の選定後の情報公開ですけども、選定したときのあとの情報公開、どういうふうに通定されてどこに決まりましたよと、そういったところの情報公開について質問になるんですけども、いわゆるプロポーザル時の内容だとか、指定管理者についての情報公開はどこまで認められているか。例えば、応募者だったりとか点数だったりとか、選定委員の人は誰なのか、そのあたりの基本的なところを教えていただきたいというのもあります。

また、公の施設の指定管理を決めるのは、選定委員会で選定されたものを今度議会で議決するわけなんです。議会に対して情報提供があまりにも少ないのかなと思ひております。私も議員になりまして1年ちょっとたって、ついこの間の12月議会のときに5つ、6つぐらいの指定管理、令和5年度あったと思ひますが、私、総務委員会ですからそれ以外のところの委員会を傍聴しておりましたところ、どうも口頭レベルでの案内だっ

たと思うんですね、内容。でも議員としてはやはりどこが今回選定されたのかという、詳しい情報を知らない限りは、議員としてはなかなか議決しづらいと思うんです。なので、そういったところを議会にもしかり情報提供をしていくべきだと考えているんですけれども、まずそれらの情報公開について、どういう見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の選定の情報公開についてお答えいたします。

まず、選定に関する情報公開についてですが、事務処理方針に取扱いを定めておりますので、順にお答えいたします。

事業実施計画及び応募者の申請書類については、情報提供の可否について、個別に判断が必要な情報であり、また、選定委員の名称、氏名については、議員の事前承認をいただいている場合には、ホームページに掲載するなど積極的に提供する情報となっております。

次に、議員御指摘の議会の付託委員会の審査において、参考となる資料の提供については、提供の内容や方法を含め、事務処理方針に照らし合わせ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今の内容ですと、選定委員の個別氏名については事前に承諾を得ている。ただ事務処理要領を見ますと、公開する可能性があるかとありますので、せめてここは名前までは要らないと思うんですけど、名称、何の役でその選定に携わったのかといったところまでは、情報公開をする前に、やっぱり通常の情報として提供していくのもありなのかなと思いますし、先ほど議会付託委員会への情報提供については、どちらかというところと検討していきますという答弁に聞こえたんですけども、そのところは正確に情報提供をしていただかないと、じゃあ指定管理、ある期間終わったとき、もしくはその期間中に、議員が認めたのに何をやっているか分からないと市民から聞かれたときどうしようもない。じゃあその責任は誰がとるんですか、情報を出さなかった職員ですかということになりかねませんので、そのところは正確に議会のほうにも積極的に行なっていただきたいと強く思っております。

今の答弁で、事業実施計画書、これについては個別に判断をしておっしゃられたんですが、私、見るかぎり、この事業実施計画書が一番大事なんじゃないかなと思います。事業計画書は大まかなことが書いてある。その中には当然個人情報も入っております。しかしながら、この事業実施計画書、実施計画書は、より具体的に指定管理の期間をどういうふうに指定管理者側が、市民の福祉の増進のためにやっていくのかというのが書かれているはずなので、そのところは、個人情報のところは伏せた上で、例えば、施

設の出入口に掲示するだとか、もしくは、そこの情報を議会側に100%提供すれば、やはりうまい具合に議員側も情報を知ることができるのかなと思います。

そここのところで再質問になるんですけれども、例えば、全応募者の項目ごとの点数だとか、評価の情報公開として透明性を図るべきだと思うんですが、これ拡大投影をお願いしたいんですけれども。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) これ先ほど審査結果表なんですけれども、今ここに例えばA、4事業者分プロポーザルに応募したケースが書かれてあります。赤で囲ってある部分が決定した部分、残りのABCは合計点しか出ていないんですね、選定委員会のもっとも点数が高かったわけです。そうじゃなくてこの中身、個別の項目ごとに点数を表示させるという方式が必要なんじゃないのかな。これだと合計点数しか分からないので、市民からするとちょっとよく分からない。なので、公募に漏れたところも具体的な個別の点数も細かいところは要らないと思うんですけれども、その合計点数だけじゃなくて、項目ごとの点数も通常のように情報公開をしたほうが、より透明性が図られるんじゃないかなと思います。所管課に私も何回か話に伺ったんですけれども、そのときには個人情報がありますだとか、知的財産権だとか、既得権益の話というのをされましたけれども、ただ、この点数のところについてはそこまで問題ないのかなとも思いますし、この部分を情報公開していくところについて、いかが見解をお持ちでしょうか。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長(今田幸治君) 議員の再質問にお答えいたします。

審査項目ごとの点数につきましては、事務処理方針の選定結果公表用文書例の中で公表する基準を示しております。今、拡大投影のとおりです。

[拡大投影にて画像を示す]

○企画経営部長(今田幸治君) 今後申請者の不利にならないように、つまりは応募事業者の不利益にならないように配慮しながら、基準や事務処理の見直しを検討し、情報公開による透明性の確保も努めてまいります。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 大野豊重君。

○1番(大野豊重君) 今、見直しを検討するという答弁がありましたので、ぜひこのところは、やはり一番は決定事業者の不利益にならないようにといったところですので、そここのところを十分配慮されながら、かつ透明性を見いだしていくやり方のほうを模索していただいて、実施に移していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

当然この透明性を図ることが何につながるかという、ただ知るだけじゃなくて、や

やはり競争力につながってくるかと思うんです。やはりそこを全部なかなか見えないようにしていくと、競争しようにもその土台にすらならないので、ぜひそこは競争力を図るためにも、事務処理方針の見直しをお願いしたいと思います。

次にまいります。

次に検証やモニタリングについてなんですけれども、ここのところは、昨年9月の一般質問で山下議員のほうで質問されている内容になります。私なりの視点で今回質問をさせていただくんですけれども、9月の答弁では、月次や年次、そして年度末に業務報告書を出しているという答弁でしたけれども、そこのところですね、私はどういう内容が出されているのかなあと気になっていましたので、そこところを掘り下げてちょっと確認してみましたところ、どちらかというと施設の維持管理的なところ、事務的なところの業務報告になっていて、実質その指定管理者側の新たなサービスだとか、住民のサービスの向上とか、自主事業についての評価だとか、またはプロポーザルのときに新たな提案、施設を管理するための新たな提案について、それがしっかり検証できているのかどうか、ここところがやはり指定管理者制度の主軸となる部分だと思いますので、事務的なものではなく、実質的な実績評価、市民の福祉のサービスにつながっているのかどうか、そこところの実績評価についてはどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の検証やモニタリングについてお答えいたします。

施設の所管課におきましては、公の施設の設置者としての立場から、指定管理者を監視し、連携を図るため、各施設において事務処理方針に基づきモニタリングを実施しています。具体的には、月に1回の月例報告書の提出、年に1回の事業報告書の提出、年に1回以上の利用者満足度調査、年に1回以上の実地調査と年に1回の実績評価などを行なっています。

議員御指摘の現場での実績評価の検証につきましては、申し上げました実地調査が最も有効な手段であると考えております。今後実地調査の頻度や在り方などについて検討し、施設所管課と指定管理者の関係性構築を深めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 要約しますと、実地検証の在り方を検討していくということだったので、ここで再質問になるんですけれども、やはり指定管理者制度の導入目的を考えると、施設の効用を最大限に発揮する、また、福祉の増進をさらに上げるためには、やはり市単独のチェックとか評価だけではなくて、ここにやはり第三者のチェック、有識者であったり市民であったり、そういう第三者の声、評価の仕方というのにも採用してい

くべきだと私は考えますけれども、その第三者についてはいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

現在の事務処理方針に基づくモニタリングでは、第三者の御意見として、年に1回以上の利用者アンケート実施するよう規定しており、その結果を踏まえ、必要に応じて実地調査などを実施することにしております。

このことから、まずは事務処理方針に基づくモニタリングの実施を徹底、強化することで、第三者である利用者の御意見を反映した運営を図るとともに、議員御指摘の第三者機関によるモニタリングの必要性についても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ぜひ第三者の意見を、今は年に1回モニタリングというのはありましたけれども、極力そこを実績評価の中心部に盛り込んでいただければと思います。なぜかという、やはりそれは質を上げていくためにつながってくるかと思えます。

次の質問になるんですけれども、公の施設というのはそもそも住民のための施設だと考えております。そうするためにやはり市民の声を施設の運営に生かすことが一番重要事項だと考えております。指定管理者は指定管理の業務仕様書というのがあるかと思うんですけど、こういうことをやりなさい、こういう条件ですとか、その指定管理業務仕様書にプロポーザルで応募を行なう上での業務の仕様書を書き込んだものになると思うんですけど、その管理業務仕様書に市民の声だとか要望をどういうふうに反映させていくのか、そこを質問したいと思いますし、また、指定管理者制度が始まる前、例えば令和5年から始まるのであればその前、4月の前に住民への説明、そして、それが例えば前回と今回が同じ指定管理者、事業者であったとしても、やはりそこは一旦期限としてクリアとなるわけですから、その前の段階でやってきたことを、次の指定管理をやるときに必ず生かされているかと思うんですね、新しい取組が。なので、やはりそこは指定管理者側が次の管理期間をどうやっていくのか、そこをやはり住民説明会ということで、プロポーザルの前の管理業務仕様書にどう市民の声を取り入れるのか、そして、議会で決定したあと、新しい指定管理期間が始まる前に、どう市民にそれを説明していくのか、その2点について質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の御質問の質を上げていくための取組はについてお答えいたします。

まず、管理業務仕様書は、施設の維持管理に関することや業務を実施するに当たっての注意事項、備品の取扱いなど、内部環境の取扱いについて定めるものでございます。また、指定から運営開始までの事前準備として、事務処理方針では、その施設が指定管理者により管理運営が行なわれることを、指定管理者は地域住民や施設利用者に公報するなどすることを求めているところでございますので、議員御指摘の地域住民への説明会につきましては、事務処理方針の見直しの中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ぜひ説明会とかこういう対応するところは、また事務処理後に見直しの中でしっかり見ていただければと思います。

再質問になるんですけれども、やはり民間力を活用するためには、その方法の一つとして、サウンディング調査というものがあるかと思います。これも各所管課ごと、企画だけじゃなくてほかのところも個別にやられているというのは伺っているんですけれども、例えば、玉名市で出している指定管理施設についてのサウンディング調査というの、これも個別でランダムで行なうんじゃないかと、なんか規格として固定的にやってもっともっと情報を仕入れる。そしてまた、それをすることによって民間事業者も、この施設だったら私たちこういうことができるなどといったところで、さらにまた競争意欲も高まってくるかと思うんですね。そこのところのサウンディング調査についてはどういう見解があるのか、伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

民間業者から意見を聴取するサウンディングや個別ヒアリングにつきましては、指定管理者制度導入施設のみならず、様々な民間連携事業について、熊本市公民連携プラットフォームへ参加するなど、必要に応じて行なっており、公募要件の参考とさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 次に、ここをもう少し頻度を重ねるとするのは、職員一人一人も重々分かっておられるかと思いますが、おもしろい提案などが上がってきたときには、それをさらにまた指定管理の中に入れていただくか、そういったところの職員からの声を吸い上げる、または企業の意欲を高め、さらにサービスの提案をしていただけるかどうか、そういったところにつなげていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、ここについて、いわゆる指定管理者制度導入施設における災害時の対応についてなんですけれども、私、今回この指定管理の質問をするときに、

指定管理者制度にかかわる関係帳票書類を全部、数多く読みあさっていたときに、災害に関してがちょっとないなということに気づいて、通告をして、ヒアリングのときに、いやいや議員が使っているのは、私が平成25年度版を使っていたんです。実はそれがホームページで最新でなかったのも、実はその間にも改定が行なわれていて、現在、最新は令和2年度版ということでした。改めて事務処理方針を見直してみました。災害のところで、そうすると災害時についてはリスク管理の部分で追加されておりました。これは平成30年に追加されたようでした。改定履歴を見ますと。

しかしながら、災害時における指定管理の停止については何も提言がなかったんですね。一応指定管理の業務停止については、例えば、プロポーザルのときに虚偽の内容でプロポーザルをとっているとか、もしくは、指定管理が始まってから業務の遂行が契約書と違う、いわゆる履行が正確にできない場合には、業務の停止、解約というものがうたわれているんですけども、いわゆる災害時における業務の扱いについては、別途協議、協定書を交わすとなっております。その協定書の中身というのは、ちょっと私、まだ見ていないので何とも言えないところですが、私がここで気になっているのは、いわゆる災害があったとき避難所に使うときとか、大規模災害のときとかいろんな指定管理施設の使い方が出てくるんですが、そのときに指定管理事業者としてはどういう対応をしなければいけないのか。いわゆる指定管理者側がいて、そこに市の職員がいる、これは指定管理ですけども、避難所となったので、あなたたちこれをやってください、あれをやってください、もしそうになってしまうと、それは指揮命令権の見解から、偽装請負のケースに当たるんですね。もしくは、事故に遭った場合には労災が使えない、そういった問題が出てきますので、そういった災害のときには、指定管理業務を一定期間停止するという措置が必要なんじゃないのか、それがやはり正確にマニュアルに記されていないといけないんじゃないのか。もしかしたらそういったところって協定書に結ばれていますか。そこのところを質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の質問の答弁に入ります前に、ホームページの件につきましては、議員から御指摘いただきまして、即、最新のものにしております。御迷惑をおかけしました。

議員御質問の指定管理者制度導入施設における災害時の対応についてお答えいたします。

災害発生時の避難所等運営につきましては、事務処理方針の標準様式における基本協定書のリスク分担に記載しており、避難所運営の役割分担や費用負担について、協議により定めるとしております。実際の避難所運営においては、指定管理業務を停止し、避難所として市職員で運営していることから、指定管理者に避難所運営の役割を担ってい

ただいているといったことはありません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） であれば安心はできるものかと思imasので、またその指定管理の停止をされたときの費用負担についても協定書でうたわれているので安心したところではありますので、もし万が一市職員が、そのところが通達がいつてなくて、例えば、この施設の管理は管理者側だからこれをやってくださいよと、そういう依頼というのはできないということを正確にお伝えいただければと、市の中でそれをしっかり周知を図っていただければと思imasので、よろしくお願いいたします。

今後なんですけれども、その指定管理者制度の扱いをどうしていくのかというところなんです、公の施設を民間に任せるメリットとしては、当然民間企業や団体の育成というのにも当たりますし、民間力を活用することでサービスの向上にもつながります。同時に住民の福祉の増進にもつながりますし、市財政の縮減にもつながります。

またこういう考えもあるんだけれども、公共施設の適正配置計画から、統廃合だとか再編成ということも考えていかなければいけない。じゃあその手段として、指定管理や民営化というものがあるかと思うんですけれども、今後はどのような方針でこれらを扱っていく考えなのか、また、市が考える指定管理者制度の在り方、あるべき姿というものはどういうものなのか、総合的にお伺いできればと思imas。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の今後指定管理者制度の扱いはどうしていくのかについてお答えいたします。

今後の指定管理者制度導入施設の方向性ですが、指定管理者制度が導入されるのは、公の施設であることから、公の施設を含む公共施設の管理計画である公共施設配置適正化計画に基づき、老朽化施設の統廃合や民営化を行なうことで、保有総量の圧縮を目指しているところでございます。そのため、統廃合や民営化を行なうまでの期間、指定管理者制度の導入効果が期待できる施設については、引き続き制度の新たな導入や継続を図っていくことになると考えています。

また、本市が考える指定管理者制度のあるべき姿については、制度の目的でもございます民間事業者の活力やノウハウを活用し、利用者のニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスの提供や経費の縮減が実現されることが重要であると考えておりますので、引き続きより良い制度となりよう、他自治体の事例も研究しながら改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 基本的には公共施設の適正配置計画に基づいて進めていかれるかと思しますので、それが民営化になるまでの間、そこをしっかりと精査しながら、指定管理者制度をうまく具合に使っていくということですので、民営化も含めて、やはりその考えるときの主軸は、やはり市民の福祉の増進のところで考えていただいて、いろんな方向性を見いだしていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。

現在、令和2年度から6年度までの5か年計画で、第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて取り組んでおられます。これまでの一般質問でも先輩議員より、幾度かこの創生総合戦略について質問されておりますが、本計画も第2期の後半に差しかかりましたので、私なりの着目点でいくつか質問したいと思います。

このまち・ひと・しごと創生総合戦略は、ひと言で言えば人口減少に対する諸問題への取組だと認識しております。玉名市では、人口ピーク、これは昭和30年、7万8,000人、それから市町村合併時の平成17年には7万1,000人、そして令和22年には5万人と予測されており、2030年の目標を6万人の人口を維持とされております。このように目に見えて本市でも人口減少は目立っており、創生総合戦略ではこれからの具体的な方策が示されています。

また、人口減少による問題は、地域経済も縮小し、様々な社会基盤の維持が困難となる。さらには、これらによって負の連鎖が加速するという認識もおありのようです。そこで、本市の戦略、基本目標の2つ目に、玉名市への新たな人の流れをつくるというものがあります。この施策の具体的な中身の1つに、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した玉名市への新しい人の流れをつくり、創出について書かれてありますので、それについて伺います。

岸田内閣の主な政策の1つに、デジタル田園都市国家構想交付金があります。この交付金は、デジタル田園都市国家構想に沿ったものですが、簡単に言うと、デジタルの力で地域の暮らしをより良いものにし、地域活性化を行なうというものです。この交付金には、デジタル実装タイプと地方創生テレワークタイプの2つがあります。令和4年度第2次補正予算、これ国のほうですね、これでは地方創生推進交付金、そして地方創生拠点整備交付金、そしてデジタル田園都市国家構想推進交付金の3つを統合して、新たなデジタル田園都市国家構想交付金を創設することになりました。令和5年度の予算要求では1,000億円が見込まれておって、これプラスアルファで現状に合ったところで補正を組まれるというものになります。この図のとおりですね。

デジタル実装タイプは、タイプ1からタイプ3までそれぞれ3つの目的に応じて分類されます。令和4年度に関しては、マイナンバーカードの横展開事例創出型の時限付き

の交付金もありました。これはデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた事業を行なう公共団体に対して、その事業の立ち上げに必要な経費を支援するものとなっています。今、拡大のところ、一番上の部分ですね。

この図で最も多いのが、もう少し引いてもらっていいですか。一番下の緑のところ、優良モデル導入支援型、いわゆるタイプ1ですね、タイプ1が一番多いものです。熊本県下でもこの玉名市の近隣市町村においても、数多くが申請をされて採択され、現在有効活用されております。採択一覧の拡大投影をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) デジタル実装タイプとか地方創生テレワークでいくと、熊本県においてはおよそ30以上の事業が国で採択されて取り組まれております。実際この玉名市でもこれまでやってこられた事業の中で、このデジタル田園都市国家構想交付金が使ってきたんじゃないのかなと考えております。

また、この交付金というのは一過性のもではなくて、この交付金を活用して、玉名市の持続可能な取組のためにどんどんこれからも交付されていきますので、これまでどういう考えでこのデジタル田園都市国家構想交付金を取り扱ってきたのか、そしてまた令和5年度はどういう考えで進められていくのか、伺いたいと思います。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長(今田幸治君) 議員御質問のデジタル田園都市国家構想に関する取組についてお答えいたします。

まず、国が支援するデジタル田園都市国家構想は、地方を中心に人口減少、少子高齢化、東京圏への一極集中、地域産業の空洞化など、地方が直面している課題に、デジタル技術を活用することで、課題解決や魅力向上に取り組み、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すものでございます。このような社会を実現するため、地方が取り組むデジタル施設に対し、その事業費の一部を支援するデジタル田園都市国家構想交付金が国で準備され、現在各地で取組が推進されているところです。

現在の本市の取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、電子図書館の導入や農業分野の先進技術導入支援事業、公共施設予約システム事業、LINEを活用した電子申請、チャットボットツール導入事業など、様々な事業でデジタル技術の活用を推進しているところでございます。

また、県と県内市町村で構成する熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会において、電子申請サービスや電子入札システムなどを共同で運営し、市の財源メリットなどを生かした事業にも取り組んでいるところでございます。

次に、今後の取組といたしまして、現在、国に対してデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業申請を行なっており、その結果、期待ではございますが、令和5年度

から新たな事業展開が生まれ、本市のデジタル実装の取組がさらに加速し、時代に沿った行政サービスを提供できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 玉名市は昨年度、まだ今、令和4年度ですけれども、ほかの交付金を活用して様々な事業を取り組まれたということで、ただ、このデジタル田園都市国家構想交付金については、補助率のところはかなりメリットでもありますし、一過性のもではなく、その次も次も次もということにつながっていくものですから、かつ、マイナンバーの発行率によってはさらに上乘せの交付率があるといったところが最大のメリットだと思います。

昨年12月から、玉名市でもマイナンバーの発行については、かなりの数値が上がってきているかと思しますので、それが今月の3月末ぐらいにまとめられて報告がされるかと思うんですが、非常に楽しみなところでもありますので、ぜひまたこの令和5年度に関してもこの交付金を有効活用されて、次なる取組に生かしていただければうれしいのかなと思います。と同時に、台湾スタートアップの事業もやられておりますし、ジョブケーションなんかもやられておりますので、その土台にもなるかと思しますので、ぜひこのあたりまたテレワーク環境も含めて、その拠点をつくっていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問にまいります。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） コンパクトシティ・プラスネットワークの推進についてといったところなんですけれども、持続可能な都市経営とするコンパクトなまちづくりへの転換を図るための計画はどういうものがあるのか、細かく書き込んであるのが、玉名市立地適正化計画、これは昨年の3月に出版されておりますけれども、その中では、今後20年間でそういったある程度の指標を出していく、つくっていきますよと書かれております。この立地適正化計画なんですけれども、全国では、ちょっと調べましたところ、昨年12月末まででは、おおよそ644の自治体で計画が策定されております。玉名市においては先ほど言ったとおりなんですけれども、その中での玉名市で考えている目標年次はおおむね20年、その20年計画を進めていく上で、クリアしなければならない課題というのは山ほどあるかと思うんですね。そういった山積している課題について、どういう認識があらわれるのか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 議員御質問のコンパクトシティ・プラスネットワークの推進

についてお答えいたします。

本市が目指すコンパクトシティ・プラスネットワークは、快適な生活ができるコンパクトなエリアを形成しながら、各エリア間を地域公共交通ネットワークなどで結び、持続可能なまちを形成していこうとするものでございます。

国においては、今後の急激な人口減少と高齢化を背景として、高齢化や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面においても持続可能な都市経営を可能とするため、法改正を行ない、市町村がコンパクト・プラスネットワーク型の都市づくりを可能とする立地適正化計画を策定できることになりました。

本市では、この中、まちなかなどに公共公益施設や商業施設等の集積を図り、これらの周辺エリアに居住を促進し、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めることによって、人口減少下においても持続可能な都市づくりを図るため、議員おっしゃられましたとおり、令和4年3月に立地適正化計画を策定しております。

本計画では、今後20年間の計画を進める上で、空き家の利活用、新玉名駅周辺の活用、土砂災害等への対応、交通の利便性の向上、高齢化率の増加、公共施設やインフラ整備に係る費用の軽減、行政コストの抑制などを課題として捉えております。これら多くの課題に対応するためには、市民の皆様の理解を得ること、そして、身近な問題として捉えてもらうことが最も重要と考えており、今後も市民の皆様への周知及び気運の醸成を図りながら課題に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、答弁ありましたとおり、キーワードが幾つも出てきたかと思えます。空き家対策、新玉名駅周辺整備、それから土砂災害対応、交通インフラ、高齢化社会、公共施設、生活インフラ、その中でも私が一番思うのは、やはり市民1人当たりの行政コストをいかに抑えるのか、抑えた上で最大の効果をどうやって生むのか、そういったところの最適化が必要だと思えます。

この20年計画、実際それがコンパクトシティと、それにプラスネットワークでやっていくには、20年度ころか、これが実現に向けて形に収まるまでには50年、100年ぐらいかかるかと思うんですね。なので、それをするためにはどうやって今度は市民にそういうのを周知を図っていくのかというのが次なる疑問になっていきます。

また、玉名市にはローカル駅が3つあります。そして新玉名駅、新幹線があって、その玉名駅周辺でもいわゆる空洞化が進んでいる状況です。空き家だったり、店舗がどんどんどんどん空き家になったりとか、そういった状況がある中で、具体的なプランによって人口増加を目指して、どうやって集積をしてやっていくのか、そして市民にどうやって周知をしていくのか、このところについて再質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

在来線玉名駅周辺のまちなかは、昨年3月に策定した立地適正化計画において、まちなかの求心力向上を基本方針として、拠点となるエリアの維持・集積や、まちなかに訪れたい魅力づくりを誘導施策として進めていくことにしております。特に今後はまちなか未来プロジェクトを通して、新玉名駅、在来線玉名駅、旧庁舎跡地、各商店街や温泉街など、全体を俯瞰した長期的なランドデザインの構築を進め、在来線玉名駅周辺エリアについては、魅力向上や居心地がよく、歩いて暮らせるまちづくりについても併せて検討を行ないます。

また、在来線玉名駅周辺では、昨年から民間による賑わい創出に向けたイベント等の活動が展開されており、市民の皆様との対話を通して、訪れたい、使いたいと思える在来線玉名駅周辺に対する新しい価値観を共有し、市民の皆様の気運の醸成を図りながら、魅力あるまちづくりを進めることで、まちなかの求心力を向上させ、引いてはまちなかの人口減少対策の一助になると考えております。

市民の皆様への周知や理解については、これまでと同様に市ホームページや広報など、様々な機会を捉え、情報を発信することはもとより、市民の皆様がまちづくりに参加しやすい機会を増やしていくことが、市民の皆様への周知につながり、理解を深めていく契機となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、答弁ありましたとおり、まちなか未来プロジェクトだとかランドデザインの構築、それから賑わい創出に向けたイベントなどなどによって、魅力あるまちづくりを進めていかれることや、市のホームページや広報紙などで随時情報発信をやっていかれるということでした。ですが、例えば、病院跡地だとか旧市庁舎跡地、これも随分長期間にわたりそのままとなっております。やはりこれらも含めたところで、例えば、PFI公募で、より民間力を活用したところ、協力をいただきながら、抜本的な玉名市のデザインの構築を進めていっていただきたいと考えておりますので、また立地適正化計画を進めていかれる中で、強力に進めていっていただければと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問になります。SDGsの本市の取組について伺います。

この総合戦略の中にSDGsのキーワードは非常に多いんですね。中を見ますと、SDGsを原動力として地方創生を図る。じゃあSDGsを原動力とした地方創生って何なんですか。SDGsの理念を認識して、意識して、社会・経済・環境の課題に取り組むとは具体的に何なのか。SDGsの認知度向上を図る、これも認知度の向上を図って

どうやってSDGsの中身につなげていかれるのか、そこのところをお伺いできればと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のSDGsの本市の取組についてお答えいたします。

SDGsは2015年に国連で採択された持続可能な未来の実現のために、世界中が協力して取り組むべきものとして、17の目標と、それに伴う169のターゲットで構成され、誰一人取り残さない社会の実現を目指した2030年までの取組でございます。

SDGsに係る取組は、私たちの日常生活面などを含めて多岐にわたるものであり、例えば、空き家対策の実施は、目標11である「住み続けられるまちづくりを」に当たり、フードバンクの取組は、目標2の「飢餓をゼロに」と目標3の「すべての人に健康と福祉を」に当たります。

また、身近な取組では、こまめな節水やごみの分別もSDGsの取組で、そのほかにも多くの施策がSDGsに結びつくものと考えます。第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2020年度から2024年度までの5年間を計画期間としておりますが、計画策定時において、世間にSDGsが浸透していなかったこともあり、第2期計画においてSDGs市民認知率の向上を施策とする目標を掲げ、市民生活におけるSDGsの取組が広まることを目指しています。

具体的には、広報たまなにおいて、掲載記事ごとにSDGsアイコンを提示したり、玉名圏域定住自立圏の取組として、住民に対する啓発素材を作成し、圏域1市3町それぞれも2月の広報紙で、低年齢層向けのぬりえやSDGs解説書を掲載するなど、認知度の向上に取り組んでいます。

このような取組を継続することで、市民のSDGsに対する意識が向上し、次期計画策定時の5年間や2030年までの各種施策及び市民生活におけるSDGsの取組が深まっていくものと思われますので、本市のあらゆる関係機関と共同し、今後も積極的にSDGsに結びつく施策の実現を進め、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

SDGsは、答弁にあったとおり2015年の国連で採択されたものでもありますし、今の答弁からすると、まずは認知度を上げてやっていく、その認知度が確か前回の資料でいくとまだ22%ぐらいなので、これを三十数パーセントまで上げていきたいと思います。

このSDGs自体は、玉名市においても全庁全ての部署において関係することだと思っています。それらをこれからのいろんな事業をやっていくときに、SDGsの考え方をその中に入れ込んで、全庁的に取り組んでいきますよというのが、これからの玉名市の方向性だと認識させていただきました。

やはり、一番SDGsが何で出てきたのか、それは何なのかというのは、その意味を理解することが一番大事だと思いますし、また、その意味を理解して、今度はそれを実践に移していく、そここのところが、やはり誰一人残さない持続可能なパイロット目標となってくるかと思いますので、そここのところで、また広報に関しても例えば特別号を出すとか、何かSDGsに関してのプロジェクト、イベントを何か打つだとか、市の広報紙だとかホームページだけではなくて、そういったところを踏まえたところで、すぐ第2期も終わりますので、そういったところも1つ2つ打っていただきながら、玉名市全体としても地球環境に取り組んでいていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で大野豊重君の質問が終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） おはようございます。6番、自友クラブ、山下桂造です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

笑顔をつくる10年ビジョンの16ページにある、市民のための行財政運営、その中の1つ、市民の期待に応える市役所へは、「職員の笑顔あふれる接遇と意識改革、関係各課が連携し、部局横断的に対応します」とあります。職員の笑顔あふれる接遇と書いてありますが、住民が市役所に来たときの対応について、「残念だった」、「もっと寄り添ってほしい」、「怒りを感じる」などという声を聞くこともあります。

そこで、接遇についてどのような研修をされているのか、伺います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 山下議員の職員の笑顔あふれる接遇についてお答えいたします。

この職員の接遇につきましては、玉名市人材育成基本方針に基づき、研修を重ねて実施することで接遇力の向上に努めているところでございます。具体的に申し上げますと、新規採用職員に対する研修や、入庁3年目までを対象として実施する研修、また、階層別に実施する研修などを通じて、接遇力の向上に努めております。さらには、会計年度任用職員につきましても隔年で接遇研修を実施することで、市民に寄り添った対応ができるよう努めているところでございます。

しかしながら、今、山下議員の御指摘にもございましたように、一部では、説明不足などから市民の皆さんに御不満や誤解を与える対応があることも認識しております。そうした中、職員自らが自身の職務の先には市民がいらっしゃるということを常に意識し、接遇研修はもとより、日ごろの職場内における業務を通じた育成、及び指導を引き続き行ないながら、市民の声を真摯に受け止める職員意識の徹底、また、問い合わせ等に関する進捗管理、各課、部を越えた連携強化など、市民に寄り添った接遇ができる職員の育成に取組、笑顔をつくる10年ビジョンにもありますように、市民の期待に応える市役所を目指してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 説明いただきましてありがとうございます。

今回もこのことについて2点、私のほうから申し上げたいことがあります。まず、1点目なのですが、これは私のことです。昨年2月下旬のことでした。ある男性から電話があり、介護保険料を1週間後には支払うよという通知が市役所から届いた。本来だったらそういう請求は1か月前にはあるべきではないかとお話をされました。それで市役所に確認して、その方にすぐお電話して、15日の発送をしているのでという説明をしていたところ、その男性から、分かりきっていることは言わなくていい、そうではなくて、何とかならんのかと叱られました。

そのとき私に足りなかったものは、市民の声をしっかり聞くことだったのです。市民に寄り添って何とかうまくいく方法はないかと考えることだったのです。昨年3月の一般質問でこの件を取り上げると、担当課としてもすぐに最大限の対策を取っていただき、良いほうに向かったといいます。私に足りなかったものは、市民の声をしっかり聞いて、つまり寄り添って何とかうまくいく方法はないかと考えることだったのです。

相談に来る人は、何とかならないかということやってくるのです。何ともならないのではなく、何とかなるように少しでもいいから一緒に考えてほしい。市民に寄り添ってほしいということです。すると市民は安心すると思います。結果としてできないこともあるでしょう。しかしながら、特に悪い感情を持つことも少なくなると考えられます。

2番目は、関係各課が連携し、部局横断的に対応しますということについてです。対

応していただいているのでしょうか。市民が抱えている問題は各課が連携していかないと解決しないことがあります。特に土地にかかわる問題では様々なことが絡みあっています。私が過去に排水計画に対して関係者での話をしてもらったことがあります。部局横断的に対応するということが書いてありますが、残念ながら部局横断というより、部局それぞれということではかないと思いました。市役所のそれぞれの立場や役目は理解しますが、ここに書いてある部局横断的に対応するということについては、まだまだだと考えています。

市役所の仕事は非常に多岐にわたっていて大変だと考えますが、そうだからこそ市民のために部局横断的に関わるための体制が必要と考えます。市民が抱える困りごとに、個人では対応できないから市役所に相談しているので、皆さんの経験に基づいた知恵を最大限使っていただいて、関係各課で連携して市民の問題に向き合っていただけるようお願いいたします。市民に寄り添うということがどういうことかをいま一つ深く考えていただきたいのと、関係各課が連携し、部局横断的に対応しますということをしかりと実現してください。自分では解決が難しいということで相談にきている、そのことを忘れないでください。お願いします。

さて、笑顔をつくる10年ビジョン、市民の笑顔が人を呼び込むまちです。この実現の鍵を握るのはやっぱり市役所職員の皆さんです。職員の笑顔あふれる接遇と明記してあります。今、説明ありましたように、市役所のそれぞれの職員の方もいろいろ考えておられるということでおられますけれども、市役所で働く職員の皆さんが、笑顔に自然になると接遇も改善され、関係各課が連携して部局横断的に市民の困りごとへ対応するエネルギーももっと出てくると考えます。市長さんはじめ執行部の皆さんの動きが、職員の笑顔に直結することは分かっていると思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

では次の質問にいきます。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) 市役所周辺の浸水被害への対策として、岩崎排水機場の計画の現状について、どのようになっているのでしょうか。また、岩崎排水機場には除塵機が設置されていないので心配しております。これについてもお答えください。

○議長(近松恵美子さん) 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長(蟹江勇二君) 山下議員御質問の市役所周辺の浸水被害の対策についてにお答えいたします。

市役所の周辺となる玉名平野の雨水を強制的に排出するポンプ施設は、岩崎排水機場、河崎排水機場と浦川の玉名排水機場があり、3か所ともに重要な排水処理施設でござい

ます。

御質問の岩崎排水機場につきましては、県管理のかんがい排水施設として昭和30年より稼働し、平成30年11月に管理を玉名市に移管されました。老朽化が進行しているため、国庫補助事業である農業水路等長寿命化・防災減災事業において、平成31年度にポンプのオーバーホールを含む機器の補修工事を行ない、稼働しております。その後も運転管理者や職員による点検やメンテナンスを行ないながら維持管理に努めておりましたが、フラップゲートの腐食が見つかり、機能が低下することが懸念されますので、令和5年度において調査、設計業務を実施し、令和6年度に事業の申請を行ない、令和7年度に改修工事を目指しております。

また、除塵機がなく心配されておられますのが、現在までの運転でゴミや異物などの吸い込みによる運転の停止や故障などのトラブルの報告はあっておりませんが、運転状況などを確認しながら、必要に応じ除塵機の設置も検討していきたいと考えております。

岩崎排水機場建て替えについては、農地の基盤整備などの事業採択要件のハードルが高く、困難な状況であることを踏まえ、限られた補助メニューにて補修対応をしておりますが、今後も県などにメニューの拡充を含め、要望や協議を進めてまいりますので、議員におかれましても御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） ちょうど1年前にも同じことを質問しておりました。玉名市として何か方策はないかと、熊本県との協議をされていることが分かりました。また、今できる最大限のことをされているのも分かりました。ただ、岩崎排水機場、外見が全然変わらないので、市民にとっては、どうなっているんだろうという思いが強いのも事実です。

現在、国が実施している流域治水において、河川の土砂の撤去やそのほか水害対策をしておりますので、何とかこの事業に排水機場の建て替えを組み込むことはできないかと考えていたので、同じ質問をしたところです。

この施設は県管理のかんがい排水施設としてつくられたということですので、現在は補助金ないかもしれませんが、建設当時のことをうまく使って、県がつくったかんがい排水施設である。だから、県もしっかりと責任持って取り組んでほしいということができないのではないかと考えています。担当の職員の皆さんがいろいろ努力されていますが、先ほども申しましたように、外見がそのまま、住民としては本当に何をやっているか分からない。ただ、今回の質問で、市も頑張っているよということは伝えられるということは確かであります。そのほか、玉名平野は水害がいろいろありますので、トータル的に本当に私も一生懸命考えていきたいと思っておりますので、この件についてはど

うかよろしく願いいたします。

質問いたします。下水道の維持管理について質問します。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) 下水道は長い距離にわたって下水を下水処理場まで運ばなくてはなりません。そのために途中途中に中継ポンプが置かれているということです。しかもマンホール内に設置されています。これらのポンプが故障した場合はどうなるのだろうかと疑問を持ちました。それでマンホールポンプの設置状況や維持管理について伺います。

また、下水道の異臭対策について取組が始まりましたが、今後の予定を伺います。

○議長(近松恵美子さん) 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長(荒木 勇君) 山下議員の下水道の維持管理についてお答えいたします。

市内には下水道のマンホールポンプによる排水処理形態として、公共下水道区域及び農業集落排水区域があります。マンホールポンプ設備とは、自然流下で流すことのできない場所から生活排水を汲み上げて、下水処理場へ送る設備のことです。マンホールポンプの設置数につきましては、玉名岱明地区を中心とした公共下水道区域に40か所、横島天水地区を中心とした農業集落排水区域に29か所あり、年間を通して24時間365日昼夜を問わず一定量の排水が溜まると稼働する仕組みで、常に不具合がないよう通報システムにより監視して維持管理に努めています。

また、マンホール内には2台のポンプが設置されており、常に交互運転で稼働しております。そのことから機能維持に努め、1台にかかる負荷を減らしながら健全に保っています。ただし、故障した場合などは、通報システムにより連絡が委託先等へ入り、交換などを行っております。しかし汚水の中に異物が混入した場合、ポンプに負荷を与え、故障の原因になることもあります。その場合、要因である現状を把握し、排水される流域の方々に周知し、御理解を得ながら異物を取り除く作業等を行なう場合もございます。

次に、来年度における下水道からの異臭対策の予定については、今年度、JR玉名駅東側の一部区間におきまして、施設集水柵内にフラップ式の器具を設置しております。異臭は防げましたが、問題の箇所は下水と雨水が合流する区域にあるため、雨天時に雨水断面を阻害しないか現在調査検証中でございます。今後、梅雨時期を経過観察した上で、今後の対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 山下桂造君。

○6番(山下桂造君) マンホールポンプについては、2台のポンプが設置されていて、

異常があればその都度修理され、いつも2台が良好な状態で作動しているということを知り、安心しました。ポンプの故障は下水道からのあふれ出しにつながります。今後もしっかりとメンテナンスをよろしくお願いします。

異臭対策については、今後の効果や雨水の流れ方などを検証して、異臭が強いところから対策をしていくと言われました。駅通り、繁根木、高瀬を歩いていると、私自身が敏感になったようで、以前より異臭に反応してしまって、あちこちからただよってきます。住んでいる人に聞きますと諦めに似た声が聞こえていますので、改善が少しでも早く進むようにしていただければありがたいと思います。

今日の最初の質問は接遇について寄り添ってほしいということをお伝えしました。今回の下水道は寄り添っていただいたなと思っています。

実は次のようなやり取りがありました。私が工務課のほうに行って、「下水道の異臭がするのだけ」と言ったとき、「知っています」と言われました。私は帰りました。何か良い方法はないかと調べてみたところ、熊本市で異臭対策に使用されている装置があることが分かりました。次の日、こういうのを設置したらどうかとまた工務課に話しに行きました。この装置も知っていますと言われました。すると、すぐだったですけれども、工務課より異臭対策を実施するというお話をいただきました。ありがたいことでした。寄り添っていただいたのです。寄り添うということはこういうことだと思います。ただ、今までも下水の異臭については市民から声が上がっていなかったわけではないようです。昔に声を上げたことがあったようですが、残念ながら何もしなかったのか、何もできなかったのかは分かりません。だから市民は諦めてしまっていたのかもしれないと思っています。

市役所に来て相談される方は、何度も言いますけれども、困っているから来ていることを忘れないでください。ほとんどの職員の方はきちんと対応されていると考えていますが、今一度市民に寄り添うということを考えてください。私の係ではありませんというのは本当に慎んでほしいところです。

これも私の話なのですが、先日、担当課だと考えていたところが違っておりました。そしたらその職員の方が、「担当課の職員を呼んできます」と言って対応していただきました。こういうことが積み重なっていくことが大切だと思っています。関係各課が連携し、部局横断的に対応することについて、どんどん実現して行ってほしいです。市民の困りごとは1つの課では対応できないことが多いと考えます。だからこそ市民の期待に応える市役所へ、書いてある関係各課が連携し、部局横断に対応することを、ぜひとも難しいところはいっぱいあるでしょうけれども実現させていってください。

最後に、笑顔をつくる10年ビジョンの市民の期待に応える市役所へを読みます。

市民の期待に応える市役所へ。職員の笑顔あふれる接遇と意識改革。関係各課が連携

し、部局横断的に対応します。市民のニーズに応える専門性を習得。最大限の能力発揮のために、適材適所の人事配置など。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で山下桂造君の質問が終わりました。

次に、14番 徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 皆さん、こんにちは。14番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今月1日付けの新聞各紙では、出生数が80万人を割り込んだ現状を訴える記事が1面を飾り、推測より10年以上早い少子化への危機的状況を伝えておりました。まさに少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻です。また、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えています。

こうした現状を重く受け止め、公明党は、誰もが子どもを安心して生み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを、国家戦力と位置づけて進めなければならないとの認識に立ち、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表しました。今年1月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されます。いよいよ私たちの地域でも子どもや若者、男女共同参画の視点から、子どもも親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進めるときだと思えます。

そこで、安心して安全な子育て環境の整備について、4点質問をさせていただきます。

1点目が、妊娠、出産後の見守り訪問事業の展開についてお尋ねします。

このたび、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型支援と妊娠出産時に計10万円相当を支給する財源が補正予算により確保されました。昨年12月定例会で一般質問をさせていただいた中でも紹介いたしました。明石市では、市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品を御自宅にお届け、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝えるゼロ歳児の見守り訪問おむつ定期便を2020年10月よりスタートしています。

そこで、本市においても妊娠、出産後の見守り訪問事業の展開について、具体的に何をどのように進めようとしているのか伺います。見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の妊娠、出産後の見守り訪問事業の展開におきます本市の出産、子育て応援事業に係る伴走型相談支援の取組についてお答えいたし

ます。

先般の12月議会で御承認いただきました出産、子育て応援事業でございますけれども、県内でもいち早く本年1月より事業を開始しているところでございます。伴走型相談支援ですが、これは妊娠届出時から、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報を共有しながら、出産、育児等の見通しを立てるための面談や、その後のプッシュ型の情報発信、相談の随時受付等の継続実施を通じ、必要な支援等につなぐ取組でございます。

本市での伴走型相談支援の取組につきましては、以前から母子健康包括支援センターを保健センター内に設置し、母子保健の最初の出会いであります母子健康手帳交付時の個別面会の機会を活用し、全ての妊婦の背景や事情を聞き取りまして、妊娠期から出産、子育て期までここに応じた切れ目もない相談、支援に努めているところでございます。特に生後2か月ごろまで、保健師、助産師による全戸訪問事業や、母子保健推進員による妊娠8か月児と産後3か月児の訪問活動に力を入れております。また、5か月児のもぐもぐ教室や7か月児のすくすく教室など、月例に応じた新たな子育て相談事業も展開しているところでございます。

議員御質問の兵庫県明石市が取り組みますゼロ歳児の見守り訪問、おむつ定期便のような毎月市が提携した配達員がお宅を訪問し、赤ちゃん用品を届ける際に子育ての悩みや困りごとを相談しながら、見守りを行なう事業を取り組む予定はありませんけれども、既に本市が取り組む伴走型相談支援は、国の示す要件を充たしておりますので、まずは従来の取組を継続しながら、今後は玉名市公式LINE等を有効に活用するなど、プッシュ型の情報発信の充実にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

特に現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のために体制整備が必要と考えております。

そこで2点目の質問になります。家事支援員（産後ドゥーラ）の確保についてお尋ねします。

見守り訪問事業等を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから、子どもと親の日常を守るために家事支援等が必要なケースも予想されます。産後のお母さんの御自宅に伺い、家事からお子さんのお世話、お母さんの情緒面も含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員（産後ドゥーラ）の育成や確保を必要と考えますが、お答えください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、産前産後の母親の育児に関する様々な不安や悩みにつきましては、助産師、保健師、栄養士等の専門職が相談に応じ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めているところでございます。

まず、産後ドゥーラとは、一般社団法人が運営する産後を支えるための知識、技術を習得された産後ケアの専門家で、子どもを預かるだけではなく、家事や育児、家庭の状況に併せて、心と身体をいたわる手伝いをするということでございます。

現在のところ、産後のお母さんを支援するために必要な知識やスキルを持った支援員、産後ドゥーラが訪問して、家事や育児などの支援を行なう産後ケアサービス事業は本市では行なっておりません。国は、本年4月にこども家庭庁を設置し、こどもまんなか社会の実現に向け、子ども政策に全力で取り組んでいくことから、国の補助金等を有効活用した産後ケアサービス事業につきましては、今後検討してまいりたいと思います。また、事業を行なう場合は、民間の事業者を活用することも一つの手段と考えますので、熊本県内で活動する認定産後ドゥーラの活用も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

まだ本市においては、産後ドゥーラまだいませんということですが、今後この産後ドゥーラの存在というのはすごく重要になってくるかと思えます。また、まだ産後ドゥーラの資格自体を持った人も少ないと思えます。

そこで再質問になりますけれども、この人材の育成や確保のためには、家事支援員等の資格を取るための支援制度の創出なども今後考えるべきだと思います。そういうものがとても有益だと思えますが、こちらも見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

産後ドゥーラに関しましては、一般社団法人が運営する産後を支えるための知識、技術の習得が必要となりますので、今後事業を検討する際には、産後ケアの専門家である産後ドゥーラの確保も含め検討し、この資格取得にかかる費用の助成も他市等の先進事例を参考にしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） この産後ドゥーラの質問、こちらは昨年の6月の定例会で田浦議員からの一般質問をされて、そのとき結構前向きな答弁でもあったかと思えますが、産後ドゥーラとかについては、今後必要不可欠な存在となっていくと思えますので、早

期の対応をお願い申したいと思います。

それでは、3点目の質問になります。子ども食堂の整備拡充についてお尋ねします。

子ども食堂の運営のために、スタッフやボランティアなどの人材、事業を展開するための場所、事業を継続するための運営資金、様々な食材、地域や学校との連携のための人脈、保健衛生管理などの知識など様々な運営資源の確保が必要です。子ども食堂は、月1回開催するところから365日、3食を提供しているところ、数人を対象としているところから、毎回数百人が集まるところまで実に多様です。目的もおなかをすかせた子どもへの食事提供から、個食の解消、豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと様々です。

また、事業虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻であり、様々な形態の子ども食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、我が地域へ柔軟かつ積極的に子ども食堂の整備を進めるべきと考えておりますが、本市の現状を含め見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

本市では現在2か所の子ども食堂が運営されており、この子ども食堂への支援といたしましては、不定期ではございますが、くらしサポート課内にあるフードバンク玉名から、事業所や個人の方々から御寄附をいただいたお米を提供している状況でございます。また、国や県、あるいは民間団体の助成制度や講習会の案内などにつきましても市を通じて情報提供を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

子ども食堂はその必要性が大変注目されております。今後どれぐらいの需要が本市においてあるのか。また、整備拡充への支援はどのような形でやればいいのか、しっかりと精査して、将来的には1小学校区に1か所以上は展開されるような対策を要望したいと思います。

それでは、次に4点目、奨学金代理返還への支援についてお尋ねします。

若者が夢と希望を持って生きられる環境を整えることも大切であります。日本学生支援機構の2022年度の調査では、何らかの奨学金を受給している学生の割合は、大学で49.6%、短期大学で56.9%にのぼり、卒業後の返還の負担に悩む人も少なくありません。

奨学金の代理返還支援とは、奨学金を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部または全額を支援する制度です。以前は社員の給与に上乗せする方法しかありませんでした。

たが、日本学生支援機構は2021年4月から、企業が機構へ直接送金できる制度に改善されました。この制度により返還の負担がなくなるだけでなく、支援を受けた額の所得税が非課税となります。一方で企業も若手の人材採用をしやすくなるメリットがあると同時に、損金算入ができ、法人税の減額も見込まれます。奨学金の代理返還制度は、奨学金の返済に悩む若者の支援、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして、地域の活性化につながる制度であると思います。

そこで、地域の奨学金の代理返還制度を導入する企業に対する行政からの支援制度を創設し、学生と企業と地域社会の活性化を図ることは大変に有意義と考えますが、こちらの見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 徳村議員の奨学金の企業代理返還への支援についての御質問にお答えいたします。

議員詳しく述べていただきましたけれども、奨学金の企業代理返還制度は、貸与奨学金を返還している社員へ、企業がその奨学金の一部または全額を支援する取組です。返還支援については、令和3年4月より、一定の条件のもとで、企業から日本学生機構へ直接返還することも可能になっております。これは奨学金返還への支援につながる一方で、企業側にとっては優秀な人材確保や企業イメージのアップにつながるものと認識しております。本制度の周知啓発については、企業が参加する各種会議や市の広報媒体で行なうことを今後検討してまいります。また、企業側にも一定の負担が生じるため、代理返還を行なう企業への国や県の支援事業も併せて周知していきたいと考えております。

企業の人材確保につきましては、本市の地場企業にとりまして大きな課題となるため、奨学金返還への支援を含め、他市町村の動向を見ながら、市としての有効な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

この代理返還をめぐっては、公明党が強力に推進してきた経緯がございます。全国各地で実施されてきた政策懇談会や政策アンケートなどで寄せられた、奨学金の返還負担を軽くしてほしいとの多くの若者の声を受けて、政府に支援策の拡充を訴えてきたものです。ぜひ地元企業にもこの制度の周知と啓発、啓蒙をお願いするとともに、優秀な若い人材が玉名に来てくれるような支援を本市にも要望したいと思います。

以上で、安心して安全な子育て環境の整備について、4点質問させていただきましたが、岸田総理も従来とは次元の異なる少子化対策をと表明するなど、少子化対策は我が国の喫緊の課題です。子ども・子育て支援を国の最重要課題として、公明党はこれからも取

り組んでまいりたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） では、徳村議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） それでは、次の質問に移ります。

支え合い助け合う地域社会の構築についてお尋ねします。

高齢者人口は2025年には3,677万人に達し、その後も高齢者人口は増加傾向で、2042年に3,935万人でピークを迎えます。社会は高齢化と核家族化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、電球交換やごみ出しなど高齢者の日常を支える取組が益々重要になります。

それで、高齢者をはじめ自立が難しい人々が安全に安心して暮らせる、支え合い助け合う地域社会の構築について、以下の質問をさせていただきます。

1点目は、日常の買物などへの支援の推進です。食事など日常の買物に困っている高齢者などを支援するため、食料品などを自宅に届ける宅配サービスや、地域を巡回する移動販売カーの運行を進めるべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、スーパーなどの商業施設への送迎用のデマンド交通の整備も有意義かと考えますが、見解を伺いたいと思います。

さらに、自治体と介護施設とスーパーなどの商業施設が連携し、送迎に加え店内での買物サポートにより、外出に困難と感じている高齢者が安全に安心して外出ができるようになり、健康増進につながると思いますが、こちらも見解を伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

高齢者人口は団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向かうにつれ、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、また、認知症高齢者の増加が予想されております。このような中、現在、市においては、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための取組を、第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき推進しているところでございます。

議員御指摘の移動手段のない高齢者の買物支援についてでございますけれども、前述した第8期計画策定の際に実施いたしましたニーズ調査でも外出支援に関する意見、要望が多く寄せられており、喫緊の課題の1つであると認識しております。

現在、高齢者の買物支援につきましては、家族や隣近所による助け合いはもとより、移動販売車とくし丸の運行、介護保険の地域支援事業における訪問型サービスによる買物代行、また、通いの場とキッチンカーとのマッチング等が行なわれております。市といたしましては、地域支援事業における生活支援体制整備事業をさらに推進することで、高齢者の生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化を図っていく取組を構築してまいりたいと考えております。

また、介護予防生活支援サービス事業における訪問型サービスの一部として、移動支援を導入することについても検討を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

欠かすことのできない日常の買物ですが、本市においては宅配サービスや移動販売カーの充実が向いているのか、また、乗合タクシーなどの交通整備が充実したほうが良いのか、地域性もありますので十分精査しなければならないと考えております。

ただ、高齢者の日常の買物などは、困らない体制づくりというのは、答弁のとおり急務だと考えております。民間との連携も視野に入れて、ぜひ対策を打っていただきたいと要望いたしたいと思っております。

次に、移動式オンライン訪問診療所の普及促進についてのお尋ねをいたします。

医師不足の中山間地域や通院が困難な高齢者に対して、集会所や自宅付近へオンライン診療のための機器と看護師が乗った自動車が出向き、自動式オンライン訪問診療所の整備も必要かと今後考えますが、こちらの見解を伺いたしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましても議員の御指摘の高齢者などの交通手段のない方で、医療機関を受診することが困難な方が一定数いらっしゃることは認識しております。また、議員御質問の、医師は離れた医療機関等にしながら、高齢者などの自宅や集会所に通信機器や診療機器を搭載した移動可能な車両等で、看護師等の医療スタッフが訪問し、医師は医療機関での外来診療などと並行して、離れた場所で診療が可能となる移動式オンライン訪問診療の取組が、全国の先進地では行なわれていることは承知しているところでございます。

現在のコロナ禍の中で、オンライン診療の必要性は特に高まっておりますが、実際に

実施主体となつていただく医師会と関係機関と協議を進めていく必要がございます、実施の可能性等も含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

本市ではまだ喫緊の課題とはなっていないかもしれませんが、過疎地域で起こっている医師不足の問題に、オンライン診療車の普及が大変期待されているところでもあります。これはヘルスケアモビリティと呼ばれているものです。このヘルスケアモビリティとは、医療機器などを搭載した車両で、患者の自宅などへ出向き、車内でオンライン診療ができるのが特徴となっております。

長野県の伊那市で始まった実証では、看護師とドライバーが同乗したヘルスケアモビリティが患者さんの自宅を訪れます。そして、患者さんは車内に乗り込み、ビデオ通話で医師による診療を受けて、看護師による処置や検査を受けることができます。超高齢化、過疎化、医師不足、そして医療機関の偏在、日本の医療は深刻な課題をいくつも抱えております。伊那市で始まったヘルスケアモビリティの実現は、その難問を解決へ導くソリューションとして、全国各地の自治体、高齢化社会を迎える先進各国で注目を集めているそうです。ぜひ今後の本市での課題としても取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問、認知症の人も家族も安心な地域をについてお尋ねします。

認知症高齢者は、2025年には約700万人に増加すると推計されております。認知症の対象は、医療、介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護などの総合的な施策が求められます。家族や友人、知人の認知症の当事者への適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、認知症の人や家族の視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要です。

そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの要請、認知症に関する相談体制の整備など総合的な対策が必要と考えますが、本市の取組と見解を伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、高齢者人口の増加に併せまして、認知症高齢者も増加が予想されております。現在、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、この推進員を中心に認知症に日本一理解のあるまちを目指して、様々な取組を行っております。

一例を御紹介いたしますと、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家

族の介護負担の軽減等を図るための取組といたしまして、認知症カフェの開催、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制である認知症初期集中支援事業の実施、認知症サポーターの養成、地域における認知症行方不明者捜索模擬訓練の実施、認知症に対する理解を深める啓発活動である世界アルツハイマーデーの取組など、その方の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れに応じた施策を推進しております。今後もこれまでの取組を着実に推進し、また、議員御指摘のとおり、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるために地域での支援体制を強化し、地域の認知症の人や、その家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジを早期に整備して、その運営を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

様々な取組の御紹介がありましたけれども、国の認知症施策の推進大綱でも柱の1つになっているのが、普及啓発になっております。生活上の困難が生じた場合でも重症化を予防しつつ、地域の中で自分らしく暮らし続けることができる社会にするためには、地域の理解と強力が大変重要だと思っております。

それでは次に、こころのサポーター養成制度の充実をについてお尋ねします。

ここ数年、社会問題としてメディアで多数取り上げられているのが8050問題です。80代の親が自宅に引きこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまうことも少なくありません。40歳以上の人は、そもそも自治体の相談窓口で受け付けてもらえなかったり、相談に乗ってもらえたととしても、就労を目的とした社会復帰のプログラムにつなげられたりと、当事者がますます追い詰められてしまう状況もあります。

引きこもりやうつ病など、精神疾患への正しい知識と理解を持って、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を抱えている人も含めて、メンタルヘルスの不調を抱える人を地域や職場で支えるこころのサポーターの養成について、講習会など積極的に展開し、そして適切な支援が届けられる体制を整備するべきと考えておりますが、こちらの見解を伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員御説明のとおり、こころのサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や、家族に対してできる範囲の手助けをする人のことを指しており、各地域でこころのサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入に

つなげることを目的としております。

国では、うつ病などの精神疾患や心の不調に悩む人を支えるこころのサポーターを、令和15年度までに全国で100万人養成することを目指しております。また、令和3年度から令和5年度の3か年にモデル事業として、全国の複数自治体で現在試行実施中であり、令和6年度に本格実施の予定でございます。

こころのサポーターの養成は、メンタルヘルスに対する正しい知識や心の不調を抱える方に寄り添うことの重要性を多くの方に理解していただく取組として、大変重要であると考えております。今後国では、全国のモデル事業における検証を行ない、課題等を整理し、制度設計されると思いますので、国や県の動向を注視するとともに、講座を開催する講師の確保等も懸念されますので、広域での実施も考慮し、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

心の不調で悩む人をサポートするため、さらには偏見のない暮らしやすい社会をつくるため、メンタルヘルスの基本知識や聞く技術などを学ぶプログラム研修、こういうものを受講した人をこころのサポーターと呼ばれているそうです。ぜひこの運動の広がりを本市でも取り組んでいただきたいと要望したいと思っております。

次に、ヤングケアラー等への支援の推進についてお尋ねいたします。

社会の高齢化や核家族化の進展に伴い、ヤングケアラーも増加しております。文部科学省や日本総研が小学6年生と大学3年生を対象に行なった実態調査によると、小学6年生の15人に1人、大学3年生の16人に1人がケアを行なっている家族がいると答えています。ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は、家事だけではなく、家族の介助や通院の付添い、薬、金銭の管理、兄弟姉妹の世話や見守りなど、生活のあらゆる場面にわたります。そのため日常的に自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等にも支障を来すなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、誰もが介護者となり得る現状において、介護する人、ケアラーが孤立することなく、当たり前の日常を送れるように、ヤングケアラーやダブルケアラーも含めて、介護者を支援するために、相談窓口や家事支援体制の整備が必要かと考えますが、こちらの見解を伺いたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの調査につきましては、令和3年9月に中学3年生全員を対象に実施

いたしました、男女共同参画に関する意識調査の中に、「あなたは家族に代わって以下のことを行なっていますか」という設問があり、「家族に代わり若い兄弟の世話をしている」と答えた生徒が4%、「障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしている」が0.8%、そして、「障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている」が0.8%という結果でございました。今後、ヤングケアラーに的を絞った実態調査等を実施する予定は現時点ではありませんが、男女共同参画に関する意識調査と同様に、ヤングケアラーに関する項目を設けるなどの実態調査の実施を検討してまいります。

次に、ヤングケアラーの相談窓口や支援につきまして、ヤングケアラーは、家庭内の問題で表に出にくいことや、ヤングケアラーという概念の認知が低く、子どもやその家族もヤングケアラーであるという認識がない場合が多いこと、そして、ヤングケアラーが抱える課題は、教育、福祉、介護等多方面に波及し、支援の難しさもございます。

一方で、ヤングケアラーを発見しやすい教育分野や、実際ヤングケアラーと関わり、支援する福祉や医療分野等の職員が、まずはヤングケアラーについての認識を深め、早期にヤングケアラーを発見することも重要であると考えております。

このようなことから、ヤングケアラーに特化した相談窓口の設置より先に、まずは相談者の中にはヤングケアラーがいるかもしれないという聞き手側の認識を高めること、そして、既存の教育、福祉、介護等の相談窓口が連携することが、本市においては適切な支援につながるものと考えます。また、ヤングケアラーの問題は、多方面の支援が必要となりますので、様々な福祉、介護等のサービスを包括的に支援できるよう、関係部署が共通認識を図り、より一層連携していくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

ヤングケアラーについても昨年、田浦議員の一般質問であったように、実態がまだきちんと把握されていない状況であるかなど。まずは実態を調査し、声なき声を聞き逃さない体制が求められているように感じました。

それと答弁の中にありましたとおり、まずはヤングケアラーに関する認識を深めることがすごく大事だと私も思います。情報を共有したり相談をつないだりするなど、具体的な取組も必要ですし、さらに学校や教育委員会等に加え、高齢者や障がい者等との組織横断的な取組や、市独自のヘルパー派遣なども考える必要があるかと思っております。早急に、まずは実態調査を要望したいと思います。よろしく申し上げます。

次に、地域防災力の向上への取組強化についてお尋ねします。

気候変動による災害の激甚化や頻発化に対し、人の生命を守るための対策強化が必要です。近年気象庁では、洪水情報をより正確に、より早い段階で予測する体制の強化も

進めています。そこで気象庁の最先端の情報を活用して、災害時に高齢者や障がい者の生命を守る個別避難計画や、事前に防災行動を時系列にまとめたタイムライン、防災行動計画の策定を進めることが重要だと考えておりますが、こちらの見解を伺いたいと思います。

また、女性の防災リーダーの育成により、女性の視点を生かした備蓄品の確保なども有意義かと考えますが、こちらも併せて見解を伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、高齢者や障がい者の方々など、避難の際に配慮が必要な要配慮者への取組につきましては、災害が発生する恐れのある場合は、高齢者等避難と呼ばれる避難情報を発令しており、避難に時間のかかる方については、早め早めの避難を呼びかけているところでございます。そうすることで避難遅れの防止を図っております。

また、要配慮者が利用する介護福祉施設、学校等で、浸水などの災害の危険性がある施設については、要配慮者避難確保計画の作成、訓練の報告が義務化されており、施設利用者が安心して利用できる仕組みづくりが進められております。

また、高齢者や障がい者の方々など、避難行動要支援者と呼ばれる方へのお一人お一人の対策としましては、総合福祉課におきまして、避難支援者や緊急連絡先などをまとめた個別避難計画の作成を行っており、日常の見守りや災害時に備え、区長や民生委員へ避難行動要支援者名簿を提供しているところでございます。

また、先ほど言われましたマイタイムラインですけれども、こちらのほうも地域の特性などもございますので、それぞれにマイタイムラインの作成を準備していただければ、避難については心強いものと思います。

今後災害の支援対策につきましては、引き続きさらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、女性の防災リーダー等を活用した防災対策の強化についてでございますけれども、現在本市においては、防災指針となります地域防災計画を定めるための防災会議の委員としまして、男女共同参画審議会、玉名市女性人材リストなどから、女性委員として参加をいただいております。計画の策定に当たっては、女性視点の意見を取り入れながら行なっているところでございます。また、備品等の購入に当たりましては保健師などと相談し、例えば、乳幼児等に必要な物品等も女性視点を取り入れながら購入しているところでございます。そのほか、避難所運営につきましても、必ず女性職員を配置しており、女性にも配慮した避難所運営が行なえるよう取り組んでいるところでございます。

この地域防災力の向上には、日ごろからの日常生活における支え合い、助け合える地域社会の存在が重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

各自治体、玉名市でもそうですけれども、要配慮者や要援護者に対するマニュアルはしっかり作成されていると思いますけれども、それだけで災害も十分といえる状況ではないと。つまり公助には限界があるということをしかり促して、周知することも重要かと私も思います。災害が起きたら避難所へ頼むというのが前提ではある。基本的には可能な限り在宅避難をベースとして、各家庭に併せた自助としての防災対策や備蓄を充実させる必要があると私も考えております。自分や家族、ペットを含む場合もあるかと思えます。それにとって欠かせないもの、それがないと命にかかわるものは何かと考えて備えることが重要だと思います。

また、ハード整備だけではなく、防災対策に女性の視点をより反映させるため、地域や企業などの防災活動の中核となる女性防災リーダーの育成が不可欠であり、防災分野でも女性が活躍することが必要であると考えております。

また、被災者の目線に合う備えを行なうことは極めて重要であり、そのためには避難所での授乳や着替えなどの問題など、細やかな配慮の必要性に気づくことのできる女性ならではの視点を生かしながら、よりきめ細やかな災害対策を進めていかなければなりません。女性特有の健康問題に対する情報提供の少なさや清潔維持の困難、ニーズに合わせた物資の不足なども課題です。避難持ち出し品としてのバッグに入れられるものもライフスタイルによって必要なものが変わるなど、男性には気づかないことも多くありますので、女性の防災への参画を促す取組をぜひ今後強化していただきたいと要望しております。

それでは、次の質問に移ります。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） がん対策についてお尋ねいたします。受診率向上対策について質問いたします。

健康寿命を延ばし、かつ医療費を抑制するために予防医療を充実さえ、早期発見、早期治療により重症化を防ぐことは極めて重要であります。しかし、死亡原因の第1位であるがんの日本人の平均検診受診率は30%以下であり、欧米の70%以上、お隣韓国の60%に比べてかなり低く、先進国の中でも最低レベルです。平成24年には政府が定めたがん対策推進基本計画では、5年以内に受診率を50%に引き上げる目標を掲げています。

本市において、このがん検診の受診率はどのようになっているのか。また、本市が目標としている受診率はどのくらいで、その達成に向けて具体的対策がなされているのか

伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の受診率向上対策についてお答えいたします。

本市では、がん対策として、健康増進法に基づいた5つの種類のがん検診事業を実施しております。がん検診を受診できる機会は、市町村が実施のがん検診、健康保険組合、全国健康保険協会等が主体として実施するがん検診、個人で実施する任意検診の3つがございます。この3つの検診のうち、本市が実施するがん検診の受診率の状況といたしましては、令和3年度実績で、肺がん検診11.2%、胃がん検診7.4%、子宮頸がん検診16.3%、乳がん検診15%、大腸がん検診8.6%、がん検診受診率の合計といたしましては、11.3%となっております。国のがん検診の受診率にかかる目標値といたしましては、先ほど申し上げました、市町村、職域、任意での3つのがん検診全体の受診率で50%以上を掲げておりますが、本市として職域、任意検診における玉名市民の検診状況を知る術がありませんので、本市全体での受診率を把握できないことから、国の目標数値と単純比較はできませんけれども、受診率向上は本市でも課題となっております。

本市でのこれまでの対策といたしましては、広報紙やホームページでの周知、20歳、40歳といった節目年齢での無料クーポン券の送付、個別医療機関検診による受診機会の拡大、一部の検診については、郵送対応などによる受診勧奨等を行っております。さらなる対策といたしまして、レディース検診を冬季に実施するなど、集団検診の実施時期を分散して住民の受診機会を確保したり、また、集団検診の予約受付対応に委託機関によるコールセンター方式を導入することで、受診しやすい環境整備に努めるなど、受診率向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

本当に低い受診率で、これってなかなかがんをなくしていくというのは厳しいなと感じるところでもありました。その中で、再質問として、特に胃がんと子宮頸がんについてお尋ねしたいと思います。

胃がんについては、以前三度にわたりピロリ菌検査等それを要望した経緯がございますけれども、いずれも胃がん検診については、国、県の動向、また医学的見解等を検証しながら、今後のピロリ菌検査の補助につきましては、検討していきたいとの執行部、そして市長からの答弁をいただいたところであります。

現在、この医学的見解で言えば、最近の研究により、胃がんの原因の95%以上がピ

ロリ菌の感染によるものであるということが明らかになってきております。北海道大学の浅香正博教授は、胃がんに密接に関わりのある萎縮性胃炎の大半がピロリ菌感染によるものであり、胃がん予防のために除菌が必要であることを提言されております。

また、ピロリ菌の発見で2005年にノーベル賞を受賞されたバリー・マーシャル博士もピロリ菌検査と内視鏡検査をセットにした、日本の胃がん撲滅への取組を高く評価されております。また、特に血液検査による胃がんリスク判定と、内視鏡検査セットで実施しているメリットとして、採血検査から入るため身体的負担がすごく軽減されると。また、検査のあとにしますので内視鏡の無駄うちがなくなる。また、バリウムを廃止できる方向に持っていけるといなど、これは医療費の削減効果も多大ではないのかなと感じております。

また、さらに導入済みの先進自治体も多く、近隣では以前も紹介しました長洲町と荒尾市でも既にピロリ菌検査の助成をやっております。ぜひ、その後どのように執行部として検討されたのか、その上での答弁をお願いしたいと思います。

それと次に子宮頸がんについてですけれども、こちらは今年のちょうど1年前、3月の定例会で一般質問をさせていただきました。その中で言及しておりましたけれども、9価のHPVワクチンが今度定期接種の対象ワクチンとなることが来年度から正式決定となりました。この9価ワクチンが定期接種化されるに当たり、正しい情報は絶対にねいに伝えるべきだと考えておりますが、これの周知に対する市の見解をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

本市といたしましては、国の指針では、検診としての導入は推奨されておりましたが、ピロリ菌検査が胃がんの早期発見には重要な役割を担っていることは認識しております。さらに熊本県下14市の導入状況といたしましては、現在6市が導入している状況でございますので、本市としましても導入に向けて、実施方法や補助の有無など、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、9価ワクチンの追加に伴う周知方法についてでございますけれども、子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの予防接種は、令和4年4月から他の定期接種と同様に個別の接種勧奨が再開されたところでございます。これまでHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンが定期接種として公費で受けられておりましたが、9価ワクチンは国が承認はしていたものの任意接種であったため公費対象ではなく、接種費用が高額でありました。

そもそもHPV、ヒトパピローマウイルスのワクチンですが、100種類以上の遺伝子型があり、日本人の女性の子宮頸がんが多い、2つの型に対応する2価ワクチン、さ

らに、尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因に対応する2つの型を加えた4価ワクチンがございました。そして、さらに5つの型を加えた9価ワクチンが、本年4月より定期接種に位置づけられ、後期で接種は可能となります。9価ワクチンにより、これまでの2価または4価に比べ、より広範囲の予防効果を期待するものでございます。

国から9価ワクチンに関する接種の実施要領等はまだ示されておりませんが、2価または4価ワクチンは、間隔をあけて3回接種するものでございますけれども、現段階で既に1回または2回の接種を開始している方は、残りの回数は同一ワクチンでの接種を完了することを国が進めているところでございます。

本市といたしましては、本年4月から9価ワクチンが追加されることに備えまして、医療機関への説明会と対象者への周知を計画しているところでございます。特に令和5年度から新たに対象となられる平成22年度生まれの女子と、新たなキャッチアップ対象者となられる平成18年度生まれの女子に対しまして、個別の勧奨通知を行なうよう計画しております。そのほか広報紙やホームページ、市公式LINEにより、9価ワクチンの効果や接種方法等につきましても周知を行なっていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

具体的な今後検討を進めていかれるという前向きな答弁をいただきましたありがとうございます。特に、また40歳以上の特定健診の項目にこのピロリ菌血液検査の追加を考えております。それも有益だと思います。また胃がん撲滅へ、将来的な布石として、中学3年生を対象に毎年ピロリ菌検査を実施するというのも有益だと思いますので、ぜひとも考慮していただければと思います。とにかく市民の命を守るために早期に実施していただければ幸いです。

そして、子宮頸がんワクチン、9価HPVワクチンについては、これは大変有益なワクチンですので、このような定期接種制度が改定される際には混乱が生じることもあります。適切な情報提供を行なっていただくことが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。答弁にもありましたとおり、定期接種対象者及びキャッチアップ接種対象者全員に、個別通知でお知らせしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、小中学校におけるがん教育の取組についてお尋ねしたいと思います。

文部科学省のがん教育に関する検討委員会の報告には、基本的な視点として、いのちの大切さを育むがん教育と明記されております。つまり、単に教師が保健体育の授業の中で、がんという病気を教えるだけでは不十分で、例えば、土曜授業や総合的な学習のとき等に、医療従事者やがんを経験された方を外部講師で招き、子どもたちと交流する

中で、いのちの大切さや他人への思いやりを育んでいくという姿勢が重要であるということだと思えます。ぜひともこの点も本市の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の小中学校におけるがん教育の取組についてお答えいたします。

がんにつきましては、小学校では体育で、中学校では保健体育で扱うことになっており、全ての小中学校でがん教育を実施しております。授業では、がんの特徴だけを取り上げるのではなく、生活習慣と関連した内容を学びます。具体的には、禁煙をする。喫煙しないということですね。また、食生活を見直す節酒、お酒を控えるのを節酒する。身体を動かす。適正体重を維持するなどの生活習慣の実践ががんになるリスクを減らすことにつながるといったことなどです。

さらに中学校では、健康診断や健康相談などの健康を守る社会の取組について学習するほか、心身の状態が不調なときは、早く医療機関を受診する必要があるといったことなどについても学んでおります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

文部科学省では、がん教育において、一つ、教師による授業と、そして二つ、外部講師による教育を車輪の車の両輪として考えております。この流れを定着させていくことが大事だと思います。外部講師による教育カリキュラムをぜひ今後組んでいただいて、教育の現場からがんの対策をお願いしたいと思えます。

最後になりますけれども、このたびトルコ・シリア大地震が起きてちょうど1か月となりました。マグニチュード7.8の地震で、両国で5万人を超す人が亡くなったこの状況には、熊本地震を経験した上でもかける言葉が見つかりません。日本には積極的な役割を果たしてほしいと思えます。また、政府だけではなく、私たちにできることを見つけ、被災地への支援に手を伸ばし続けたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 次に、15番 西川裕文君。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） こんにちは。15番、第二新生クラブ、西川裕文です。

傍聴席の皆様、またネット配信で御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

さて、昨日、新型コロナウイルスで中止になっておりました金栗杯玉名マラソン大会が4年ぶりに開催されました。天候も快晴で特に若い選手の方々に元気を与えていただきました。ハーフマラソンの部は、川内優輝選手ら招待選手以外にも一般の選手等、特

に九州内の多くの大学生の方々の参加、そして男女10キロメートルロードレースに対しましては、一般競技者だけでなく、学校対抗のレースで、九州内だけでなく、遠くは愛知県からも参加していただいた多くの高校生の方々の参加で、本当に若々しく元気をいただくことができました。

また、先週の横島いちごマラソンと、今回初開催となりました玉名いでんマラソン2023も、多くの選手の参加をいただいて盛り上がることができました。このときは私たち市議団も、26キロ地点と、行きが16キロ、帰りが35キロの地点でサポートをさせていただきましたが、本当にたくさんの方々の走りに元気をいただきました。また、地元高校生や多くのボランティアの方々、地元の方々の声援で、本当に明るく元気な大会でありました。職員の皆様方も二週連続で大変であったと思いますが、この玉名に地元以外からも多くの方々に参加していただき、本当にありがたく感じた次第です。

また、2月25、26、27日は西南戦争の関ヶ原の戦いといわれています高瀬の戦いから146年になる本年、先週の3月4日土曜日に高瀬官軍墓地にて西南戦争慰霊祭が執り行なわれました。日本赤十字社発祥のゆかりの地である玉名でもあります。当日は高瀬のお寺のお坊様方のお参りと、川島神楽の方々の神楽奉納が行なわれました。新しい日本をつくる思いで、最後の国内の内戦である西南戦争、新しい日本をつくっていくという思いで戦われ、亡くなられた皆様方に心から感謝をいたしました次第でありました。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、防災行政無線の戸別受信機設置状況について質問いたします。

本年度、高齢者世帯、また身体障がい者対応の戸別受信機の貸与が行なわれておりますけれども、この貸与の状況はどのようになっているか伺います。戸別受信機の設置は大変大切であり、今までになかった戸別の受信機の設置が行なわれております。これにつきまして、設置状況について伺います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 議員の防災行政無線の戸別受信機設置状況についてお答えいたします。

本市では、災害時の情報発信につきましては、防災行政無線やＬアラート、玉名市安心メール、電話応答サービス、ＬＩＮＥ、フェイスブック、ホームページなどの複数の手段により行なっているところでございます。この安心メールやＬＩＮＥなどのＳＮＳツールにおきましては、どこにいても情報を受け取ることができますが、スマートフォンやパソコンの扱いが苦手な高齢者の方などには、情報を取得しづらいという点もございました。

そういった状況を踏まえまして、従来公共施設や区長、消防団等に貸与しておりました戸別受信機につきまして、条件付きではございますが、情報の入手が困難と思われる70歳以上の高齢者のみでお住まいの世帯などへ、新たに貸出しを始めております。その貸出し世帯数としましては、2月末で43件でございます。これまでは戸別受信機の貸与につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、広報たまなやホームページのみでの周知を行なってまいりましたけれども、今後は区長や民生委員の会議など積極的に出向きまして、安心メール等の推進も併せて、戸別受信機の貸出しについてさらなる周知を図ってまいりたいと思います。また、この貸出しの条件につきましても適宜見直しを行ない、市民の皆様のニーズに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

今、答弁ありまして、2月現在で43件ということで、まだ数は少ないと思いますけれども、今までに全く戸別の受信機につきましては、先ほどありました区長さんとか消防団とか、私たちがそうですけれども、そういうところでしか戸別受信機はなかったと。合併当時は天水町のほうが災害があつて、天水町のほうは全戸受信機はあつたと聞いておりますし、それからなくなって、どうしても台風とか大雨のときは、なかなか野外スピーカー等々の整備もされておりますけど、聞きづらいということで、今回初めて一般、年齢、条件ありますけれども、戸別受信機の設置を始めたということで、ありがたく思っております。

それでは、再質問になりますけれども、今まで戸別受信機設置をなされていなかった中で、安心メール等々対応していただいておりますけれども、SNSも含めて、現在の安心メールの利用状況については、どのようになっているか伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

現在、玉名市安心メールの登録者数は、令和5年1月末時点でございますけれども、7,031件でございます。この登録者数につきましては、令和4年6月議会の前田議員の一般質問におきまして、その当時、令和4年5月末時点で8,773件と答弁いたしております。ここに1,740件ほどの差がございますけれども、これは今年度のシステムの更新によりまして生じたものでございます。

従前のシステムでは、安心メールを送信した相手方の件数を登録者件数として把握しておりました。更新後の新しいシステムでは、二重登録でありますとか、受信拒否等の件数までも把握できるようになりましたので、より正確な安心メール登録者の件数が把握できるようになった次第でございます。

参考までに申し上げますと、市の公式LINEの友だち登録者数は、現在5,130件を超えております。今では複数の種類のSNSが普及しまして、メールを利用する人自体が、特に若い世代を中心に減少傾向にあるように感じております。そうした状況はございますけれども、市民の生命、財産を守るため、防災情報の発信につきましては、今後も引き続き、防災行政無線や安心メール、LINE、ホームページなど複数の手段によりまして、正確かつ迅速、確実な情報発信ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

今、答弁ありましたように、昨年の6月議会で前田議員の質問の答弁では、8,773名ということで、現在、1月末で7,031名ということで、かぶっていたところの数値もかなり含まれていたというところで伺いまして、これはこれとして、LINEも含めホームページ等も含めて、いろんな多方面にわたってやっぱり情報提供はさせていただいているということで、今後もぜひ続けていっていただきたいと思っておりますし、まず、戸別受信機につきましては、先ほど最初の答弁の中にもありましたように、条件も見直すといったところ、非常に戸別受信機はやっぱり聞きやすいというところがありますから、高齢者プラス障がい者の方々、まずはそこを基本にして広めていっていただきたいと思っております。なかなかスマホ等々もありますけれども、若手の人たちはすぐ対応できますけれども、やっぱり70歳条件じゃなくてある程度年配、私たちもそうですけれども、年配いった人間はなかなかSNSの対応は難しいというところがありますので、本当に戸別受信機は便利でありますので、先ほどもありました繰り返しになりますけれども、条件を考慮していただいて、できるだけ多くの方々に戸別受信機が届くような方向性を持っていただきたいと思っております。

県内でも特に最近自然災害を受けられた地域では、災害対応の資金を活用した中で、広範囲で戸別受信機の設置が行なわれている町村もあると聞いております。玉名市の場合はおかげさまでそれほど災害被害も今のところは少なく、公的財源がないというところもあって、大変だと思っておりますけれども、今後市民の皆様の安心・安全のために、繰り返しになりますけれども、年齢も含めてその他以外の条件の見直しも含めて、なるべく戸別受信機が届くようなことで検討していただきたいと思っております。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） それでは、続きまして、歴史博物館こころピアの常設展示について伺います。

昨年も伺いましたけれども、今回の議会の議案に、玉名市立歴史博物館こころピアの

常設展検討委員会の設置条例が上程されております。検討委員会の具体的な内容や今後の計画について、どういうふうな計画になっているか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 西川議員御質問の歴史博物館こころピアの常設展示についてお答えいたします。

歴史博物館こころピアは平成6年に開館しまして、川とともに発展した玉名をテーマとした常設展示のほか、貴重な資料の収集、調査研究を行ない、その成果を生かした企画展、催し物、体験学習等を開催してまいりました。これまで市内外の児童生徒をはじめ多くの市民、そして観光客の皆様にご来館いただいております。

しかしながら、博物館の核となる常設展示については、開館以来、旧玉名市の歴史資料を中心とした内容のままで、旧3町の資料等は、企画展や特別展示などで随時公開することで今日に至っております。そこで常設展示の見直し事業をスタートさせるため、令和5年度に検討委員会を立ち上げまして、令和6年以降に基本計画、実施計画を策定し、改修に着手する計画で進める予定でございます。

検討委員会の編成につきましては、その所掌事務が博物館の展示の要である常設展の検討という専門的な内容となりますので、玉名市内外の博物館関係者、分科会関係者、学識経験者、また学校関係者、県内の博物館実務担当者などに委嘱することで進めております。

博物館は令和6年度に開館30年を迎え、令和7年度には玉名市として合併20周年を迎えます。これまで地域の歴史研究の拠点として様々な調査を実施してきた成果を常設展に反映しまして、地域に愛される博物館になるよう、また次世代を担う子どもたちをはじめ、博物館を訪れる全ての方々の玉名市や玉名地域の歴史への理解が促され、郷土愛を育てる場としての博物館となりますよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

菊池川流域の日本遺産の遺産登録や、昨年、熊本藩高瀬米倉跡が国史跡に指定されました。こころピアができて、先ほど答弁にありましたように約30年、そして合併して18年、常設展は一度も新しくされておられません。まずは市民の皆様が、我が国を、我が市の歴史を知る場所として大切な場所であります。

先ほど答弁がありましたように、今後、今年度検討委員会のほうで検討し、令和6年度に基本計画、また実施計画をして、常設展を開始するといえますか、新しくつくるところで進んでいくということを伺いまして、本当に今後早めに進めて言っていた

だきたいと思います。その中で、我が市の歴史を知る場所として、また、できれば1市3町の歴史が分かる場所も含めたところで、菊池川流域や近隣市町も少しは関連した展示も考えていただきたいと思います。こころピアにつきましては、高校生以下の方々については無料でありますので、子どもたちには入館しやすい場所でもあります。玉名の歴史を知ることができる場所です。多くの子どもたちの来館を期待します。

以前、博物館の館長様が言われておりましたことを今、思い出しまして、博物館の目的ということではちょっと話を伺いました。博物館の目的は、ただ玉名市の歴史を展示するだけではないと。博物館を見学することで玉名の歴史を知り、そして、その歴史の流れを通して今の玉名があり、また、そして今後の玉名をより良い玉名にする人づくりが目的であるということをお伺いしました。過去を知ることだけが目的でなく、過去の歴史を知り、その素晴らしさを知ること、博物館を訪れた人が心を高め、次の時代をつくる心構えをつくること、博物館の目的であると聞きました。つまり人づくりであると伺いました。繰り返しになりますけれども、常設展検討委員会が検討されまして、早い時期により素晴らしい博物館の開場を期待いたします。

最後になりますけれども、昨年末から笠智衆さんの展示があつておりましたけれども、現在、金栗四三翁展が行なわれております。多くの皆様に御来館をいただきたいと思います。

最後の最後になりますけれども、これは一般質問と全く違いますけれども、1つだけ市長にお礼で、JR玉名駅の西側の自転車の置場、ここにトイレが今、つくっていただいております、3月末には完成するというので、JRの玉名駅内のトイレは使えるということで、本当に即、対応をしていただけて、自転車置場に今月内でトイレが完成いたします。本当に早急な対応をしていただきましてありがとうございました。

それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で西川裕文君の質問を終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行いません。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 自民党の田畑でございます。マスクしていますと眼鏡が曇りますのでマスクを外しますので御了解をお願いします。どうしても眼鏡が曇ってきますので。

早速議題に入りたいと思います。

環境問題、脱炭素（CO₂削減）について。

毎日のように現在、新聞やテレビ、雑誌等で取り上げておられますCO₂削減でございますけれども、なかなか数字や量で示されませんし、とって形や姿でも見えてきません。非常に差し迫った世界的な問題ですけれども、なかなか身近に感じないのが我々の現状です。

ところで、視点と論点について少し触れさせていただきます。地球温暖化の原因でもある化石燃料の焼却によって放出されるCO₂は、現在の人間の生活に必然的に発生する現状のようでございます。しかしながら、これらの燃料を燃焼することによって、大気中にCO₂が放出されます。このCO₂は大気中に放出されたあと、地球上に存在し続け、地球温暖化の原因となっており、地球温暖化によって豪雨、暴風、竜巻、洪水、干ばつなどの異常気象が増える傾向になっております。また気温の急激な変動によって、台風の発生数にも影響が出ているように見受けられます。異常気象や干ばつなどが発生し、農作物、農産物生産に大きな影響があっていることが報告されているのが現状でございます。

一昨日でしたかね、私の知り合いの個人支援の海苔の生産者から電話がありまして、「今日で田畑さん、海苔の生産が終わりです」と、「今日が海苔の最後の収穫ですから海苔を取りこんね」といって電話があったんですね。こんな大きなバケツにいっぱい、かばんにいっぱいいただいたんですけど、一日中ストーブに乗せてやりながら佃煮にしたことは一昨日のことでした。そして、そのときの話が、海苔の生産にも大変去年の半分もできなかったという話を聞きまして、相当な影響があったんじゃないかという、そんな余談話をちょっとさせていただきます。これらの変化が食糧生産量の減少につながるとも言われております。

こういったことで、世界脱炭素化に向けた取組を進めることは、必然のことであり、日本は気候変動目標として、2050年までに実質ゼロにする、2050年カーボンニュートラル宣言を行ないました。これに加えて国内の二酸化炭素排出量を、2030年までに2013年比で46%削減する目標を設置しています。

このために国は、再生可能エネルギー導入を進めていることは皆さん、当然御存じのとおりでございます。太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーを増やし、国内の電力需要の一部をカバーすることで、化石燃料による発電から脱却を目指しているところでございます。

また、環境に配慮した事業や技術の開発、普及を進めるため、グリーン投資の促進を進めております。具体的には、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業に対する補助金や、税制優遇、環境技術に対する資金提供など、国内低炭素社会の実現を

目指しております。これらの取組により、日本は脱炭素化に向けた歩みを進めており、県の取組として、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの工事を進めております。具体的には、太陽光発電を活用した自然エネルギー発電所や風力発電所の建設が進んでいるのが現状であります。

また環境に配慮した事業や技術開発、普及を進めるグリーン投資の促進を進めて、具体的には再生可能エネルギーの導入に向けた補助金や融資制度の提供、環境技術に対する支援、その他電気自動車、バイオ燃料使用車両の普及であります。具体的には、自動車やバスなどの交通機関の電化や、EV充電ステーションの整備が進んでおります。また、エネルギー効率の高い建築物の普及や超エネルギー機器の導入促進、エネルギー管理のシステムの導入の支援も行なっています。国・県の脱炭素への取組を踏まえ、市当局として積極的に効率的な価値ある政策を実行すべきときではないかと考えるものであります。

それではまず1番の(1)に、脱炭素化に向けた学校教育の場における環境教育の現状について、ひと言意見を述べさせていただきます。

日本では、小学校から高校まで学校教育において環境教育が実施されています。具体的には、環境の問題についての基礎的な知識を見につけ、事業や自然環境に触れる学習活動などが行なわれていることは事実であります。また最近には脱炭素化に関する授業や取組についても積極的に取り入れられるようになってきていると聞いております。

また地域コミュニティセンターや公民館などにおいて、脱炭素化に関する情報や知識を提供する社会教育も行なわれている。

また企業などの社会貢献活動として、脱炭素化に関する取組を行なっている例もあります。これらの教育によって、若い世代を中心に脱炭素化に対する関心や理解が高まっているといえますが、玉名市としての今後の脱炭素に対する教育の在り方、特に市民、熊本県、日本の国、将来を背負っていく子どもたちへの学校現場での脱炭素環境問題に対する教育現場の状況をひと言お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 田畑議員御質問の脱炭素化に向けた学校教育の場における環境教育の現状についてお答えいたします。

全世界的な環境問題である地球温暖化対策に関しまして、脱炭素化、カーボンニュートラルといった言葉については最近よく耳にしており、これからの社会にとって重要な考え方であると認識しております。また、これらの言葉については、これまでに耳にしたことがある子どもたちも多いのではないかと思います。

そこで、学校で脱炭素化についてどのように取り扱っているかについてですが、現行

の小中学校の学習指導要領では、脱炭素化、カーボンニュートラルといった用語は記載されておらず、教科書でも使用されていない状況です。しかしながら、この脱炭素化、カーボンニュートラルにつながる学習として、全ての小中学校で環境教育全体計画の作成などで、それぞれに環境学習に取り組んでおり、授業においては、総合的な学習の時間や、社会、理科、家庭科・技術といった教科の中で学習をしているところです。

具体的には、地球温暖化や温室効果ガスの排出削減について、まずは自分たちができることから考えたり、使用済みの食用油から燃料をつくるなどの取組から、再生エネルギーについて考えたりといった形で学習をしております。さらに全ての小中学校では、様々な工夫をしながら、日常的な活動である学校版環境ISOに取り組んでおり、その中にあります節電や植物を育てるなどの児童生徒に身近な取組も、脱炭素化、カーボンニュートラルへとつながる取組だと捉えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） 非常に言葉として耳にはしますけど、そういう実態はどういうことなんだと子どもたち非常に分かりにくい点もあるかと思えます。しかしながら、子どものときからこういったことはやっぱり身近に感じさせて、教育するのが本当の姿じゃないかと思うんですね。学習指導だけが教育じゃない。人間としてあるべき姿に教育していくのが本当の教育の現場じゃないかと思えますので、非常に言葉だけで捉えにくい問題ですので、教育の仕方としても難しい問題であると思えます。しかし、三歳児の魂百までという言葉もございますし、1歳過ぎに覚えたことをなかなか忘れません。そういう意味をもって今日この質問にしたところでございます。

必ずしもどうこういう問題じゃなくて、その言葉自身をよく理解させることも、まずは教育だと思いますので、どうぞ前向きに捉えていただいて、子どものときからの教育をよろしく願いしておきます。以上です。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 田畑議員の御質問にお答えいたします。

御存じのように、昨年11月に玉名市は九州電力と包括連携協定を結んでおります。九州電力から各種環境教育に関する体験学習や出前授業の協力を受けられるようになりました。その中には、カーボンニュートラルに向けた取組内容も含まれておりました。それを受けまして、2月の玉名市校長会議及び市の教頭・主幹会議におきまして、積極的に活用いただくように話をしたところであります。今後も次世代を担う子どもたちのために、環境教育を充実させていくことはもちろんですけれども、併せて脱炭素社会を今まで以上に意識した環境教育を推進していけるように、各学校に啓発してまいりたいと存じております。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） 教育長のていねいな御答弁ありがとうございます。

我々大人自身もね、この環境問題、特にCO₂削減という言葉にはあまり身近に厳しく感じない。それが事実じゃなかろうかと思うんですね。教育の場において、特に前向きな形でそういう形で教えていただければそれより良いことはないと思いますので、どうか今後もよろしくお願いします。

それでは、1の（2）の玉名市脱炭素（CO₂削減）の行政施策の現状と方向性についてお尋ねいたします。

国は、ゼロ・エミッション建設機械の導入、建設現場においては、ダンプカーやショベルカーなどの建設機械が、大量のCO₂排出源になっているのが現状だと思います。バイオ燃料の建設機械などの導入を進められていることは事実であります。例えば、国土交通省は、2025年度までに国の施策、土木現場において一部の建設機械の電動化を義務化する方針を示しています。

先日の熊日新聞の記事、県環境立県推進課が出しているリーフレットを参考にいたしましたけれども、県内では家庭から出る廃油を製油し、高純度バイオ燃料をつくり、軽油に30%バイオ燃料オイルを混入したB30という燃料が既に建設現場で使用されています。このB5ぐらいの燃料ではガスのあれがほとんど変わらないというような実験が出ているみたいでございます。この燃料は県内でも製造され、建設現場で現在使用されているようでございます。現在大手ゼネコン、大手建設機械、リース会社も使用されています。

そこで、提案でもあり質問でありますけれども、今後玉名市発注の建設現場の重機械にこの燃料を使用する施策を提案をしてはいかがかと思えます。特に大型工事について、大手ゼネコンに発注する工事などは、脱炭素についての取組の提案を総合評価の方式の項目の中に入れていただいたらどうかということもありますし、まずは大手ゼネコン、最先端の脱炭素への取組、享受していただき、市建設業界に知識を広め、将来や地元の業界に範囲を拡充し、その燃料で玉名市の公共工事ができるようになれば、全国的に例をみない取組となるのではないのでしょうか。時は待たなしです。玉名市が全国のモデル地区となることも過言ではないと思えますが、いかが考察されるのでしょうか。ぜひこういった取組を市発注建設の中でも取り組んでいただき、見える形での脱炭素化を実現していただき、玉名市が全国のモデル地区になるようにしていただくことを、心から私は願っているわけですが、玉名市の知名度が全国的に広がり、市の発展に何らかの寄与できる施策と考えます。市長、執行部の脱炭素への考え方と、玉名市の施策課題として、今後の取組についてどのような政策と方向性を考えを持っておられるか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 田畑議員御提案の高純度バイオディーゼル燃料、いわゆるBDFの活用推進について答弁いたします。

現状での本市の取組といたしましては、本市庁舎に家庭用食用油の廃油の回収拠点として、市民の皆様方がお持ちになられた廃油をお預かりし、定期的に県から紹介いただいた事業所に回収していただき、BDF製造に利用いただいております。

今後も廃油の回収と、それを燃料とするBDFの活用を推進するため、熊本県が掲げるゼロカーボン社会くまもとの取組と足並みをそろえ、実施してまいります。

また、来年度は地域の地球温暖化の核となる玉名市地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定予定でありますので、これまで取り組んできました地球温暖化対策や玉名市全体の温室効果ガスの排出量などの現状把握や数値化を図りまして、また、議員が御提案されました、先ほどの建設業界での働きかけ等を検討した上で、このような施策に取り組むべきところから反映させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） 写真を出してくれるかな。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（田畑久吉君） 私、通りがかりでちょっと写真を撮ってきたんですけどね、高純度BDFというのはバイオディーゼルヒューエル燃料の頭文字でBDFになってますけれども、既にこうしてこういう燃料を販売しながら使っているところもあるんです。同時に移動式の電気充電器、離れた施設もありますので、ぜひこれちょっと村上副市長にお尋ねしていいですか。通告していなかったけど、ぜひ玉名市の発注、指定業者の委員長でおられますので、そういうところにこういう油を使った、現場での排出量を減らすような仕組みを考えていただけたら、相当の削減ができるんじゃないかなと思うので、副市長、何かちょっと考えがあったらひと言でいいです、ちょっとお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 田畑議員の御質問にお答えいたします。

BDFの活用ということで、今、市民部長のほうからもありましたように、今この庁舎において月1回の回収は行なっておりますが、なかなか相当量というまではいきません。そうした中で田畑議員から、そういった今の写真にありましたようなことを活用すればという御提案でございまして、これはEV、電気の、今、写真で見ればEVの電気の供給もできるような施設でございまして、これは民間の皆さん方とも少し協議をさせていただき、できるならば前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 現場の重機はほとんど軽油ですね。軽油をこのBDFに変えても、行政が経費がかかるわけじゃなく、手間もかかるわけじゃありません。業者の方もそんなに高くなるわけじゃないね、そういった良い面ばかりのところにガスの排出量がなくなってくる、良い面ばかりなんですよね。だから、今はそういった供給量が足りないか分かりませんが、今、写真に出したところに行けば供給があるわけですね。だから、できるだけ時は待たないですけれども、早急に工事発注をするときの条件ぐらいにしていただけたらとなという私の思いですので、ぜひ早急をお願いいたします。よろしくお願ひします。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 次に、耕作放棄地の対策についてとしておりますけれども、耕作放棄地解消の対策とその施策はとまた見出しにしております。なかなか耕作放棄地というと非常に莫大で、ひと言にまとめてもどこにどう、ここにどうこう言う尋常でないぐらい広い範囲にあるわけなんです。だから、玉名市1市3町合併した市内いっぱいどれぐらいあるのかも分かりませんし、せめて令和4年、令和3年、令和元年ぐらい前から、その解消策をどのように取り入れて、どれぐらいの解消ができたのか。解消早期支援を図るために、耕作放棄地をすると県から3万円、市から4万円、それを認証を受けたらまた県からもう1万円プラスして5万円ぐらいあるんですけども、私が15、6年前に8反ほどしたんですけども、そのときは認定農家じゃなくてもよかったわけですね。今は認定農家でないとそれができないとか。認定農家さんというのは、そんなところを余計して、そこに農作物を作付けもしませんよね。便利の良いところしかないと思うんですよ。

私がある認定農家さんにね、狭い土地をつくってくれと、「タダでいいからつくってくれ」て言うたら、「タダでも要らんばい」て言われたんですよ。だからそういう耕作放棄地をするのに認定農家さんに限らんでも普通の人でもしてる、俺はさしたらいいと思うんですね。

ちょっと農地の写真出して。

[拡大投影にて画像を示す]

○22番（田畑久吉君） 私が去年のいつでしたかね、もう3年、雑木林になっているわけです。この持ち主さんに訪ねて行って、「あんまりみっともないから何とかしてくれんですか」と言ったら、親父さんは酸素マスクを持って毎日寝ているわけですね。お母さんは糖尿病で入院したと。そこの五十何歳ぐらいの人が言われたんです。「あの土地ば買ってくれんですか」と、両親が病気になるのを聞いて、情にほだされて買いまし

た。値段は幾らか言いませんけど。その値段よりも、これを畑にする、ちょっと畑にしたところを映して。

[拡大投影にて画像を示す]

○22番(田畑久吉君) デコポンを十何本植えまして、もう一段この下にイチジクの木を16本植えました。きれいにして。これをするだけで100万円ぐらいかかったです。きれいにして。あの雑木林を切ったら、最初私の考えではね、雑木林を切った木は、根もこいで枯らしてそこで燃やすだけでいいと思ってしていたんですけども、こんなところで燃やしたらまた苦情が出るばいて思うて、結局最終処分場に運んでいたら、何もかも入れたら100万円近くかかって、買った値段より丁度くらいの値段かかりました。

そういうふうにして耕作放棄地を再生するにしても相当金がかかるわけですね。だから5万ぐらいの補償金あったかて誰もする人はいないです。だからもう少し再生費用を増やす方法を考えていただけないのか。再生したあとの苗を植え付ける苗代も出していただけんのかね、そうしないといくら耕作放棄地でどうこう私が叫んでも、恐らく解決しないと思います。認定農家、大型農家さんをお願いしても便利の悪いところはつくらんと、そういう声がひと言で返ってきます。

そういうことで、もう少し内容のある農林政策のやり方を考えてもらえないのかどうか、こういったお願いできないのかというのが私の今回の質問でございますので、ちょっとお答えをお伺いしたいと思います。

○議長(近松恵美子さん) 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長(蟹江勇二君) 田畑議員御質問の耕作放棄地解消の対策と施策はについてお答えいたします。

まず、市内における耕作放棄地の状況につきまして、令和4年3月31日集計値になりますが、玉名市全体の農地面積75万1,500アールのうち、3万1,439アールであり、内6,852アールが再生可能な農地であると判定しております。内訳といたしましては、旧玉名市が1万9,522アールで全体の約6割程度で、続いて天水町の7,128アール、岱明町の3,883アール、横島町の906アールとなっております。

次に、耕作放棄地の解消に向けた取組とその成果につきましては、毎年8月に各地区農業委員、農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局職員で実施しています、農地利用状況調査により、再生可能と判断される耕作放棄地農地所有者に対し、今後の農地利用意向調査を行ない、今年度は対象となる216名へ意向調査書を発送し、内169名から回答をいただいております、それぞれの意向に沿う方法で、農地の再生、営農再開等を図ってまいります。

また、耕作放棄地解消に向けた補助金として、県が実施している耕作放棄地解消事業

補助金がございます。これは解消事業実施後5年以上耕作を行なう、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者に対し、農業振興地域内の地区区域内に属する農用地にかぎり、10アール当たり再生作業3万円、営農定着1万円の計4万円を交付するものです。さらに県事業の交付を受けることが決定しましたものに対し、10アール当たり1万円を市が独自にお渡しをする事業を実施しております。当該事業の実績としましては、令和元年度は実績がありませんでしたが、令和2年度は5筆37.75アール、令和3年度は1筆9.79アール、令和4年度は13筆119.49アールを解消することができました。

最後に、耕作放棄地の解消を進めるための補助事業の内容の見直しにつきましては、先ほど申しました市独自の補助事業の交付単価や補助対象者、さらには対象農地について、耕作放棄地の増加が抑えられ、より解消が期待される有効な制度となるよう、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、本補助金以外には、今年度創設しました天水地区農地集約化促進事業や、令和5年度から市内全体を対象とする同様の事業を導入予定であり、これらにより耕作放棄地を含めた農地の集約も一定割合程度進むものと考えております。このように複数の補助事業を活用していくことで、耕作放棄地解消の加速化を目指していくことにしております。

また、様々な補助事業を活用し、耕作放棄地が営農可能な農地として復元した際、国においても水田を農地化する事業を推進しているところであることから、小麦以外にも大豆、飼料用米、野菜等の収益性が高い農作物の作付けとつながれば、一定の相乗効果が期待されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） 私の家族構成からして、息子が2、3年したら帰ってくると。一般的な稲作はせずに、なぜかて稲作すれば非常に機械の購入が負担がかかって、とてもそれを支払うのには時間がかかると、負担がかかると。負担がかかってそれでまた大きく購入せないかん。お互いの負担の繰り返しだから、それをやめて、耕作放棄地をできるだけ解消して、そこに果樹園を集約したいという考えで、今現在もやっているわけですけど、これからもそういった今やっているところの近く、そういうところがありますので、山みたいになっているのがありますので、その山を耕作放棄している土地を買い取って、そして畑にすると。そうするために我々立場でもそれは良いんですかね。この前聞きましたら、そういった集約、就農者でないといけないとかいうことをちょっと聞いたので、そのへんの背景をもう一回確認しておきます。

ちょっと言い方が悪かったかな。

○議長（近松恵美子さん） もう一度お願いします。

○2番（田畑久吉君） 私たちは営農集落にはなっていない、経営のね、いっぱいつくっていないから、個人の方ですよ。我々の立場でも補助金の3万円、4万円はいただけるのかどうか。要するに認定農家でなくてもいいのかということですね。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 議員の御質問にお答えします。

先ほど申しましたとおり、補助金を交付するに当たっては、いろいろな条件をクリアする必要がありますので、我々でもおっしゃったところにどういう方が含まれるかわかりませんが、その補助金の要件を満たせば交付対象になるし、満たさなければ今のところならないと。

○2番（田畑久吉君） 認定農家でない人でもいいか。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 認定農家ですか。すみません、ちょっとそれぞれ個別のいくつかの補助金を申しあげましたけど、通告はあってなかったと思います。

○2番（田畑久吉君） 県の3万円と市が1万円、そしてそれが認められたらまた上乗せ1万円と、それだけ言われなかったですね。

○産業経済部長（蟹江勇二君） すみません、認定農業者の件については少々お待ち願えますか。ちょっと調査してお答えいたします。

○議長（近松恵美子さん） あとでいいですか。では続けてください。

○2番（田畑久吉君） 先ほど私、申し上げた中で、その基準をもっと更新することはないのかどうか。認定農家さんでなくてもできるのか。また、その金額をもっと増やすことはしないのかということを行いましたよね。それすぐ出ないですか。

○議長（近松恵美子さん） これは通告はなかったんですか。

産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 議員の御質問にお答えします。

すぐにどうというのはお答えしかねます。やっぱり、いろいろ制度を改正するに当たっては、検討を様々な角度からして検証して実施するものだと考えております。議員がおっしゃられた内容もよく分かる場所ありますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） 今のは後回しでいいです。あとで聞きます。

先ほど耕作放棄地の再生可能の農地が、1万9,522アールですね。

○議長（近松恵美子さん） これは玉名市だけですね。

○2番（田畑久吉君） 玉名市全体で6,852アールが再生可能だと数字が出ました

ね。この再生可能な面積をどのようにして再生していかれる計画か、ちょっとお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 議員の御質問にお答えします。

どうやって再生していくかということ为先ほど申しましたように、補助金等で農家の方にやってみようと思われるようなことが喚起できるように、補助金あたりの充実とか、今もしていますけれども、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） この耕作放棄地は非常に前からの問題になっている問題であって、昨日今日出てきた問題じゃないですよ。これから検討したいという課題の問題じゃないと思うんですよ。こういうのがはっきり分かるとるから、これをどう解消していくかという、それらの計画性ができていないと今はいけない時代ですよ。昨日今日ポッと出てきた問題であればね、これから検討しますでいいけど、ずっと前からこれだけのものがあるんだから、せめて再生可能な土地や畑であるのであればね、どのような計画を持って何年以内にとするとか、事業計画がないといけない。我々社会人からすればね、そういう感覚になるんですよ。

昨日一昨日に出てきた問題じゃないわけです。耕作放棄地がこれだけ6,832アールある。はっきり分かっているのにね、それをどうしようかという考えは今まで考えなかったんですか。ちょっと教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 議員の御質問にお答えします。

今のところ考えてきた結果として、補助事業ということで、農家のやる気がある方に手伝っていただくということで行なってきました。それ以上とおっしゃられるところは、まだ検討中ということです。

それから、先ほど私が答えられなかった部分ですけれども、補助の対象者が認定農業者のみかと言われる部分につきましては、国・県の補助事業、集約化、事業化ともに認定農業者のみの対象となりますので、お答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 今のお答えの中で、認定農業者だけしかできないですね。認定農業者でなくてもできるようにしたほうが、解消が早くなるんじゃないですか。そういう考えはないですか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 議員の御質問にお答えします。

認定農業者以外でもいいんじゃないかとおっしゃいますけど、国・県の事業は国・県で判断されるのかなあとと思います。市の補助も国・県の補助と連動している部分がありますので、それに併せていったほうがいいのかと思いますけれども、今後いろんな解消方法など全般考える中で、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） ぜひ市は市の独自の考えで物事を解決する方向で向けてくれんですかね。そうしないとそれにこだわったらできるものもできない。我々は個人で出してでもしようと思うとるんですよ。3万円、4万円のできるわけないでしょう、10アール当たり。山になつたら70万円、80万円はすぐかかりますよ。それでもしようという、私は思とるとです、私はね。だからそういうことを考えて、もう少し市は市の独自性のある考え方を出さないと、いつまでたってもね、同じことを繰り返す。それはそうとして、市長いかがですかねこの問題。市はどういうのを、いろんなことを、県がこういう基準だから市は独自でできないとかいうことはないと思うんですね。市は市としてのできるだけ解消策を取り入れていただけるような方向性も考えてもらえんですか。よろしくをお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田畑議員の再質問にお答えします。

耕作放棄地の解消に向けた取組ですけれども、先ほど部長から説明しておりますとおり、既存の補助金に加えて本市が独自の新たな補助事業を創設する、それは金額の上乗せであったりという内容でありますけれども、そういったことをやりながら、解消対策の強化を今、図っているところでありますけれども、市による解消対策が今後より効率的で効果的になるためにも、他の自治体の優良な取組あたりもいろんなものを参考にさせていただくなど、先ほど議員もおっしゃられたような件も含めて、検討をさせていただきたいと思います。

そして今後、耕作放棄地対策はもとよりでありますけれども、農家の皆さん、また関係団体の皆さん方の御意見をしっかりとお聞きしながら、本市の基幹産業の一つである農業の持続的発展のためにも、様々な独自性のある施策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） 私個人の考えとしましては、耕作放棄地、山になっているところを買って、1反当たり50万円かかるか60万円かかるか分かりませんが、負

担しても耕作放棄地を買い戻して、畑にして、将来のために果樹園にしたいという思いでやっておりますので、個人でもそういった負担してでもしようという、それは個人の考えですから個人の自由ということになりますのでね、それはそれでいいと思います。

市長の言われた前向きな答弁でありがとうございました。

[2 2 番 田畑久吉君 登壇]

○2 2 番 (田畑久吉君) 次は、玉名市の人口減少に対する行政施策はということで、1 つ目が未婚者への結婚促進施策、2 つ目が少子化に対する市の積極的な政策を早急にということが書いてあります。

先日でしたかね、先ほどもどなたか発言されておられましたけれども、出生率が 8 0 万人を割り込んだと、過去最低になってきたという、そういうのもこれに出ておりました。人口減少は少子化だけじゃなくて、やっぱり高齢化にもかかわってきているわけですね。これを一挙にどうこういう解決策がなかなかないと思うんですね。だから私、第 2 子目、第 3 子に対していろんな手当とかなんかありますけれども、結婚をしておられない方、いろいろな事情があって、また独自の人生観を持っての結婚をしていない方だと思うんですけれども、そういう方たちにも結婚をしてもどうかなあと思わせるような政策をして、その代わりに玉名市に 1 0 年なり 1 5 年は定住してくださいよという条件をつけて、男性に例えば 2 0 0 万円とか、女性に 2 0 0 万円とか手当を出すと、手当というか補助を出すと、思い切った政策をして、それでも結婚をして玉名市に 1 0 年、1 5 年住んでもらえばね、子どもの 1 人、2 人はできる可能性は十分ありますよね。だからその人たちの人生をどうこう言うわけじゃないんですけれども、結婚しようかなあという気持ちに持っていく政策を、やはり行政が進んで前向きにそれをしないと、出生率の問題もなかなか上がってきません。

昨年が例えば 1. 5 だったから今年は 1. 6、0. 1 でも増えてもいいんですよね。そういうやっぱり前向きに心を動かす政策を行政が積極的にやらないと、子どもを増やせ、結婚を増やせと言うてもなかなか今の時世、世の中増えてこないと思いますので、どうか行政にも人の心を動かす政策を考えてもらえないかというのが私の考えです。質問でもありますし、何か答えがあったらお答えをお願いします。

○議長 (近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長 (今田幸治君) 議員御質問の未婚者への結婚促進施策についてお答えいたします。

まず、本市の現状として、婚姻届の受理件数と、令和 2 年国勢調査の調査結果による未婚率についてお答えいたします。

本市の婚姻届の受理件数の過去 3 か年の推移については、令和元年度 2 5 1 件、

令和2年度213件、令和3年度191件となっており、人口減少とともに減少傾向にあります。

また、令和2年国勢調査の調査結果による本市の未婚率の状況についてですが、若い世帯として、例えば30代前半について見てみますと、男性45.2%、女性33.5%と、平成27年国勢調査に比べますと、男性が0.7%、女性が0.1%増加しています。この男女別の割合は、県全体としてもほぼ同様の傾向にあります。

次に、未婚者の結婚に対する意識調査についてですが、国の少子化社会対策白書を見れば、いずれ結婚するつもりと答えた18歳から34歳の未婚者の割合は、男性、女性とも85%を超えており、高い水準にあることが伺えます。また、25歳から34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女とも適当な相手にめぐり合わないが半数近くで最も多く、次に多いのが、男性では、まだ必要性を感じないや結婚資金が足りないであり、女性では、自由さや気楽さを失いたくないや、まだ必要性を感じないとなっています。

この状況を踏まえますと、いろいろな機会での出会いの場の創出が最も重要な課題であることが把握できます。その課題に対応するため、有明広域行政事務組合が取り組む婚活事業として、荒尾、玉名地域結婚サポートセンターがございます。このサポートセンターでは、出会いから結婚に関する様々な情報を発信し、結婚相談や婚活イベントをはじめ、コロナ禍にあってもオンライン婚活を開催するなど、多様な婚活事業を展開されており、本年2月末の会員数は2,919人、平成22年の開設以来、12年間で成婚者数322組の実績があり、活発な活動を展開されております。市としましては、広報紙やSNSを活用して、婚活イベントの市民への周知による役割を担うとともに、円滑な事業運営のため298万9,000円の経費負担を行なっているところです。

最後に、本市が取り組む婚活を後押しする施策についてですが、これまで新婚世帯の新生活を支援するため、住居費や引っ越し費用を助成する事業を行なってまいりました。今後国が第4次となる少子化社会対策大綱で示しております結婚を希望する者への支援の動向を注視するとともに、先進地事例等を研究し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） この玉名有明地区では、有明広域行政事務組合がこれを主体にやっているわけですね。ただそのへんのもう少し活発化ですかね、回数を増やすとか、触れ合う機会が少ないというのは第一条件であったですね。そのへんを触れ合うような機会をもっとつくってあげるとか、そのへんが大事じゃないかと思います。少しでも、1組でも増やすのに、ぜひそのへんをお願いします。

今、玉名市は1市3町が合併して18年と4か月たちました。1月末で9,950人

だったんですね、9,950人、1月末の時点で。2月末の時点でどうなったか言うと、1万37人、87人増えました。1か月でね、人口が減ったのがですね。2月末で1万37人減っているわけですね。それぐらい人口がどんどん減っている。人口、少子化だけじゃなくてやっぱり高齢化の問題もありまして、非常にこの人口、この前、岸田首相が何とかて言うてましたよね、少子化について体制はね。だけど具体的な数字がないもんね、岸田首相の言うた言葉の中にですね。これをもう少ししっかり捉えてしていかなないと、人口の減少は将来的には日本の社会に対する発言権も弱ってきますよね、経済が弱ってくるからですね。玉名市も独自のもう少し色のついた独自の政策を取り入れていただいて、少しでも人口の減少率が減るように何とかしていただきたいと思って、今日は最後の言葉として質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、田畑久吉君の質問が終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

明7日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

本日は、これで散会いたします。

午後 3時18分 散会

第 3 号

3 月 7 日 (火)

令和5年第1回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 2 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 3 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
- 4 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 5 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

+++++

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
 - 1 クラリンダ市との交流について
 - 2 子ども議会の実施について
 - 3 安心な学校生活とよりよい教育について
 - (1) 生理用品の試験設置の状況と今後の「進め方」の考えは
 - (2) タブレットの活用について
 - (3) 出前授業について
- 2 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 公共施設の適正配置について
 - (1) 旧勤労青少年ホームについて
 - (2) 岱明ふれあい健康センターについて
 - (3) 玉名第1保育所について
 - (4) 玉名市文化センター（中央公民館）について
 - (5) 玉名市民図書館について
 - (6) まちなか未来プロジェクトについて
- 3 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
 - 1 鳥獣被害と捕獲の状況について
 - (1) 被害状況と駆除の状況について

- (2) 捕獲隊の状況について
- 2 遊休不動産等の利活用促進事業について
 - (1) 本事業の目的と成果は
 - (2) 市として今後の向き合い方は
- 3 事業の創業・承継について
 - (1) 事業の創業・承継のサポートについて
 - (2) 空き地・空き店舗のマッチングについて
- 4 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
 - 1 保育所運営について
 - 2 会計年度任用職員について
- 5 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）
 - 1 立願寺地区地滑り対策について
 - 2 玉名市岱明コミュニティセンターの指定管理について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 大野 豊重 君 | 2番 | 中村 慎吾 君 |
| 3番 | 浜田 繁次郎 君 | 4番 | 瀬崎 剛 君 |
| 5番 | 田浦 敏晴 君 | 6番 | 山下 桂造 君 |
| 7番 | 立川 信之 君 | 8番 | 坂本 公司 君 |
| 9番 | 吉田 真樹子 さん | 10番 | 一瀬 重隆 君 |
| 11番 | 北本 将幸 君 | 12番 | 多田隈 啓二 君 |
| 13番 | 松本 憲二 君 | 14番 | 徳村 登志郎 君 |
| 15番 | 西川 裕文 君 | 16番 | 江田 計司 君 |
| 17番 | 近松 恵美子 さん | 18番 | 前田 正治 君 |
| 19番 | 作本 幸男 君 | 20番 | 森川 和博 君 |
| 21番 | 中尾 嘉男 君 | 22番 | 田畑 久吉 君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長 | 糸 永 安 利 君 | 事務局次長 | 松 野 和 博 君 |
| 係 長 | 小 畠 栄 作 君 | 書 記 | 古 閑 俊 彦 君 |

書 記 徳 永 優 貴 君

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	吉 田 勇 人 君	企 画 経 営 部 長	今 田 幸 治 君
市 民 生 活 部 長	松 田 智 文 君	健 康 福 祉 部 長	酒 井 史 浩 君
産 業 経 済 部 長	蟹 江 勇 二 君	建 設 部 長	田 代 史 典 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

9番 吉田真樹子さん。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 皆さん、おはようございます。9番、創政未来、吉田真樹子です。創政未来が今回の一般質問では3人質問しますが、私がトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに大野議員がいだてんマラソンに、フルマラソンに出られたと言われましたけど、北本議員が10キロメートル、そして私も5キロメートルに走らせていただきました。今日と同じようなとても天気の下で、大成功に終わったかと思います。一番最初私、運動する人じゃないんですけど、好きな人ではないんですけど、いだてんマラソンが先であるということの勉強のためにいろんな大会に何回か出てきました。一番最初マラソン大会に走ったのが鹿児島島の出水のツルマラソンというのに走ったんですけども、そのとき団長のTシャツに体力、気力、努力と書いてある後ろを追いながら走り続けました。そして今回のいちごマラソン5キロメートルだったんですけど、一つ下の後輩と一緒に走ったんですけども、休むことなく後輩が走り続けている後ろを私が走ったり歩いたりしながら追いかけてきました。最後には後輩に負けたくないと思って、最後に追い抜いてということでタイムが出て、順位が出て、なかなかおもしろいなと思って、また来年も5キロメートルぐらいですけど走ろうかなと思っています。

そして本当に参加者は通常よりも少なかったと聞いておりますけど、4,000人の参加もありまして、とってもいい大会になったなと思っていますので、また来年もお友達を誘って、名前と同じように人を巻き込んで楽しいマラソン大会を経験したいなと思っています。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。アメリカクラリンダ市との交流について。議員になって間もなくの平成30年10月1日より3泊4日で国際交流のため市長をはじめ、企画経営部長、担当職員、国際交流協会会長、議長代理、玉名中学校、岱明中学校、天水中学校の中学生3人と通訳さんと私の11名で26時間の飛行を経て、姉妹都市のアメリカクラリンダ市へ行かせていただきました。あのときで22年の交流と言われておりましたので、今年で28年目の交流となるのでしょうか。交流のキーマ

ンとなられるマービンさんと当時の女性の市長リサ市長にお迎えをいただきまして、学校、施設、工場、牧場見学からおもてなし交流まで、本当に貴重な経験をさせていただきました。ぜひ、ベテラン議員さんでもクラリダ市との交流経験のない方もいらっしゃると思いますし、新人議員さんがたくさん増えましたので、まずは姉妹都市となるクラリダ市との交流の経緯をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

吉田議員御質問のクラリダ市との交流についてお答えいたします。クラリダ市はアメリカ合衆国アイオワ州の南西にある人口約6,000人の市スウィングジャズを代表する世界的に有名なバンドリーダーであるグレン・ミラーの生誕地で、毎年グレン・ミラー・フェスティバルが開催されています。

本市と姉妹都市に至るまでの経緯でございますが、昭和61年に玉名女子高等学校吹奏楽部が、熊本市で行なわれた全国都市緑化フェアで演奏依頼を受け、演奏した曲の一つにグレン・ミラーの真珠の首飾りがあり、この演奏をきっかけに当時の吹奏楽部顧問の森義臣氏とグレン・ミラー生誕地協会のマービン・ネグレイ代表、同協会日本支部代表の青木秀臣代表がつながり、玉名女子高等学校吹奏楽部のグレン・ミラー・フェスティバルへの招待やクラリダ高等学校と姉妹校締結など、玉名女子高等学校とクラリダ市の交流が始まります。

これを機に、当時の松本玉名市長や玉名国際交流協会、玉名市民学校団のクラリダ市訪問、グレン・ミラー生誕地協会のマービン・ネグレイ代表らの玉名市訪問、また、平成6年にはグレン・ミラーというネーミングの使用について特別に許可をいただき、第1回グレン・ミラー音楽祭を玉名市で開催するなど、相互交流が活発化しました。このような交流を経て、平成8年4月に姉妹都市締結に関する盟約書を交わし友情を深めております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したため、平成30年の本市からの訪問以降、一次相互交流は延期しておりましたが、来月初旬にコロナ禍以降初めてクラリダ市からグレン・ミラー生誕地協会のマービン・ネグレイ代表らが来日し、玉名市を訪問される予定で、現在その受入れ準備を進めているところでございます。また、民間交流としては、玉名女子高等学校やクラリダ市で開かれるグレン・ミラー・フェスティバルへの出演やクラリダ高等学校と交換留学が定期的に行なわれ、音楽、文化だけではなく、教育の分野においても交流が続けられています。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 数年前にクラリダ市から本市にお越しになられると聞いておりましたので、そのときにはリサ市長に日本を感じてもらうために、着物の着付けなどができたらな、などと思っておりましたが、コロナ禍となり思いかなわずでございました。4月初旬にはるばるクラリダ市からマービンさんほか数人がお越しになられると言うことですが、どのような交流を計画されているのかをお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

平成30年に本市が訪問して以降、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大したため、相互交流を延期しておりましたが、行動制限などの緩和によりようやく来月3日にクラリダ市からグレン・ミラー生誕地協会のマービン・ネグレイ代表らを玉名市に受け入れる予定でございます。現在は、その受入れに向けて準備を進めているところでございますので、詳細は決まっておきませんが、吉田議員や近松議長など、以前クラリダ市に訪問いただきました皆様との再会や荒尾、玉名地域の名所への御案内、歓迎会など、交流計画を検討している最中でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） マギーさんが御高齢ですので、80代と言われておりました。無理は言えませんが、少しの時間でも多くの中高生にこれまでの交流の経緯などをお伝える時間を含めて触れ合うことができたらと思っております。アメリカ合衆国のアイオワ州クラリダ市、玉名市に姉妹都市がある。グレン・ミラーという世界的に有名なバンドリーダーがいたといういくつかのことでも知ることができる環境を準備することをぜひ、考えていただきたいと思っております。

引き続きお尋ねいたします。前回は、3人の中学生の参加でしたが、このときにも自ら行きたいという生徒さんや経験をさせたいと思う親御さんもいらっしゃるのではないでしょうか。それぞれの家庭から少し手出しをしてでも希望する生徒が参加できるような貴重な体験ができる仕組みを準備することはできないかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の希望する生徒が参加できる仕組みについてお答えいたします。

本市におきましては、クラリダ市への訪問団に市内の中学生を参加させることのほか、玉名国際交流協会では玉名女子高等学校が韓国馬山市の高等学校と姉妹校であったことから玉名女子高等学校の紹介で、馬山市、現在は昌原（チャンウォン）市となっておりますが、その中学校と交流を開始されております。現在は、コロナ禍の影響で実施できていませんが、平成21年から令和元年までに100人を超える生徒がこの事業に

参加されております。韓国の昌原市や釜山市の中学生徒毎年相互に4日間のホームステイで風習の異なる互いの国の文化を知り、互いに理解を深め、互いの学校に登校し授業に参加され、その違いを肌で感じ、国際感覚を助成する韓国交流事業でございます。

このほか、本市在住の方の国際交流を目的とする渡航や外国人のホームステイの受入れを対象として、その活動経費の一部を補助し、国際感覚豊かな人材の育成を目的に本市に在住するものを対象に、補助額1人最高2万円、1団体25人を上限に、玉名市国際交流奨励補助金を設けております。国際交流につきましては、第2次玉名市総合計画の中にも人と文化を育む地域づくりを基本目標に掲げ、友好姉妹都市との交流を推進し、民間レベルでの草の根的国際交流活動を推進することにより、国際感覚豊かな人材の育成を主要施策として位置づけているところでございます。

今後、玉名市の将来を担う青少年に国際交流というすばらしい機会を提供し、相互理解、友好増進及び国際人を養成するため、より一層の事業充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 先日、北海道鹿追町の高校でのことがテレビであっておりました。その公立鹿追高校では、希望する生徒全員が2万円の手出しでカナダ短期留学ができるという内容でした。町の意向は、海外の生活、文化に対する認識や国際的視野を広め、豊かな人間形成の一助としてほしい。さらに鹿追高校生が今後のまちづくりや地域社会の発展に寄与し、両町の親善と友好を図るための役割を果たしてほしいという趣旨の下、平成9年に始まったそうです。1年生全員が2万円の手出しで2週間のカナダ短期留学を行なうそうです。これは鹿追町の海外派遣事業助成事業として2,291万円の予算がつけられておりました。この番組を見たときにクラリンドのことを思い出して、コロナも収まりつつあるので、その後どうなっているのかなと思ひまして、鹿追町のような取組ができないものかと思ひ今回質問をさせていただきました。

本市には、県内初でつくられ48年目となる国際交流協会がございます。私もその会員であります。4日の土曜日、文化センターにて広報にも取り上げられておりましたタマナ島があるキリバス共和国の気候変動、地球温暖化とSDGsに関する講演に参加させていただきました。宮城県仙台市出身で幼少期から南の島にあこがれ、縁あって23歳の時に国籍をキリバスに移すほど大好きで移住された今現在、45歳になられ、今現在は日本在住で、現在、一般社団法人日本キリバス協会の代表に就任され、講演活動を日本や世界各国でされているそうです。タマナ島があるキリバスとの御縁もでき、国際交流相手都市も本市は充実していると思ひます。できれば北海道鹿追町の取組を参考にしてほしいですが、難しいのかなと思ひます。予算もたくさん要りますので。

そこで、クラリンドへの交流には、市内中学校の6校のうち3校ずつが交代で3人ず

つのホームステイの体験と今、なっておりますので、せめて6校同時にすべての高校から代表1人の6人を参加させてほしいと思いました。前回一緒に行った3人の中学生は、帰って間もなくして学校で報告会をされておりました。玉名中学校での報告会を私は見せていただきましたが、プロジェクターを使用して素晴らしい経験をさせてもらったと4日間をまとめられておりました。6校のうち、半分が経験して報告を受けて、半分は報告、そういう経験をお伝えすることがないというのは、同じ市内の中学生であっていかげなものかと思えます。ですから中学生の3人プラス3人を次回は考えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番(吉田真樹子さん) 子ども議会の実施について。本市での子ども議会開催への取組は、2009年、今から14年前の8月に始まったようです。県内で早く取り組まれた自治体では、1999年6月、合志市で子ども議会について質問をされるときの調べでは、その数年前から菊池市は取り組まれていたそうです。自治体によって違いはありますが、本市では、文教厚生委員会も執行部役となり、議会体験を行ないます。私も子ども議会には議員になってすぐに、文教厚生委員会におりましたので、執行部側として参加したことがあります。本市では、中学生が対象ですが、議員顔負けの質問にとっても感心したことを思い出します。投票権も平成28年から18歳からとなりましたし、そこに高校生の傍聴を募ってみてはいかがでしょうか。

長洲町では、小学校6年生の授業の一環で、議会傍聴をされたそうです。昨年9月の北本議員からの質問で、子ども議会の対象を高校生まで拡大してみたらという質問では、難しいという答弁をされておりましたが、傍聴を募ることは難しくないと思えます。近ごろは議員のなり手不足といわれておりますし、投票率も高くはないです。これからの玉名市の未来を担う子どもたちに、市政へ興味、関心を持ってもらうためにも多くの議会傍聴も含めて、生での体験をできる環境を準備してみてもはいかがでしょうか。

また、小中学生は1人1台タブレットを持っております。インターネット中継は既に行なわれておりますし、夏休みでもありますので、宿題として子ども議会を視聴するようにならしてみてもはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) おはようございます。吉田議員御質問の子ども議会の実施についてお答えいたします。

本市の子ども議会は、子どもたちが玉名市の将来について考え、積極的に意見し、社会参加を体験することで市政への興味、関心を深めることを目的とし、3年に1度夏休

み期間中に実施しています。ただ、直近の令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面により開催し、次回開催は令和6年度の予定でございます。

さて、朝日新聞が全国すべての地方議会に対しアンケートを実施した結果、直近の選挙において無投票だった地方議会は271市町村あり、このうち18市町村については定員割れの事態も起きており、議員のなり手不足の深刻さが報じられたところでございます。また、なり手不足だけでなく投票率も低下しており、前回4年前の統一地方選挙では、政令指定都市の市議会議員選挙で43.28%、同府県議会選挙が44.02%という結果となっております。このように投票を含め、政治に参画する意識が下がってきていることは多くの皆さんが感じておられることだと思います。

このような現状を踏まえ、本市が開催しております子ども議会において、議員御提案の学生傍聴席の設置も考えられますけども、スペースに限りがございますので、インターネット中継は多くの生徒が見ることができるという点では有効な手段であると考えます。既に本会議についてもリアルタイムで中継しておりますので、技術的には可能であります。ネット上で閲覧できるということにはやはりメリットばかりではなく、デメリットもございますので、個人情報保護の観点から子ども議員を募集する際に、写真や映像とともに、発言等の掲載や放送されても差し支えがないことなどについて、保護者から事前に同意を得るなど、実現可能な方法を検討したいと考えます。なお、政治や選挙への関心を高めるという目的では、選挙権が18歳に引き下げられたことを契機として、選挙管理委員会において、平成29年度から高校生を対象に出前授業を複数回実施しているほか、以前から中学校に対しましては、生徒会の選挙に投票箱等を貸し出すなど、意識の向上につながっているものと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 令和3年にコロナの感染拡大防止のために中止となり。

○議長（近松恵美子さん） 私語は慎んでください。

○9番（吉田真樹子さん） 3年に1度のペースだから次は令和6年と言われました。コロナへの扱いが5月にはインフルエンザと同じく5類に引き下げられますし、6年まで延ばさず、今年度の8月に開催されればと思います。また、昨年9月に北本議員が質問されておりました毎年開催されたらの質問に、開催に至るまでの準備に学校にかなりの負担をかけるため、それを考慮するという現時点では、毎年の予定はないとの答弁をされておりましたが、県内で毎年開催している自治体を調べてみましたら熊本市、菊池市、大津町、小国町、山都町、西原村、産山村と確認すればもっとあるようでした。

話は変わりますが、健在能力と潜在能力の話が聞かれたことがあるかと思います。健

在能力とは現在はっきりと現れている能力のことです。潜在能力とは隠れた能力のことで、質的にも量的にも高い能力のことをいいます。要は、現在まだ発揮されていなくても、将来的に発揮できる可能性のある能力のことをいうそうですが、いろいろな情報があると思いますが、私が聞いた話では、ノーベル賞を取った人でさえ、潜在能力の9%しか発揮できていないと言われているそうです。ほかの自治体で毎年されているのであれば、玉名市立の先生方にできないことはないと思います。

いちごマラソンと初のいだてんマラソン大会が、先ほども言いましたが、最高の天気に恵まれ3年ぶりの開催となりました。このマラソン大会も3年に1度のペースで、市役所職員、商工会議所、商工会、青年会議所、観光協会、ほか10の関係者へもそうすればその負担もないはずですが、しかし、この大変と大事をやることで、達成感や満足感、参加されたランナーもおもてなしをした方も感じることができます。これを福祉的に言えば、コミュニケーションの場であり、健康増進にもつながります。また、熊本市から参加された10キロメートルを走られた私の知り合いが、ラーメン屋でおなかいっぱいになられ、その後は草枕温泉にゆっくり入って帰られました。その女性が「なんか玉名好き」と言われておりました。このように参加者4,000人の関係人口まで含まれました。毎年にしたほうが改選にも慣れてきますし、負担にも慣れてくると思います。努力がすべてだと思っております。やると決めればできると思います。ぜひ、今年度から毎年の開催を前向きに御検討いただきたいと希望いたします。

また、全国国政選挙の投票率1位の山形県遊佐町の少年議会、こちらにも北本議員が前回調べられて、昨年9月質問で言われました先進地の取組です。中高生が少年町長と少年議員に立候補して、中高生が主役となって選挙をして、議会を実施していくという取組をされております。少年町長がいて、45万円の予算があり、政策実現を考えられるという全国的にも注目をされている少年議会の珍しい取組であります。おさらいでお伝えをさせていただきます。少年町長はアンケート調査を下に1年間の方針を定め、政策を推進していきます。もちろん議会ですので一般質問もあるそうです。中高生議員からはバスの増便、カーブミラーの設置、学校跡地の利活用、公共交通に関することや公園の整備、タブレットを使った学校教育など、様々な点について質問、提言がされます。また、45万円の予算を使ってベンチを設置したり、町の音楽イベントを実施したり、町の特産物をモチーフにしたイメージキャラクターをつくったりと様々な政策が形になっているそうです。遊佐町では、毎年行なわれており、これまで昨年度までで20回開催されており、経験した子どもたちが20代、30代となり、この時代の子どもたちの親世代も含め、関心を持たれ政治参画された結果が全国1位の投票率となっていると思われれます。と繰り返しになりますが、すばらしい流れができていますなど、前回も感心しましたので、今回もお伝えさせていただきました。予算をつけてまでの子ども議会には

まだまだハードルが高いと思いますが、毎年の開催、中高生の名までの傍聴とインターネット中継の視聴から進められてみてはと思いますが、部長はいかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 子ども議会は、市の未来を担う中学生に議員を経験することで、市政や議会について学んでいただくとともに、本市玉名市の将来への関心を深めることを目的に開催しております。現在、中学生の1年生から3年生までの生徒が、この中学校生活3か年のうちに同級生の誰かが議員を体験できるよということで3年周期で開催しており、今回は令和6年でございます。子ども議会を開催するに当たりましては、まず、各学校に対して子ども議員の選出と質問内容のテーマに基づく質問書の提出をお願いするとともに、先生方に生徒の質問内容の検索指導や発表の仕方、リハーサルなどを授業の合間や放課後等に行なっていただいているところでございます。

議員御提案のように毎年開催した場合、子ども議員を体験できる生徒の数は当然広がりますけれども、開催に至るまでの準備や生徒の指導等に学校側にかかなりの負担をかけている現状を考慮しますと、前回の答弁と重複いたしますが、現時点では毎年開催する予定はございません。ただし、御指摘の内容につきましては、検討課題として受け止めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 毎年されているところがありますので、その辺の声も聞かれてみてはいかがかなと思います。毎年していただけることを切に願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 安心な学校生活とよりよい教育についてお尋ねいたします。

これまで生理用品に関する質問を5回してまいりました。本日6回目の質問となります。改めてよろしくお願ひいたします。まずは、前回の答弁で生理用品の設置を継続することでのことでした。その後の現状と、そして教育長が答弁された進め方が3か月でどのように考えられたのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の生理用品の試験設置の状況と今後の進め方についてお答えいたします。

まず、生理用品の学校トイレへの設置の試行の状況でございますが、これまでお伝えしてきたとおり、昨年9月から小学校1校と中学校1校で始めており、現在も継続して

おります。現在、小学5年生以上の各学年のトイレの1か所に生理用品を設置しており、小学校ではときどき使用され、中学校では1日平均1個程度使用されている現状でございます。

次に、今後の進め方の考えでございますが、先日、養護の先生方を対象に、学校トイレへの生理用品設置へのアンケートを実施しており、その結果などを下に、3月の養護の先生方の会議で話し合っていたいただき、意見を取りまとめていただくことにしております。そして、試行いただいた学校の状況や養護の先生の意見をもとに教育委員会としての方向性を定め、早急に校長会に諮っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、その養護教諭に出されたアンケートがどのようなアンケート内容だったのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

アンケートは養護の先生方22名を対象として、今年2月に行ない、その内容は、学校トイレに生理用品を常備する必要があると思いますかという設問とその会等の理由をお尋ねしております。

結果、必要であるが6名、必要はないが16名でした。必要であると思う理由は、保健室には男子もいるときがあつて取りに来られない子がいるや急に始まる場合に利用しやすい、子どもの安心につながるといったものでした。必要ないと思う理由は、子どもたちが困ったときに困っているから手助けしてほしいと自分から発信できる力を養いたいや子どもたちが自ら考え行動できるように自立を支援するという観点から現状でよいと考えている。それから自分で準備するという自己管理能力を育てることは、子どもたちが社会で生きていくために必要なことだと考える。また、受渡しのときに会話することで子どもの理解にもつながるなどがございました。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） また保健の先生との会議があるそうですが、これまで私が調べて確認をして、まとめてこの場でお伝えをしました5回、執行部にお伝えしたことは保健の先生にはお伝えしてあるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

玉名市議会でのやりとりに加え、県やほかの自治体の動向についても一緒にお答えしてよろしいでしょうか。

熊本県やほかの自治体の動向については、新聞等でも報道されていますので、養護の

先生方当然御承知のことと思いますけども、学校トイレの生理用品の設置が市議会で取り上げられてからは、校長会議や養護の先生方の会議などで、県や他の自治体の動向や市議会でのやりとりの経過について適宜説明を行なってきております。養護の先生方の会議は、今年度は4月、8月、3月と3回実施することにしており、4月と8月には市議会での質問と答弁の趣旨等について説明も行なっております。そして3月には先ほど申しましたとおり意見を取りまとめていただく予定にしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 3校の保健の先生と昨日お話をすることができました。保健の先生が懸念されていたのは、生理用品にかかる予算のことでした。結構かかるのではと言われましたので、熊本市の状況をお伝えしました。昨年9月の情報です。熊本市は市立の全学校のトイレに生理用品を設置されました。全国的に公共施設での同様の取組が広がっていることやニーズが合ったことなどから予算を約65万円で始められています。12月議会で私がお伝えしました熊本市94校についての予算が65万円、これを玉名市の学校数21校に換算すると14万5,000円、1校当たり6,914円だったということも前もってお伝えいたしたいと思います。ついでに荒尾市が小中学校各1校をモデルとして試験設置につけられた予算が8,000円だったこともお伝えしていただきたいと思います。会議は今日の午後と聞いております。それだけでも今のことだけでも、予算のことだけでも22人中の代表の先生がいらっしゃると思いますので、お伝えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、タブレット活用についてお尋ねいたします。国のGIGAスクール構想のもと、1人1台のタブレットを使って教育が受けられるようになり、昨年9月からは家庭へ持ち帰って活用することができるようになりました。1月に家族の感染によりコロナの濃厚接触者となった6年生の息子は、タブレットで教室とつながってオンラインで授業に数日参加をすることができました。家にいながら簡単に教室とつながり授業を受けることができる。年が一回り以上離れた私の上の娘は「時代が変わったね」と言っておりました。そう時代はコロナ禍となり、スピードをつけて変わりました。大きく環境が変わるときは柔軟に対応していかなければ聞いたことがあります。では、何回も調査をされておりました家庭のWi-Fiの環境整備の状況をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の家庭におけるWi-Fi環境の整備状況についてお答えいたします。

児童生徒がタブレットの持ち帰り学習を行なう上で必要なWi-Fi環境については、市内全小中学校の児童生徒4,904人中、285人の児童生徒の家庭で整備されてい

ない状況でございます。そのような中、W i - F i 環境が整備されていない家庭に対しましては、今年度9月からモバイルルーターとS I Mカードを市の負担で無償で貸出しを行っており、すべての児童生徒がタブレット持ち帰り学習ができる環境を整えたところでございます。

今後もこのW i - F i 環境が整っていない家庭については、モバイルルーターとS I Mカードの無償貸出しを令和5年度から令和7年度までの3年間実施する予定としておりますが、保護者の皆様には各家庭でW i - F i 環境を整えていっていただくよう引き続き理解と御協力を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 近隣の荒尾市、山鹿市、玉東町は熊本市と同じL T Eモデルとあって、携帯電話がW i - F i 環境のないところでもどこでもインターネットを使用できる方式を選ばれております。ですから、家庭に持ち帰ってもW i - F i 環境の整備をしていなくても使用することができるのです。しかし、この方式は大きな予算を必要とすることもあり、本市ではW i - F i 環境を各家庭に準備する方式になっております。現在でW i - F i 環境の整備をしてある家庭が多くはなっておりますが、まだ285人の家庭が整っていないということでした。令和7年になれば子どもの入替えもありますし、人数はまた変わってきます。果たして誰一人取り残すことのないようにと言われておりますが、2年でそれがゼロにできるかとも思います。

また、息子の担任の先生は、熊本市から移動で伊倉小学校に来られておりますが、先生にタブレットになにか感じることはありませんかと尋ねると、「スピードが遅い。重いということがあります」と言われました。玉東中学校の先生は、「苦手な私にも週に1度来られるI C T指導員の方に尋ねて即分からないところは解決して、いろんなことを授業で生かすことができるようになったけど、これが玉名市に異動になればせっかく準備した内容が使えないだろうと思っています」とも言われておりました。私が、子どものタブレットを触ってみようと思いましたが、いつでも持って帰ってくるのではなく、ちょっと触ることはできませんでしたが、タブレットの使い勝手についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問のタブレットの使い勝手についてお答えいたします。

文部科学省が進めますG I G Aスクール構想の前倒しにより、令和2年度に学習用タブレットの購入を行なったところですが、この機種、ソフト、通信方式が市町村によって違うため、議員おっしゃるとおり人事異動により市町村が変わった先生の中には、慣

れるまでに時間がかかることや通信速度が違うことなどが理由で使い勝手が悪いと思われる方もおられるとは聞いております。現在、配備している学習用タブレットは令和7年度までの5年間使用した後更新をする予定であるため、今後様々な意見、要望等を学校から承りながら今後の機種選定等の参考にしていきたいと考えております。また、今後3年間の中で、玉名教育事務所管内の荒尾市、玉名市を含みます2市4町との間で、統一した学習用タブレット端末やソフトの導入を検討するなど、今後より一層円滑な利活用ができる環境づくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 私もこのWi-Fi環境とかいう、この辺の分野は余り得意ではないのですが、やはり一長一短あるとは思いますが、長い目で見て、未来の玉名市を、また、日本を背負ってもらう子どもたちにはできる限りすばらしい教育を受けさせてほしいと思います。よろしく願いいたします。

では、次に、出前授業についてお尋ねいたします。ひまわりてれびで飲食店のオーナーが子どもたちにお話をされているのを見たことがあります。先月は卒業制作として、伊倉小学校の6年生のもとに絵手紙教室の先生方が5人お越しになられて御指導を受けて、初めてとは思えない作品を子どもたちが書いておりました。このようにその道のプロの方に生で携わることで伝わる得るもの、得ることが明らかに違うとも考えます。親しくお付き合いをさせていただいております山鹿市の市議会議員が子どもたちの人気職業ランキングの10位までに議員が浮上することを目標としているということを前から言われておりました。それから、教育委員会、教育長に掛け合いながら、市議会で話し合いを重ねていかれ、選挙のときに議員が出向いて「ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ」という絵本を教材として模擬投票を紹介したり、市議の仕事や選挙の大切さを伝える出前授業が始まったと2月の半ば、熊本日日新聞に掲載がありました。

勝手な私の思いで、玉名市議会の皆さんを巻き込むような内容ではありますが、本市でも同じことができたらと思います。少しでも子どもたちにわくわくを感じてもらい、未来が変わるような気がしております。この提案はいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田議員の出前授業についての御質問にお答えいたします。

令和5年2月15日の熊本日日新聞朝刊に山鹿市議会の服部香代議長自ら地元小学生を対象に選挙の出前授業を行なっているという記事が記載されていたことは承知いたしております。議員も御存じのとおり、玉名市ではこれまでに選挙管理委員会が市内の小中学校で出前授業を行ない、投票箱や記載台を貸し出すなどしながら、児童生徒の選挙に関する知識や意識の向上を図ってきたところです。そのような中、成年年齢、成年年

年齢及び選挙権年齢が18歳に引き下げられた現在、学校現場でも主権者教育が重要となっております。そこで児童生徒の発達段階に応じて学校、家庭、地域が連携しながら主権者教育を進めていくことが必要だと考えております。

仮にはありますが、玉名市議会から学校への出前授業実施の正式な依頼があれば、教育委員会としても検討していきたいと考えております。ただし、出前授業の実施に当たっては、教育基本法第14条第2項に法律に定める学校は特定の生徒を支持し又はこれに反対するための政治教育、その他の政治的活動をしてはならないと規定されておりますし、中立性や公平性の点からも十分留意しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 準備は万全にして、今、言われました中立性、公平性などに気をつけて考えていけたらと思っております。

子ども議会のところで触れました子どもたちが市政へ感心、興味を持つきっかけにもつながると考えております。議員が出向くことだけでなく、専門の方の生の声を伝える機会を地域と連携を生かしまして、取り入れていただくとさらにいい教育ができるのではないかと考えます。

今回は、国際交流について、子ども議会について、安心な学校生活とよりよい教育についての質問をさせていただきました。振り返るとクラリンド市との交流は、松本市長のとくに九州看護福祉大学、新玉名駅誘致も松本市長のとくに聞いております。私たちは未来の方向性に関わるポジションに今、おります。冒頭にお伝えしましたいちごマラソンと初のいだてんマラソン大会で市の全員の職員さんと市議会、そして参加された方、応援された市民の方と一丸になった気持ちを思い出しながら、今後も玉名市の発展のために執行部の皆さんとともに尽力したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） おはようございます。11番、創政未来の北本将幸です。

昨日もいわれておりましたが、先月28日、厚生労働省の人口動態統計の速報値が発

表され、昨年2022年に生まれた赤ちゃんの数が、前年比で5.1%減少の79万9,728人となり、統計開始以来、初めて80万人割れとなったことが分かりました。国が公表した推計では、速報値の80万人割れを2033年と見込んでおり、10年以上速いペースで少子化が進んでいることとなります。一方で、死亡数の速報値は158万2,033人に上り過去最多となりました。死亡数から出生数を引いた人口の自然減は78万2,305人となり、過去最大の減少幅だったと報告されております。78万人減ということは、単純計算で玉名市が約6万5,000人くらいなので、玉名市の1.2倍以上の人口が減少していることとなります。加速度的に進む人口減少は、これからも自治体運営を行なっていく上で、財政面などに大きな影響をもたらします。前回質問いたしました人口増加に向けた取組を狂歌師って行くことは当然のこととして、玉名市全体を俯瞰してみながら将来の玉名市像を定め運営していくことが重要であります。そこで、今回は財政面に影響を与える要因の一つである公共施設の適正配置について質問いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。玉名市においては、学校、各支所、図書館、体育館、公営団地、保健センター、公民館など、多数の公共施設があります。これらは人口増加時代に建築されたものも多く、その多くが老朽化し、更新時期を迎えております。本市においても今までもこの適正配置については取り組んでこられていると思いますし、現在も公共施設等総合管理計画に基づいて、箱物、インフラ整備等含めた上で、公共施設のマネジメントを実施されています。この計画では、現在保有している施設を分析して管理運営計画が立てられているものですが、計画では大きな目標として、今後40年間で65%のコスト削減と施設の共用化や集約化に伴う削減で、保有する施設面積の37%を削減するとされています。しかし、公共施設の削減においては、地域や利用者への影響等を考慮し、判断には慎重にならなければならず、既存施設の集約化、複合化については全体像をしっかりと持ちながら進めていかなければなりません。

一方で、計画に沿って集約化や民間委譲、除却処分を進めていかなければ、目標は達成できないと思います。また、達成できなければ市の運営自体も持続していけなくなる可能性があります。そこで、今回は、建て替え、民営化などが検討されている施設について質問していきたいと思っております。

まず始めに、旧勤労青少年ホームについて質問いたします。旧勤労青少年ホームは令和2年度に用途廃止が決定され、2年程度経過し現在に至っているわけですが、今後の方針についてお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 北本議員御質問の旧勤労者青少年ホームについてお答えいたします。

まず、勤労者青少年ホームの現状についてお答えいたします。旧勤労者青少年ホームは、公共施設長期整備計画及び公共施設個別施設計画に基づき、令和2年6月議会において設置条例を廃止し、その後、コロナ禍によるオンライン会議の増加に伴い、本庁舎の会議室が不足する状況であったため、令和3年6月から当面の間、職員用会議棟として、また、新型コロナワクチンの集団接種に必要な資材等の保管場所として活用しているところでございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 廃止されて2年間ぐらいはコロナの会議棟とか、ワクチン接種の備品の保管場所として使用されていたわけですが、今回の新年度予算に解体関連の予算が計上されているんですけど、築年数的にはまだ利活用できる要素もあったと思うんですけど、この検討もされたと思うんですけど、解体という結論に至った見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

旧勤労者青少年ホームの解体の判断に至った理由といたしましては、本庁舎における各会議室の利用状況がコロナ禍前の状況に戻りつつあることや新型コロナワクチンの集団接種が終了するなど、その活用を終えることによるものでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） オンライン会議も会議室的にも足りてきて、ワクチン接種も終了して、その役目が今のところないということで、今回、解体されるということなんですけど、施設内容としては和室とか、講習室とか、調理室とか、バドミントンコートが1面入るくらいの体育館もあったと思うんですけど、重複するものが多くて、文化センターに利用してはどうかという意見もあったと思うんですけど、恐らくそこも難しいということで、今回、解体に至ったんだと思います。

35年ぐらいですかね、40年弱くらいの建物だと思うんですけど、本来であったら利活用して、活性化につながるようなものができれば一番理想だったと思うんですけど、これは個別施設計画にも利活用が難しかったら廃止ということで、計画に沿った判断になったのではないかなと思いますけど、今回、解体に向けて進められていくと思いますけど、解体後の跡地に着いてはどのように考えられているのか。近隣には体育館もありますし、弓道場もありますし、市民会館の会議室等もあるので、その跡地はどのように考えられているのかをお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

旧勤労者青少年ホーム解体後の跡地につきましては、イベント開催時における慢性的な駐車場不足を解消するため、30台前後の駐車場として整備し、有効活用を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 解体後は駐車場ということなんですけど、隣にはもともと市民会館が建っていた跡地もあるので、結構広いところが空き地になるわけなので、とりあえずは駐車場で利用するということなんですけど、ほかに今後活性化につながるようなことで活用できるチャンスがあれば、活用していただきたいなと思います。

これで、次の質問に移ります。次に、岱明ふれあい健康センターについて質問をいたします。岱明ふれあい健康センターにつきましては、岱明防災コミュニティセンターが建築され、指定管理者でありました社会福祉協議会の事務所も移転し、重複した機能を併せもつことから、民間活力を活用していくという方針が出されていましたが、岱明ふれあい健康センターについては今後どのように管理運営されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 岱明ふれあい健康センターの今後の運営についてお答えいたします。

岱明ふれあい健康センターの管理運営は今年度まで社会福祉協議会を受託者とした指定管理により施設管理を行なってまいりましたが、民営化に向けた運営形態や利活用方法など、これまで模索してきました取組の可能性を広げる具体的な検討を推進するために、市直営で管理運営すると判断し、令和5年4月より管理運営体制を変更するものでございます。

管理運営体制といたしましては、スタート段階におきましては、保健予防課所管のもと、今年度までと同様窓口対応や施設運営を行なう交替制勤務による会計年度任用職員2名を配置し、新たに施設運営を統括する市職員1名を併せ、施設には常時3名のスタッフがいる体制で管理運営を行なっていくこととしております。ある程度の方針が固まりましたら適正な所管を定め、管理運営体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 副市長から答弁がありました。直営でやるということなんですけど、従来の方針では、令和5年度以降は一般公募による民間の指定管理で管理運営を

行なっていきながら、将来的には民営化を目指すという方向性だったと思うんですけど、今回それではなくて、令和5年度から直営で維持管理されるということで、職員体制についても説明があったんですけど、直営でされることによって今後維持管理費というのはどの程度かかっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

岱明ふれあい健康センターの指定管理委託から、市直営による管理運営に関する経費の増減につきましては、施設維持管理費及び配置する人員については、差はございません。昨年までと比較いたしますと、管理運営を統括する業務を行なう職員を新たに配置する経費の増加を見込んでおるところでございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 昨日大野議員の質問でも指定管理に関する質問があっていたんですけども、市が指定管理をする要因としていろいろ部長のほうで答えられていて、その中で経費の縮減も一つの要素であると答えられていました。恐らく、今回直営になることによって新たに職員を置くのでその分の経費は増加するということだったと思います。この維持管理費については、大体3,000万円か、3,500万円ぐらい毎年かかっていたと思います。去年の予算、令和4年度の予算だと屋根の工事が行なわれていたので4,439万円程度計上されてきました。新年度の予算、これはあくまでも予算ベースなんですけど、岱明ふれあい健康センターの会計年度任用職員費で1,640万円、岱明ふれあい健康センター管理運営事業で3,322万円予算計上されているので、ここまではかからないと思います。恐らく多めに取られているので、これ足すと4,960万円ぐらいかかるんですけど、やっぱり直営ですることによって必要経費がかかていくことになるわけですけど、今後は直営で運営しながら、民間委譲に向けた検討を推進して行かれることになるんですけど、今後も施設は運用していくわけなので、有効に活用していく必要があると思うんですけど、今後の利用、これからの利用についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

岱明ふれあい健康センターの今後の施設利用につきましては、現在、民営化に向けた移行期間であると考えております。市民の皆様幅広い利活用をという視点のもとに、スポーツ、教育、文化、園芸など、子どもから高齢者まであらゆる活動に御利用できる施設としていきたいと考えておるところでございます。これまで岱明ふれあい健康センターを活用しておりました福祉団体や健康づくりの自主グループであったり、集団健診など、市が実施する保健事業につきましては、岱明防災コミュニティセンターを優先

的に利用することを原則に行なってまいりたいと思っております。また、入浴施設や部屋の貸出しにつきましては、引き続き利用できることとしているところでございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、副市長から答弁があったように岱明ふれあい健康センターの方向性として岱明防災コミュニティセンターの供用開始後は原則、岱明ふれあい健康センターでの既存事業である健康増進事業や福祉事業は、岱明防災コミュニティセンターで実施していくと今、答弁でもありました。ということは、今までの利用がそっちに移っていくということは、せっかく施設があるのに利用されないということも、だんだん利用が減っていくということもあると思うので、あるからにはしっかり活用していただくような対策をとったほうがいいのではないかなと思います。

さっきも言ったんですけど、予算が4千何百万円計上されているわけなので、有効に、温泉もありますし、活用していただくと。今、令和12年度までの民営化に向けて取り組まれていると思いますけど、今から8年間あるんですけれども、ということは、4,000万円ぐらいかかったら3億円ぐらいは維持管理費かかっていくことになります。ということは、それだけかけるのであればしっかり活用してもらおうようにしていただきたいなと思います。これに関しては、平成30年の一般質問でもさせてもらったんですけども、最初指定管理でいくと言われていたときに、指定管理がうまくいかなかったときはどうするんですかという質問したんですけど、そのときの答弁では、そうならないように最善を尽くしていくと答弁されました。結局、令和5年がスタートしてみると、指定管理はうまくいなくて、直営ですることになりました。もう一回再質問なんですけど、今回、民間委譲に向けて直営で運営されるということなんですけど、現時点でその民間委譲に向けた取組状況についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

岱明ふれあい健康センターの民営化の取組につきましては、これまで指定管理での施設運営実績のある複数の民間企業に対してアプローチを行ないまして、施設の利活用と民営化に向けた可能性や調査や用途地域の見直しの方針など検討を現在進めておるところでございますが、まだ、具体的に説明できる段階ではございません。そういう状況にあるということでございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、検討されて情報収集、意見交換をされていると思います。先ほど質問した旧勤労者青少年ホーム、令和2年に用途が廃止されて、様々な検討され、コロナもあって2年程度で解体の結論を出されました。仮に、旧勤労者青少年ホームの

用途廃止後も活用の検討が何年も続いていくと見通しが立っていないで経過していくと、ただ漠然と維持管理費を公費である貴重な税金を投入していくということになるんですけど、この岱明ふれあい健康センターについては、前に質問したのが平成30年ぐらいなので、5年ぐらいたっているわけなので、少しずつですけど、しっかり進めていかないと話が前にいかないのではないかなと思います。今、いろんな情報を収集しながら進めているということだったんですけど、そこでもう1点再質問なんですけど、民間委譲に向けて今、進められているということなんですけど、やっぱり課題があるから進まない部分もあると思うんですけど、どのような今後課題をクリアしなければならないのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

岱明ふれあい健康センターの民営化に向けての課題といたしまして、主に2点ございます。1点目が用途地域による用途制限でございます。岱明ふれあい健康センターは、第1種低層住居専用地域に指定しており、現在の用途区分では、学校、図書館、公衆浴場、老人ホームなど、一部の公共施設のみの利用目的の使用に限られ、民営化に向けては、用途地域の変更などの方策が必要になってまいります。

次に、2点目として、施設整備に活用した補助事業の処分制限でございます。岱明ふれあい健康センターの施設整備において、複数の補助事業を活用して施設整備を行なっていることから、民営化を進めていく中で、補助事業の目的外の施設運用が必要になる場合は、処分制限がかかることが想定されており、こちらも今後の課題と考えております。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 用途地域の問題とか、補助金の問題があるということだと思います。一つで、補助金の問題がやっぱり要因の一つにあるということなんですけど、今後の方針として令和12年度までに民間委譲を目指していくということなんですけど、中では条件を整えば前倒しもあるとされています。そこでもう1点再質問なんですけど、もしこれを前倒しした場合は、そういう補助金の返還金などが発生してくる可能性があるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

先ほどの課題についての再質問にもございましたが、岱明ふれあい健康センターの施設整備に活用した補助事業としましては、令和12年度の民営化に向け、民営化の前倒しがあった場合影響が想定されるものとして、カーボンマネジメント強化事業とそれから社会資本整備総合交付金事業の二つがございます。実際に前倒しして民営化を進めて

いくことになる場合には、補助金の取扱いとして返還等の手続を進めていく方向で考えております。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 前倒しした場合は、返還金もあり得ることなので、その辺しっかり精査してもらって進めていく必要があると思います。今後、令和5年度から直営になって本格的に進められていくと思いますけど、この方針に向けては、しっかり住民の方に認識されているのかなと思います。現在、今も温泉施設など施設自体は継続して運営されているわけでありますので、まさかこれが民営化になると思っていない人も多いと思います。私自身も岱明ふれあい健康センターは温泉があって利活用できる施設であるので、それを民間にやるのはもったいないなという思いもあるんですけど、執行部の方針として民営化するという打ち出されています。やっぱり民営化することとは、温泉施設も利用できなくなる可能性も十分に考えられる訳なんですけど、最終的にはどういう形でこの民営化に向けて取り組んでいきたいと、現時点で考えられているのか見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

令和12年度の民営化の方向性として、最終的には、やはり民間委譲となることを現段階においては考えております。また、入浴施設につきましては、民間企業の意向や提案に期待しつつ、民営化の取組の中でその在り方について検討していくということとしておるところでございます。

まずは、とにかく直営でどういう施設が市民の皆様に利活用できる最大の効果が発揮できるのかという視点をしっかりと持って、この施設を直営の中で模索をしながら、最終的には先ほど申しましたように、民間委譲となることということを、方針をしっかりと定めながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） あらゆる可能性を模索しながら進めていかれると思います。以前の議会でもいろんな議員の方も質問されて聞かれたのもあって、そのときの答弁では、事務とか、老人福祉施設とか、いろんなのが考えられるという答弁もあっていました。やっぱりいろんな可能性を考えながら進めていかれると思います。もちろん市長もその考えだと思うんですけど、最後市長に聞きたいんですけど、もともと令和5年度からは指定管理で入って、将来的には民営化していきたいという方向性だったと思うんですけど、結局、令和5年度からは指定管理が難しく直営でいくということになりました。これで令和12年度までいくことになるんですけど、令和12年度までいって、結局、

民間委譲も無理でしたという結果もなきにしもあらずだと思うんですけど、その辺市長は民間委譲についてどのように考えられているのか、最後お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えします。

岱明ふれあい健康センターの民営化を令和12年度までにできるのかということなんですけれども、令和12年度にこだわらず、前倒しを含めて取り組んでいく考えであります。先ほど議員も御心配されておられますけれども、指定管理でもできなかったというふうにおっしゃられてますが、活用の自由度を今以上に高めて、様々な課題解決をするために今回直営にしたわけであって、できなかったのではなく、あえて直営でこの課題を解決していくということで、今から取り組むということで御理解をいただきたいと思っております。ですから12年度までずっと直営でいくというようなことでもないし、前倒しで取り組んでいく考えもあるし、また、助走として令和5年度は直営で行ないますけれども、その課題の解決と先がある程度見えてきたとするならば、民間としてとっていただけるような企業が見つかったならば、助走として出だしは指定管理でやっていって、「うん、これで大丈夫だ」というような先での民間委譲というようなことも考えられるんです。それはまだ今、決まっていないので、それを模索するために直営で令和5年度はやるということでもありますので、そういった様々な課題を整理しながら、民間企業がとりわけ地域にとっていい提案をいただけるように、民営化に向けて、最終的な民営化に向けて丁寧に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、市長の考えを聞いて、この民営化、なかなか旧勤労青少年ホームも解体に至るということで、利活用していくってなかなか簡単なことではないと思っておりますけど、施設がある以上利活用していくことが、ましてやそれが市民の利便性の向上につながればもっといいんですけど、今回、民間委譲していくということで、やはり前倒しもあり得るということで、今回、直営なんですけれども4,900万円近くの前年度予算が今年度計上されているということは、ずっとそれだけ遅ければ遅れるだけ係っていくこととなります。以前の執行部の議会答弁でもそのまま抜き出してきたんですけど、「10年先には完全に民営化、民間の方向に持っていけるような形で進めていきたい」というふうな考えであります。岱明ふれあい健康センターのほうは将来的に廃止をする。廃止をしながらも施設として民間に活用していただく。要するに、民間に移譲していくという考えのもと、そうでなければ公民館は建てられないというふうに思っております」と答弁がっております。

この答弁の方向性のもとで、今、進められていると思います。昨年、防災機能もある、すばらしい岱明防災コミュニティセンターが開館して、今、利用されています。しかし、一方でこの岱明ふれあい健康センターの議論が取り残されるように感じますが、市長は今からしっかり取り組んでいくと答えられて、直営でいろんな可能性を考えながらされていくということだったので、しっかり考えてもらって、12年度までと言わず前倒しもできるということだったので、やっぱりこの空白期間が広がれば広がるだけ貴重な税収というのをこの維持管理に費やさなければならなくなるというのがこの公共施設の適正配置だと思うので、その辺はもう一度原点に戻ってもらって方向性、出された方向性に沿ってしっかり公共施設が適正に配置されていけるように取り組んでいただきたいと思って、次の質問に移ります。

次に、玉名第1保育所についてお伺いしたいと思います。この玉名第1保育所につきましては、旧玉名市役所跡地に建設されました大河ドラマ館を仮園舎として改修し、令和2年9月に移転され、仮園舎は賃貸契約を行ない、今現在、運営されているわけですが、このリース期間は令和6年3月31日までとなっているので、今年度には校舎の設計であったりいろんな事業が本来であればスタートするはずだったんですけど、現状としてスタートしていないんですけど、この玉名第1保育所についての今後の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の玉名第1保育所についてお答えいたします。

昭和48年建設の玉名第1保育所の旧園舎は、老朽化が進み安全確保が必要であったことから、令和2年9月旧玉名市役所跡地に建設されました仮園舎に移転をいたしました。仮園舎は賃貸借契約をしており、そのリース期間は、先ほど議員が申されたように、令和6年3月31日までとなっております。今後の玉名第1保育所につきましては、旧庁舎跡地活用と一体的な整備として、園舎建て替えを予定しているところですが、旧庁舎跡地につきましては、在来線玉名駅や各商店街、温泉街などを含めたまちなか未来プロジェクトでランドデザインを構築することとしております。このランドデザインの中で、各エリアにおける機能や事業スケジュールを検討していくこととなりますので、玉名第1保育所の新園舎につきましても、この事業にあわせて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） まちなか未来プロジェクトで考えているので、旧庁舎跡地だけでなく、もっと大きな面で考えていかれるということだったと思います。でも今までは旧庁舎跡地でどうしようかということを考えてられて、現時点で、計画は遅れるという

ことになると思うんですけど、そうなったらこのリース期間は延長しないといけなくなると思うんですけど、延長されることによって維持管理費はどのようになってくるのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

現在、玉名第1保育所仮園舎におけます賃貸借契約のうち、リースに係る費用は月々16万5,000円、年間198万円でございます。今後リース期間を延長することは可能でございます、リース代としては本年と同程度が必要になると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） リース期間は延長できるということで、198万円かかっていくということだったんですけど、実際、延びれば延びるほどこれも係っていくということになるので、しっかりプロジェクトで計画的に進めていただきたいなと思います。実際は、令和6年4月より開園予定だったと思うんですけど、実際これは難しいということで、となると4月に開園するのではないかなと思って保育園通われている方も多かったと思うんですけど、実際、この保育園利用されている方に向けての説明についてはどのくらいされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

本年2月2日、玉名第1保育所の役員会がございまして、その中で仮園舎の契約内容や園舎建て替えについての説明をいたしております。併せまして、公立保育所の職員にも同じ内容を説明しているところでございます。仮園舎のリース期間が令和6年3月31日までとなっておりますので、今後、まちなかプロジェクトで構築されるランドデザインの内容を具体的に説明できる時期が来ましたら、関係各課と協議いたしまして、適切な時期に保護者の皆様へ情報提供をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） いつ新しいのができるかというのは、今通っている人たちにはじかに関わることだと思うので、今後しっかり説明できる時期が来たらということだったんですけど、早いうちに説明していただきたいなと思います。

もともと旧庁舎跡地については、いろんな検討がされて、この玉名第1保育所については、もともとの方針では旧庁舎跡地で建て替えが検討されてそれに向けて進められていたわけで、ほかのいろんな施設も建てるに当たって、急傾斜地がネックとなるので、この急傾斜地崩壊危険区域の指定解除を受けるために整備もされて、今、終わっている

段階だと思えますけど、改めてちょっとお伺いしたいんですけど、現時点で答えられれば何ですけど、現地の建て替えでいくのか、あるいは移転も含めて考えられているのか、その玉名第1保育所の今後の見解としては、現時点でどういう考えなのか、最後にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、旧玉名市役所跡地活用と一体的な整備として園舎建て替えを予定しておりますところですが、今後は、まちなか未来プロジェクトで構築するランドデザインの中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） グランドデザイン次第ということだと思います。旧庁舎跡地に着いては、にぎわいをもたらすような施設があったらいいなという声もたくさんあったと思います。保育所の在り方も含めて、しっかり検討していただきたいなと思います。

4点目の玉名市文化センターの中央公民館についてお伺いしたいんですけど、今質問した玉名第1保育所も含めて、玉名市文化センターについても建て替えが検討されていたと思いますけど、これも本来であれば令和5年度にスタートしていくはずだったんですけど、まだ恐らくまちなか未来プロジェクトがあるんでスタートしてないと思うんですけど、この文化センターの公民館機能については、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の玉名市文化センターの今後の計画についてお答えいたします。

玉名市文化センターは建築から41年が経過し、耐震性は確保されているものの、広範囲において劣化が見られ安全性や機能性の低下は否めないところでございます。そのため公共施設個別施設計画において、主に機能回復を目的とした大規模改修を計画しておりましたが、大規模改修を実施しても長期の使用については躯体の健全性が保てるか懸念されるところでございます。そこで、旧庁舎跡地の利活用の検討に伴い、玉名市文化センターの建て替えについても併せてこれまで検討してきたところでございます。

今後につきましては、これまでの答弁と重なりますが、令和5年度からまちなか未来プロジェクトによって在来線玉名駅周辺や旧庁舎跡地を含めたランドデザインの構築することとしておりますので、その中で事業スケジュールや設置場所も含め再検討するところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） これも玉名第1保育所と同じで、プロジェクト次第だと思うんですけど、玉名市文化センターについては一番最初に質問した旧勤労青少年ホームと類似する部分もあるので、移転できないかという話もあったんですけど、それも難しかったということで、また、現在新しい市民会館ができてマルチホールなどもできてそこら辺と重複する大ホールも玉名市文化センターはもっているわけなんですけど、現在の利用状況としてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の玉名市文化センターの中の中央公民館部分の利用状況についてお答えいたします。

中央公民館の利用率につきましては、一般及び公用の利用も含めまして、コロナ前の令和元年度の19%に対して、令和2年度はコロナウイルス感染症の拡大により14%と減少しましたが、令和3年度は15%、今年度は4月から2月までの利用率ではありますが18%となっており、徐々にではありますが回復してきております。今後も生涯学習機会の充実を図るため、地域課題や行政課題に関する公民館講座の開催や住民ニーズに対応したサービスの提供により利用率の向上に努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 利用率はコロナで一回落ちたけど戻ってきているということで、玉名市文化センターについては、先ほど部長の答弁でもあったんですけど、本来であれば去年から3か年かけて大規模改修する予定だったんですけど、これをしないで建て替えをしていこうという検討がされていると思います。今後、建て替えされるに当たっては、本当にどういう機能が必要で、どういう施設が今必要とされているかというのをしっかり検討しながら、その中身についても考えていただきたいなと思います。実際、和室や講習室、調理室、音楽室、運動室があった旧勤労青少年ホームは役目を終えて解体されるわけでありまして。時代は大きく変化していると思います。これから新たに建設されるものについては、今までどおりの感覚ではなくて、新たな視点を持って市民サービスの向上につなげていただきたいなと思います。

5点目のこれは玉名市文化センターと一緒にある図書館ですけど、図書館についてお伺いしたいんですけど、この図書館についても何回か質問しているんですけど、玉名市文化センターは建て替えていくということですけど、玉名市民図書館についてはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の玉名市民図書館についてお答えいたします。

令和4年9月議会においてありました質問に対し、現在の公立図書館の施設整備につきましては、図書館を核とした複合施設にすることにより、にぎわいづくりを目指す自治体が全国的に増加しており、玉名市民図書館のリニューアルについては、民間の商業施設や他の公共施設との併設についても柔軟な姿勢で対応したいとお答えしております。玉名市民図書館の今後のスケジュールにつきましては、玉名市文化センターと同じ説明となりますが、令和5年度からまちなか未来プロジェクトにおいてグランドデザインを構築し、その中で事業スケジュールを検討し取組を進めていくことにしております。また、玉名市民図書館のリニューアルにつきましては、多くの利用者の意見を取り入れ、市民の皆様により親しまれる図書館に図書館となるように検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この図書館は以前も質問しているんですけど、近年においては近隣自治体において、今までの図書館とは違った運営形態をとられる図書館が多数見られるようになってきています。先日、文教厚生委員会の視察でも、宇城市の図書館を視察に行ったんですけど、平日にもかかわらず多くの方が来館されていました。休日には座るところがなくなるくらい、椅子いっぱいあるんですけど、座るところがなくなるくらい人が来るということでした。館内は美術館が併設されて、コーヒーチェーンも出店されていて、本当に多くの方が利用されていて、イベントも毎日のように実施しているということで、交流の場となることはもちろん、市外からの利用者もあって活性化につながっているなというのをひしひしと感じました。

この玉名市においても図書館リニューアル建て替えという方向性出されているので、建設場所も含め、運営形態も含め、複合化でいくと答弁でもありましたので、ありとあらゆる可能性を検討しながら進めていきたいと思っておりますし、近くにも先進地がいっぱいありますので、ぜひ、ちょっと見に行ってください、じかで話を聞いてもらうとよりよいものができるんじゃないかなと思うのでよろしくお願いします。

最後の今まで何回も答弁で出てきた、まちなか未来プロジェクトについて最後お伺いしたいんですけど、いろんな施設も含めて、玉名駅とか含めてという答弁があっていたんですけど、もう1回まちなか未来プロジェクトについてどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問のまちなか未来プロジェクトについてお答えいたします。

現在、少子高齢化による人口減少が進み、中心部で反映してきた在来線玉名駅周辺や

玉名市役所旧庁舎跡地周辺においても空き家、空き店舗が増加し、まちなかの魅力やにぎわいが低下している中、旧庁舎跡地などの市が所有する資産の有効活用が重要となっております。そこで、その検討に当たっては、先ほどからの答弁の繰り返しになりますけれども、新玉名駅、在来線玉名駅、旧庁舎跡地、各商店街や温泉街など、それぞれのエリアマネジメントを進め、それを有機的に結び、そして全体を俯瞰した長期的なランドデザインの構築を進めてまいります。現在、各拠点を所管する関係課において協議を進めており、今後は、横断的なプロジェクトチームにおいても公共施設の複合化による適正配置について検討するなど、市民の皆様と連携を図りながら中心エリア一帯の全体構想を描いてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） このまちなか未来プロジェクトは、今言われたように玉名駅、新玉名駅、旧庁舎跡地、商店街、いろんなことを含めて玉名市全体を見ながら進めていけるプロジェクトだと思います。関係各課入れてプロジェクトチームつくるということで、かなりこれ大規模になるんじゃないかなと思います。恐らく今質問した玉名第1保育所、玉名市民図書館、中央公民館、そのほか子育て支援施設とか、民間施設とか、入ってくるかもしれないですし、かなりの事業規模になると思うんですけど、今後のこの玉名市の骨格をつくる大変重要なプロジェクトだと思います。やっぱりここにプロジェクトチームに入る職員さんたちには、庁内だけではなくて、いろんな先進地見て、いろんな研修しながら、いろんな情報を取り入れた中で、それを玉名市にどう当てはめていくとか、新たな発想とかをしていったほうがいいと思うんですけど、そのためにも、このプロジェクトに関わる職員の方たちの視察研修というのは積極的に今年度やるんだっけらしていったほうがいいと思うんですけど、その辺の見解についてはどうか伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度は各課の現状の協議、検討と先進地研修などを予定しておりプロジェクトチームの運営に関する経費や先行する自治体の視察研修費を今議会に上程しております。特に先進地研修については、本プロジェクトを進める上で、プロジェクトの意義や目的を十分理解して全体構想を策定する必要がありますので、本市の取組に参考となる他自治体の事例を視察できるよう考えております。なお、今後のプロジェクトチームの進捗によっては、さらなる対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） このまちなか未来プロジェクトについて、新年度予算が94万円計上されていると思います。全国、いろんな自治体がこの開発に向けて先進的な取組をされているところがあります。実際、私も議員になっていろんなところを視察したんですけど、実際行って、見て、話聞いて、課題とか、取組とか聞くというのは本当に参考になると思います。このプロジェクトチームの人たちが「ちょっとここに行ってみようんですけど」みたいな話が上がってきたときに、予算がないから行けないということではなくて、本当これ予算規模でいくなら何十億円規模の事業だと思うので、そのためには視察研修というのを積極的に行なってもらって、職員の人から声が上がってきたらどこでも見に行けるような体制にして、しっかりこのまちなか未来プロジェクトがよりよいものになるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回、進められていくわけですけど、旧庁舎跡地も入っていて、以前から計画が変更になる部分も出てくるということなんですけど、この計画が変更していくというのは時代も変化していきますので、しょうがないと思いますけど、グランドデザイン描くと言われたので、この描くのが期間がどんどん、どんどん遅くなっていくとそれだけ計画がずれ込んでいって経費もかかるということになると思うので、しっかり期間的なものは定めながら1年、2年、3年ぐらいはしっかりこのグランドデザインを描くというような目標は設定していくことが大事だと思うんですけど、今後このプロジェクト進めていきたいと考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、令和5年度がただいま答弁しましたとおり各課の現状の協議やプロジェクトチームでの検討及び先進地研修などを予定しており、令和6年度から在来線玉名駅周辺や旧庁舎跡地などの中心エリアの全体構想を描いてまいります。具体的なスケジュールについては、現時点ではお答えできませんけれども、市としましても多くの市民の皆様の意見を取り入れながら、まちなかのにぎわい創出を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 本当に何回も言いますが、一大事業だと思いますのでしっかり、もちろん市民の人の意見も聞きながら、外部の意見も聞きながら、よりよいものを今年度、新年度1年間、しっかり、じっくり考えて進めていっていただきたいと思います。

最後に市長にお伺いしたいんですけど、これすごいグランドデザインになると思うん

ですけど、市長として現時点でどういうふうを考えられているのか、最後お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えします。

まちなか未来プロジェクトにつきましては、これまで建設部長が答弁したとおりでございますけれども、人口減少、空き家、空き店舗、そして公共施設の老朽化など、様々な課題に対してこの中心エリア一帯を舞台としたまちなか未来プロジェクトを通して策定したランドデザインを具現化し、市民の皆様とも協力して、長期的なエリアマネジメントを行ないながら、笑顔をつくる10年ビジョンの理念でもある10年先を見据えたまちづくり、その礎となる重要な取組として位置づけ推進してまいります。

そして、公共施設につきましては、公共施設長期整備計画に基づきまして、着実に改修等の維持管理も行ないながらも、公共施設マネジメントとしては、社会動向や住民ニーズ、施設の運用状況、そしてこのたびのまちなか未来プロジェクトといった新たなまちづくりの構想など、そのときどきの様々な要因を考え、施設の適正配置を見直すことも含めて、また、施設の効果的な更新、複合化、民営化、そして官民連携など、あらゆる手法を持って公共施設の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） このまちなか未来プロジェクト、来年からスタートするわけ何で、広範囲に及んで大事なものになってくると思います。最初に質問した旧勤労者青少年ホーム跡地もありますし、市民会館跡地もあるので、いろんな跡地が今からも出てくる可能性もあります。いろんなものをしっかり全体像見ながら、大きな視点を持ちながら進めていただきたいし、大きな視点を持ちつつも個別個別の施設についてもしっかり機能充実できるように進めていただきたいと思います。

今回、市内の公共施設を中心に質問させていただきましたが、人口減少が進んでいく中、この新規施設の整備は本当に市としてどのような施設が必要なのかという点について十分に庁内で議論をした上で進めていく必要があります。また、庁内だけでなく、視察研修などを通して外部からの意見も積極的に取り入れていく必要があります。その上で、施設の集約化複合化を進め施設面積を削減しながらも活性化につなげていかなければならないと思います。しかし、ただ削減だけが目的になってしまうと行政サービスが低下するだけありますので、より効果的に施設利用ができるよう取り組んでいただきたいと思います。同時に跡地であったり、利用しなくなる施設の利活用も検討していかなければなりません。やっぱりここは進まなければ、貴重な税金の中から莫大な維持管理費だけが計上されていくことになります。維持管理費がつぎ込まれていくということ

は、必ずどこかに予算的にしわ寄せがやってくる、本来したかった事業ができなかったりというようなことが必ず出てくると思います。貴重な税金でありますので、しっかり有効に活用できるようにしていただきたいと思います。

冒頭にも、一番最初に言ったんですけど、去年の人口は自然減で78万2,305人減少しています。玉名市の約1.2倍以上の人口が減少していることになります。玉名市でもたくさんの公共施設が存在し、今年度一般会計予算も341億円、特別会計も含めると572億円となっています。しかし、これを支える人口は減少しています。国の2023年度一般会計予算案も1.14兆円超えとなり過去最大となっています。しかし、このうち約31%は借金に頼らざるを得なくなっています。将来への付けを残さないとよく耳にしますが、現状はどうでしょうか。今一度玉名市においても未来の子どもたちが暮らしていく玉名の将来像をしっかり描きながら、公共施設の今後の在り方についても市内全体で真剣に考え、財政運営も玉名市が持続可能な行政運営を継続していけるように取り組んでいただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

4番 瀬崎 剛君。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） 皆さんこんにちは。午後の少しおなかも満たされて、眠気が差してくることがあるかもしれませんが、皆さんしっかり聞いていただければありがたいと思っております。私も何か目もやもやいたしまして、軽いですが花粉症が出てきているのかなと思います。なかなかひどくはならないのでいいんですけど、このまま、軽いまま通していければなと思っております。もう暖かくて、今年はコロナの影響も大分収まってきたと言いますか、コロナ後に向けて活動できていますので、従来のような花見も今年是可以できるのかなと思っております。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。1、鳥獣被害と捕獲の状況について。1、被害状況と駆除の状況について、度々議会や委員会で取り上げられると思いますが、農林水産省によると、令和3年度の野生鳥獣による全国の農作物被害は、約155億円、対前年度比マイナス5.9億円となっております。主要な鳥獣種類別の被害金額については、イノシシ被害額39億円、サル同8億円、カラス同13億円に減少する一方、シカの被害は同61億円と増加しています。玉名市においてはカモ、イノ

シシ、そして山下議員も懸念されているアライグマなどによる被害が心配されているところです。計画策定年度、令和元年度で、荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町の2市4町において、玉名地域広域鳥獣被害防止計画を作成されております。その中には、被害の状況、被害の軽減目標、各市町村の従来講じてきた被害防止対策と課題が掲げられております。現在の本市においての被害の状況と駆除の状況についてお答えください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 瀬崎議員御質問の被害状況と駆除の状況についてお答えいたします。

まず、主な有害鳥獣による農作物の被害状況につきましては、イノシシの場合、主に水稲や果樹における被害が市に報告されており、水稲被害としては、令和元年度が被害面積7.4アールで、被害金額73万7,000円、令和2年度が43.5アールで、35万9,000円、令和3年度が9.5アールで、8万7,000円と面積、金額ともに減少しております。

次に、果樹被害としては、令和元年度が32.3アールで120万円、令和2年度が53.5アールで222万円、令和3年度が12.9アールで513万6,000円と、面積金額ともに増加しており、水稲とは真逆の状況にあります。

また、鳥類においては、近年家も類によるブロッコリーやキャベツといった露地野菜の食害が深刻な状況にあり、市として把握している令和3年度については、2,687アールで、6,700万円の被害が報告されているところです。

次に、これらの捕獲状況につきましては、まず、イノシシの場合、令和元年度が成獣664頭、幼獣130頭の計794頭、令和2年度が成獣720頭、幼獣198頭の計918頭、令和3年度が成獣496頭、幼獣105頭の計601頭、令和4年度が、今年1月末までに成獣561頭、幼獣62頭の計623頭を捕獲しており、年によって増減はありますが、相当数のイノシシが駆除されております。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

増減はあるものの相当数の捕獲駆除をされているということではありますが、実際にいる鳥獣類の個体数が減っているのか、あるいは捕獲隊の人数の減少、あるいは高齢化によって駆除が若干やりにくくなっているというか、進まなくなっている面もひよっとしたらあるのかなと思っていて、実際には野山にいる鳥獣類がだんだん増えていっているのかなと思ったり危惧するところです。

それでは、2、捕獲隊の状況について、昨年伊倉の方から電話がありまして、ちょっ

とお伺いしました。足跡を見てくださいと言われて行ったら、坂道を駆け上がり、坂道というのは土のところなんですけど、道を横断していると思われるイノシシの足跡らしきものがありました。そこは伊倉八幡宮から田崎に抜ける道路で、そこを渡った先には肥後伊倉駅に向かう道路の近くです。それがもしイノシシであれば、その方の家の横を通って普通に民家の近くに出るということになります。その方の家は、下のほうが田畑で、夕方などは犬の散歩をされます。たまにイノシシに遭遇し、少し離れたところで発見したときには笛を吹くそうです。その方が言われるには「イノシシは臆病なところもあるので、離れていれば、気付が逃げていく。たまたま急に出くわしてしまうとびっくりして襲ってくることもある」ということを言われていました。

農林水産省のホームページによると、イノシシの習性として、基本的に昼間に行動しますが、人里周辺では人を警戒して夜間にも活動します。学習能力が高い動物で、周辺環境に合わせて行動を変化させていくことも多くあります。助走なしで1メートル近くの跳躍ができ、柵は足を折り曲げて下からくぐることが多いとされています。私は、イノシシは夜行性と思い込んでいました。人の気配を察知して、息を潜めているということになります。繁殖力が強く毎年4月から6月ごろに平均4頭から5頭を出産します。その方から今年に入って家の裏でゼイゼイといううめき声が聞こえるから見に行くと、イノシシが向かってきたと、なんとか無事に家に入り通報し、わな隊が駆けつけ駆除されたとのこと。田畑を越えた山には箱わなが設置されているのは知っているが、こっちにも足跡があって、通り道になっているからわなをおいてくれとお願いしたところ、わなは自分たちの費用で用意しなければならないのでとの答えだったということです。

これは単純にわながないというだけではなくて、借りることもできますよということをお聞きしましたので、多分、恐らく、わな自体が民家の近くに設置する、人の通るところなどに設置はできないということだろうと思っております。やはり人や子どもたちもいますから、わなに入ってしまったら大変なので、その辺には置けませんよという意味だったのかもしれませんが、しかし、実際イノシシに向かってこられた方の恐怖心は相当大きかったと思われまます。ちなみに、そのイノシシは足をけがしていたとのこと。恐らく、縄わなをわな抜けしたものだと思います。耕作放棄地の問題もあり、ますます人里に近づいていると考えられます。被害防止計画の中にも捕獲隊の高齢化、捕獲担い手の育成及び確保、捕獲鳥獣の処理を課題とされています。では、捕獲隊の現状についてお答えください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 議員御質問の捕獲隊の状況に射手にお答えいたします。

令和元年度と令和4年度の玉名市有害鳥獣捕獲隊及び予備隊の隊員数と平均年齢の比較につきまして、令和元年度では隊員数が67名で、平均年齢は62歳となっております。

す。令和4年度では隊員数が66名で、平均年齢が63歳となっており、隊員数については、ほぼ横ばいの傾向にあり、平均年齢はわずかながら高齢化の傾向にあります。

今後、ますます高齢化が進行していけば、有害鳥獣捕獲従事者の不足が懸念されることから、この対策としまして、本市では、有害鳥獣捕獲隊予備隊を設置し、捕獲隊に欠員が生じた場合は、経験年数や捕獲実績以外にも居住地等を踏まえ、最適な予備隊員を市から推薦し、補完するような仕組みを設けており、随時本体の隊員充足を実施しているところでもあります。

また、新たに狩猟免許を取得された市民に対し、免許取得に要する経費の補助として、上限1万円を交付する事業を実施し、予備隊の入隊を促しているところでもあります。この補助金の交付実績としまして、補助制度を導入した平成25年度からこれまでに62名に補助金を交付し、27名の予備隊員を確保することができました。なお、捕獲業務委託料の単価見直しにつきまして、捕獲する上で必要となる餌台等の資材費や燃料費の昨今の価格高騰を考慮し、また、他市町の状況を踏まえ限られた予算の範囲内において増額に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） しっかりと対策はとっていただけているということでありました。捕獲が減れば、野生の鳥獣はあつという間にふえていくと思われれます。何より農産物の生産者の皆様には農産物の輸入、自然災害、鳥獣被害に加え、昨今の燃料、資材高騰など、大変な思いをされています。これから途上国の急激な人口増加など、将来的には食糧不足も懸念されております。玉名の基幹産業である農業を守るためにも、しっかり捕獲隊の確保をお願いしたいと思います。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） それでは、次の質問にまいります。

2、遊休不動産等の利活用促進事業について。本事業の目的と成果は。私は町小校区に住んでいますが、地域を歩いてみると多くの空き家らしい家やアパートなどを目にします。特に驚いたのが、比較的新しい地域の松木、これは線路の向こう、町小学校の線路の川沿いと思っていただければいいんですけど、松木にアパートが全室空室なのかなと思う建物が数か所ですけどありました。これは私の子どもたちが小学生のころ建てられたもので、そのころはおしゃれなアパートだなと思っていたので自分も記憶に残っているんですけど、恐らく築30年くらいではないでしょうか。それでもその地域には新しいアパートが建てられております。校区全体でいえばアパートだけでなく、戸建ての住宅など多く存在します。行政でも承知しておられると思いますが、実際に公表されている空き家の数に加え、所有者が高齢で入院をされていたりして帰ってこられず、いず

れ空き家になるのではないかと思われるような空き家予備軍と言われる物件が相当数あると思われます。

家を所有するときには新築で建てるというのが日本の風土からしてどこの地域でも今後ますます空き家、空き店舗が増えていく、そういうことになるのではと思っております。それでも一定数リノベーションを好まれる方がおられるのは確かです。

そんな中、昨年夏ごろに在来線玉名駅前が開かれていたエキマチかたろうピクニックというものに参加しておりました。地域の方などに呼びかけて、この辺を皆さんはどうしていきたいですかといった簡易的なミーティングのようなものです。小さな事業も計画され、今でも月1回ペースで会議などの活動をされています。そちらに参加していましたら、市の空き家対策空き店舗の利活用事業を開催されている村田明彦さんからお誘いをいただき、そちらにも参加するようになりました。そこで行なわれていたのは、NPO法人福岡ビルストック研究会理事長の吉原勝己さんをトータルアドバイザーとして、加えて1回の講演で講師の方を3名から4名程度予備、毎回テーマに沿って話し合う無料のセミナー形式のものでした。吉原さんは、経営難に陥った築45年ほどのビルの所有の会社ごと親から引き継ぎ、古いビルを目の当たりにして会社ごと、ビルごと売ってしまおうかと考えた。しかし、親が大切にしていた姿を思い出し再生しようと決意。また、別に所有していたビルを解体した際、6人の兄弟がばたりと集まらなくなったということも一因にあると言われておりました。建物を壊す、イコール、コミュニティを壊すということにつながるということも感じられていたようです。簡単に壊すという選択をしてはならないという考えから、リノベーションで再生をしていくきっかけになったと話されておりました。

博多区の築64年を迎える昭和レトロビル、リノベーションミュージアム冷泉荘は、2012年福岡市都市景観賞を受けられております。9年目を迎えるリノベWEEKでは、23チーム参加で、その地域の特徴に併せたやり方で実践発表を11月に開催されております。玉名での空き店舗、空き家対策では、回を追うごとに参加人数も増えてきました。これは単年度の事業ですが、本事業の目的と成果はいかがだったでしょうかお聞きいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の遊休不動産等の利活用促進事業の目的と成果はについてお答えいたします。

空き家の増加に伴い、建物倒壊による危険性の増大や公衆衛生の悪化、景観の阻害などが多岐にわたって社会問題化する中、本市では玉名圏域定住自立圏を構成する1市3町で連携し、遊休不動産の利活用促進事業を展開しております。まず、同事業の目的に

ついてでございますが、空き家の所有者や将来的に空き家となる可能性のある物件を所有する住民などを対象に、売買、管理、処分に向けた具体的なアクションを起こすための気運醸成を図り、持続的、効率的、効果的な空き家相談体制の構築を目指すものであります。

次に、本年度の成果についてでございますが、空き家セミナー及び無料相談会、空き家コーディネーター養成講座を開催し112人参加いただきました。併せて市内の空き家の具体的な利活用について検討する機会を提供するため、事例紹介を行なうセミナーと、トークセッションや空き家見学ツアーとワークショップも開催し114人の参加をいただいたところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

私もそのセミナー等に参加させていただきましたので、少し感想と当日の様子をお伝えしたいと思います。12月23日、これは大雪が降った日なんですけど、先進地視察ということで、久留米と大牟田に行ってきました。久留米の井上さんの物件を視察したときのこと、井上さんは御主人の御両親から引き継いだ築40年以上の物件をリノベーションで再生されている人がいるということを知って、他のリノベの事業にも参加させてもらい技術を習得されました。そして、昭和の映画に出てくるようなアパートを再生されていました。そこの2階の1室を借りられているお母さん大学の話では、ほかから久留米に来て、子育てをしながら孤独を感じていた。御自分の体験をもとにお母さん大学を始められ、週1回、みんなで集まって新聞の折り込み作業などを楽しくやっていますとのことでした。その部屋も大家の井上さんとリノベで内装を変えたり、テーブルを手作りされたりしています。その中で、その前にある平屋の古い借家で喫茶店を始めたく物件を探していた方にもっと集う場所がほしいということの熱い熱意を伝えられ、その思いが喫茶を開こうとしていた方に伝わり、そもそもアパートの前の平屋の貸家でオープンということになりました。そこは、お母さん大学の方も一緒にお店を創り上げ、職人集団のベースという方たちの力も借りながらオープンにたどりつけられました。

ここで写真のほうをよろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番（瀬崎 剛君） 今出ている野上さんもよく目にしたことがあるかなという建物で、古い平屋の建物、貸家、借家で、この辺でいったら岩崎とかその辺にいったらまだまだこういう建物残っているんですけども、それをお母さん大学の方、井上さん、それから技術職人集団のベースの方とリノベをされて、次の写真のようになっております。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番(瀬崎 剛君) あの古かった借家がやり方次第ではこれほどおしゃれな温かい、ぬくもりのあるお店に変わったということです。当然ながらしっかり技術者も入れなければいけないところは入れて、壁を貼ったりとか、危険性のないようなところは自分たちでできることは自分たちでということやられております。

久留米でもう1件、半田兄弟さんという方がいらっしゃるんですけど、この方もビルオーナーさんで、親御さんから物件を引き継がれて経営をされております。引き継いだときに1件はまだ新しい3階建てのアパートだったので、そこは早いうちに動物と一緒に住めるようにということで変えられて、まあまあ部屋は埋まっていたそうなんですけど、もう1件持っていらっしゃるのが古い建物で、そこはなかなか空き家がでたり、収入が厳しくなってこれからどうしようかなと考えられているところで、またリノベという方向に使われております。その3階建てのアパートの前に駐車スペースを少し減らして、そこにウッドデッキをつくり、そこでマルシェを定期的開催され、そうするとそろそろお店をもちたいという人が出てきて、1回を改造してそのパン屋さんに入ってもらえることができ、部屋をリノベーションしたいという方にはやってもらい、出て行くときには原状回復は求めないということです。そうすることによって中はおしゃれな部屋のまま残せます。後、裏のスペースも好きな人に使ってもらい、家庭菜園をされている方もいらっしゃるそうです。1回のもう一部屋にはシェアオフィスなどに使われるように開放されております。ここで写真、3番目の写真。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番(瀬崎 剛君) これが判断さんところの、これ古い方のアパート、物件です。下のほうちょっと白く雪が降っていたので白く見えていますが、あれがウッドデッキでここでマルシェ等を開くということで、いろんな方が集まって御近所、このアパートの方ではなくてもよってきて、そこでまたにぎわいができるということで、真ん中のガラス戸みたいに見えるところがパン屋さんが入っているんですけど、その奥の右側の扉の中にシェアオフィスを考えられております。次の写真よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番(瀬崎 剛君) これが部屋の中の様子で、ここ外から見たら本当に40何年たっているアパートなので、当然中はもともとこういうものではないんですけど、これをやられたのは設計に携わっていらっしゃる若い方で、自分の好きなようにということでやってもらったらこういうふうになられて、結構おしゃれな空間になっております。その方は結婚されて子どももできたということで、スペースがちょっと狭くなったなということで出て行かれたのでそのまま残して出て言ってもらったので、このまま次の方にお貸しすることができるということで、そのまま昔のアパートの内装だったと考えるとなかなかおしゃれな感じになっているので、入っている方も気に入っていらっしゃる方も

いらっしゃるんじゃないかなと言われておりました。写真ありがとうございました。

後1件、また、これも久留米なんですけれど、久留米はリノベーションがすごく盛んで、さっきも言いましたけど、吉原さんが九州リノベWEEKということをやられています、毎年11月にやられています。もう9年ぐらい迎えられて、20何チームと集まって発表会をされて、私は11月3日だけ参加させてもらったんですけど、リノベーションをやられている方はそれから1週間ほどかけて九州各地といますか、鹿児島本線沿線が多いみたいなんですけど、次の場所、次の場所と1週間で回って、そこを視察されるということをやられているということです。その主催者の吉原さんの所有物件なんですけれども、これもまた古いマンションで、江戸屋敷という名前で元のオーナーさんからそのまま使っていただける方に託したいという思いを酌まれて承諾されました。そこで気になったのは、久留米に半田兄弟さんがいてくれたからだそうです。もし半田さんがいなかったらそれは引き受けられなかったかと吉原さんは言われていました。吉原さんの都市景観を受賞されたマンション、アパートというのは、福岡市で自分の部屋の中を自分たちで自由にリノベーションしていいですよといったら、設計とかアーティスト的な人たちがこぞって入居されて中を改装され、いっぱいになったというお話ですが、それと同じことを今の江戸屋敷の久留米でやると、1年目収入が上がったそうなんですけど、福岡に比べると土地代が安くて、その金額になると家賃が上がると家を建てられるということで、転出者が相次いだそうです。そこで考えられたのが側面の駐輪スペースをウッドデッキにして花壇をつくったり、住民の得意なものを持ち寄ったり、あるいは室内をリノベーションされた方は人に見てもらうことに喜びを感じたりと、住民の皆さんのコミュニケーションの場をつくり出し、住民の皆さんが定住していただけるようになった。ちなみにマルシェを行なった結果、ウッドデッキ横の部屋からパン屋さん、次の部屋、コーヒー屋さんを始められました。福岡のマンションの自分が好きなようにリノベーションし、居心地がよければ満足して住む、自分の部屋を知らない人には怖くて公開などできない。しかし、久留米はそのマンションのコミュニティをつくることによって知り合いになり、一体感が生まれたそうです。5番目の写真よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番(瀬崎 剛君) これ吉原さん所有の江戸屋敷といわれているアパート、3階建てのアパートなんですけど、手前にきれいに外出ているのが、ここがウッドデッキを駐輪場スペースを全部潰してつくられて、花壇とか、この真ん中この写真では見えてませんが、花壇とかをつくれ、花がお好きな方とかはそこに皆さんで話し合っって花を植えていかれる。この裏のほうにも花壇になるところがあって、そこにもきれいに花が植えてありました。そうやって皆さんコミュニティの場を、これが3棟あるんですけど、そ

の中でつくっていかれた。私たちが視察に行ったときも通りがかりの住民の方が、恐らくその方たちはアパートではないとは思ったんですけど、今日は何がっているんですかとあちらから声をかけてこられたり、なかなかフレンドリーな雰囲気が漂っているところでした。写真ありがとうございます。

それから久留米の後、大牟田に移動しまして、大牟田市が約11万7,000人ぐらいですかね、玉名市より人工的には多いんですけども、まちづくりという点ではここが一番近いのではないかなと思います。富山さんという方がいらっしゃいまして、富山さんはビルをお持ちのオーナーさんなんですが、まちのごみ拾いや清掃活動などをされるグリーンバードと、行かれたこともあるかもしれないんですけども、グリーンバードの大牟田の代表をされています。大牟田市の西鉄口を出たところに市電が置かれています。そこでフルーツサンドや飲み物も販売されています。西鉄口のほうはおしゃれな雰囲気になっています。それからアーケード街、旧百貨店があったところの前のアーケード街にも空きビルを御自分で、3階建ての空きビルを借りられて、どこは同線的にも外から見えるところなので、ぜひ、そこから手始めに初めて行きたいということで、自分でそこを大家さんに交渉されて借りられました。そのアーケードでも繰り返しマルシェを開催され、その中からやはりここでお店を開きたいという方が出てきて、これもまた、みんなでリノベーションを行ない、お店を創り上げるまで携わり、携わった方は自分事になり、そのお店のファンになり、オープンするときにはファンになった方はお客さんになるという好循環が生まれております。そして、一つの物件から徒歩10分圏内におもしろい場所を造ることが大事ということも言われていました。1件だけではなくて、それから次そういうことを好きな人たちは、そこから先にこういうところがあるんだなという情報も入るそうで、10分以内にそういうところをつくるということでまちづくりを考えておられます。

大牟田にはあと1人、福岡のビルオーナーで吉原さんという方の物件も3つあります。私は2件だと思っていましたが、その後お聞きしましたら3件あるんですよということ言われていました。1件目はさっき言ったアーケード街を抜けた先にある美容室だった2階建てのビル、1回を若者が活動できる場所として利用したと申入れがあり、オープンする前からそこは予約をされたみたいで、2階には4区画分くらいに仕切りができるということなんですけれども、3つだけ貸し出すということで、後1区画は店舗のオーナーさんたちの語らいの場にし、そういった形で今度4月にはオープンされるということでした。後1件、2件目は年金どおりの入り口にある本当に古い建物を買われて、これから再生されます。写真をよろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番(瀬崎 剛君) これなんですけども、金額はすごく安く購入されたみたいなんで

すけど、なかなか僕たちが見ると大変なのかなと思ったりもするんですけど、そういうことをやられる方からしたらおもしろいとか、かわいいとかそういう言葉が出てくるんです。なんとなくもしこれが現実的にお店になるかわかりませんが、なかなか味のある雰囲気のお店ができるのではないかなと思っております。ここはまだオープンはしてなくて、さっきの2階建てのビルのほうからやられていました。工事のプロにも入ってもらいますが、できる範囲は学生さんと一緒にDIYでということさっきのビルとかもやられていて、玉名市でも事前に紹介した、今言った方々に加えて、セミナー等に関しては鹿児島に加藤さん、合志の上田さん、先進地に行って成功を収めている事業者によるセミナーや利活用に関わる検討会及び空き地ツアー、地域対話型ワークショップなど、回を追うごとに参加者が増えてきました。これはさっき答弁にあったところだと思うんですけど、実際にそのことで高瀬には1件決まりそうでありますし、また、福岡のオーナーさんで大牟田にモバイルを購入されたという吉原さんなんですけど、この方は玉名の別のところの空きビルにアプローチをかけられております。話さえまとまればぜひ、その辺で皆さんと一緒にやりたいと言われておりますので、学生が多いまちなので、学生とか若い方が多いまちなので、その辺の方も巻き込みながら一緒にやっていきたいと言われておりました。

なかなか本当にそういう先行事例のある方が入っていただけることは心強いかなと思っていますし、それでいて地元の方らと交わってもらって一緒に共生していければこれに越したことはないと思っています。これからこの事業がさっき言いましたが、関連事業だと思いますが、せっきやくここまできたので、玉名市としてはどのようにまた向き合っていけるかなと思っておりますので、その辺をもう1回よろしいですか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の市として今後の向き合い方についてお答えいたします。

令和5年度につきましても引き続き住民向けのセミナーやマルチショップを中心とした空き家セミナー及び無料相談会を実施するとともに、地域の不動産事業者や司法書士、土地家屋調査士などの専門家団体も含めた検討会を開催し、住民が気軽に相談できる環境を整えてまいります。また、セミナーやワークショップを民間事業者が中心となって自走していく動きもあるため、市としてはできる限りのサポートを継続してまいります。さらに新たな取組として、市内の空き家を交流施設や体験学習施設などとして活用する場合に、研修費を補助する空き家利活用促進事業を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

しっかりそこを見ていただけるならばいいなと思っております。どうぞよろしく願
いいたします。それと私から後1点、御紹介したいんですけども、もう1個最後の写
真よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番(瀬崎 剛君) これです。これは鹿児島県の頴娃町というところで、今合併して南
九州市となっているみたいなんですけれど、そこのおこそ会というところに自称・コミ
ュニティ大工と言われている加藤さんという方がいらっしゃいます。すごくおもしろい
方なんですけれども、玉名にも何回も来ていただいているんですけども、旧頴娃町は
小さいまちで、加藤さんたちはこのまちにあったぼろぼろの空き家を計11件もD I Y
で改装し、宿泊施設やカフェに作り替えて新しいビジネスを生み出しただけではなく、
放置されていた空きビルというか、廃墟になっているような空きビルとか、草や木も伸
び放題になっているそういった公園もあったんですけど、そこを整備されて観光地に変
え、多くの若い移住者や地域おこし協力隊を呼び込んで、N P O法人が出資する株式会
社を立ち上げ、地域づくりにも貢献しておられます。この事例から見てもまちなかだけ
が対象ではないということがわかっていただけるのかなと思います。先ほどまでは商店
街とかそういったところの含みが強かったんですけども、これは本当に田舎のと言っ
たら失礼になるのかもしれないんですけども、自分でそう言われているというあれな
んですけど、これは玉名とかで言ったらまちなかとか、商店とかではなくて、ほかのと
ころにも応用できるものがあるのかなと思っています。それがわかっていただければな
と思っって紹介しました。

さっきの答弁にもありましたが、民間事業者が中心になって自走していく動きがある
と言われました。これは芽が出かかっているのであれば、しっかりサポートしていただ
いて、この空き店舗、空き家問題は1年程度で解消できるものではないと思っ
ておりますので、そこはぜひ、今後とも注視していただければと思います。一般的にいうなら新
規開店者に対しての家賃保証や改装の資金の補助などあると思いますが、個人的には今
この流れを動かそうとしている人や団体の利活用の波をつくっているところ、そうい
ったところをぜひ、支援していただきたいと思っ
ております。セミナーを開ける資金や
市が持っている情報の開示、これはできるところまでと、当然でありますけれど、後、
空き家が絡んできますので、空き家の調査など、これ個人でやっているところもあるの
かなと思いますので、そこは行政のほうも携わっていただい
て、フォローしていただくのが必要かなと思っ
ております。まずは、利活用の波をつくれることが大切なので、ぜひ、そこに至るまで注力すべきかなと思っ
ております。どうぞよろしくお
願
い
し
ま
す。

それでは、次の質問にまいります。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番(瀬崎 剛君) 3番、事業の創業・承継について。事業の創業・承継のサポートについて、令和3年11月に事業承継プラットフォーム天草事業承継サポート会議が開催されました。熊本県事業承継・引継ぎ支援センター、天草市、上天草市、芦北町、日本政策金融公庫熊本支店と八代支店、社会労務士会議天草支所、支部、銀行の4行、商工会議所等6団体、南九州税理士会天草支部、熊本信用保証協会天草支部など、計18団体が参加して行なわれました。情報共有してすばやいマッチングを行なうこと。令和3年天草市の事業診断士の分析で、有効回答する1,701件中会社の10年後の将来像について、語り合える後継者がいますかの問いに42%がいないとの答えです。その中で、親族や役員、従業員の中に後継者の候補にしたい人がいますかという問いにいいえと答えた人が68%、後継者不在ということで、天草市産業政策課の資料では、市内事業所の推移が平成18年5,592社が、平成28年761件の4,831社、令和元年が24件の4,807社、令和元年のアンケートで、事業継承の結果で自分の代で廃業予定との回答が全体の33%、うち後継者不足が41%でした。事業継承支援が必要とのこと。このため、オール天草で支援体制を構築しPRすることで、まず事業者に関心を持ってもらう。これまでの各機関において相談体制、そこから漏れた中小企業の拾い上げ、各地にイベントなどをプラットフォーム内外への共有し、天草事業継承サポート会議の位置づけと各団体の役割、事業継承で特に後継者がいないときは時間を要するので、国の機関に無料で相談してみませんか。事業継承、承継早めの相談がポイントですということで、天草後継者育成事業など、事業承継に携わる個別相談会もされております。玉名の実施事業の創業・承継のサポートについてお聞かせください。

○議長(近松恵美子さん) 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長(蟹江勇二君) 瀬崎議員御質問の事業の創業・承継のサポートについてにお答えいたします。

まず、創業支援についてですが、本市では平成27年度に産業競争強化法に基づき、創業支援計画を策定し、創業予定者や創業間もない方への支援を行なっているところです。主な支援内容につきましては、玉名商工会議所と玉名市商工会と連携した創業セミナーの開催や個別相談の実施、開業間もない方へのフォローアップセミナーを開催しております。支援の実施体制としましては、商工政策課をワンストップ窓口として、商工会議所、商工会の商工団体を中心に必要に応じて熊本産業支援団体や金融機関、熊本県の創業スクールと連携、連動し行なっているところです。

次に、事業承継の支援についてですが、近年中小企業小規模事業者の経営者の高齢化が進む中で、事業承継は重要な経営課題になってきております。国、県においても事業

承継についての制度も展開されており、本市としましても本年度より制度の周知を含め、熊本県事業承継・引継ぎセンターと連携し、事業承継相談会を3か月に1回開催しております。事業承継につきましては、金融機関等でも積極的に取り組まれており、今後氏として必要な支援を検討してまいります。創業・事業承継いずれも市の経済活性化には必要な要素の一つでありますので、寄り添った支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

後1分ですので、まとめてください。

○4番（瀬崎 剛君） はい、わかりました。ありがとうございます。

答弁いただきました。創業については資金面の計画もあるので、積極的に相談されると思います。企業については後継者はつくられていくと思います。しかし、小さい会社、特に個人店の皆様は店の存続や後継者がいないなど、相談はしづらいのが現状だと思います。天草のようにプラットフォームを使って、将来的に後継者が深刻になる前に相談してもらおうとか、少し深刻に来た方には地元の市ではなかなか相談しにくいところもあったりすれば、熊本県の事業承継・引継ぎセンターのことを、こちらのほうを周知していただくのもいいかなと思っております。ぜひ、その辺はサポートいただいて空き家対策にもつながることでもありますし、尽力していただきたいと思います。

最後に、福岡県みやま市瀬高にある創業132年の歴史を持ったかまぼこ屋さんがあるんですけども、そこを20代の若い方が引き継がれたということが数年前にテレビであっていたなと思ひまして、ネットでも見てみたんですけど、しっかり引き継がれておりました。こんなにうまくいくことはまれなことで、やはり承継においては時間はかなりかかりますので、本当に早めの相談をしていただけるような周知をしていただくことが大事かなと思っておりますので、その辺をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、瀬崎 剛君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。1。保育所運営についてであります。昨年の1

1月静岡県の私立保育所で保育士が園児を虐待する事件が明るみに出て、保育士3人が逮捕されました。その後、富山県や宮城県などの保育施設でも不適切な保育の問題が発生しております。不適切な保育が発生する背景には、職場において子どもの人権や人格を尊重する観点から、子どもにどんな関わり方が適切かどうか理解が十分でない問題や不適切な行為を誘発する状況、不適切な行為が改善されにくい状況などの職場環境の問題が指摘されています。厚生労働省が不適切な保育の具体的な行為類型として示しているのは、1、子ども一人一人の人格を尊重しない関わり。2、物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ。3、罰を与える・乱暴な関わり。4、子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠けた関わり。5、差別的な関わり。などであります。保育所保育指針では、子ども一人一人の発達過程や思いを受け止めて保育することが強調されています。

厚生労働省は、保育現場で虐待が疑われる事案が発生した場合の適切な対応の在り方を求めています。また、先の2月には保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査を実施しました。熊本県内の14施設で、20件の不適切な保育があったと報道されております。

では、まず、1点目、玉名市内における不適切な保育の実態や対応はどのようになっているか。調査の結果及び対応等についてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の不適切保育の実態や対応はどのようになっているかについてお答えいたします。

先ほど議員御説明の静岡県で発生した保育士による不適切な保育についての報道から現在も様々な自治体で同様の事例が報道されており、国の通達により注意喚起を図るとともに実態調査を行ない、実情を把握しているところでございます。本市におきましても、保育所等からの実態調査の報告や相談等により不適切な保育を疑われる行為が数件ございましたので、該当する保育所等へのヒアリング等を行ないました。その結果、報道のような園児の心身に直接影響を及ぼす不適切な保育ではなかったことを確認しております。

このような事案がしないでも発生している背景といたしまして、近年のコロナ禍によって保育所等と保護者間のコミュニケーションの量が物理的に減ったことにより、円滑にできてない部分があると考え、市としましても国からの通達を送付するのみではなく、公立保育所の各署長や私立保育園の園長との会議の中で、保護者とのコミュニケーションの再構築と問題が発生した際には市への相談または報告するよう再度周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 県内で20件ぐらいあったということで、もしかしたら玉名でもあるのかなと心配していましたが、玉名にはないということで安心をしました。

では次に、公立保育所において不適切な保育を防止するための指針などは保育所に整備してあるのかどうか。また、職員研修などはどのようにやっているかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の不適切保育防止のための指針や職員研修についてお答えいたします。

平成30年度に保育指針が見直され、主体性を尊重する保育を行なうよう国から示されたところでございます。公立保育所では、以前より全国保育士会が発行する人権擁護のためのチェックリストを活用いたしまして、園児の人権を尊重する保育を進めております。また、保育士間で研修の中で、登園や降園、食事や排泄など、日常の保育の現場では注意すべき部分がさらにあるという意見が多かったことから、令和3年度に本市独自のチェックリストを作成したところでございます。この二つのチェックリストにより保育士各自が自己の保育に対するセルフチェックを行ない、また、年度末には振り返りを行なって自己の保育が子どもの人権を尊重した保育であるかを考えながら保育業務に携わっております。

なお、この本市で作成したチェックリストにつきましては、保育士以外にも調理員など、研修に参加する様々な声を反映しており、各自の振り返りにつきましても研修の際にみんなで共有することで、各自の園で起きた事例を元に意見を出し合い、保育の質も高められるような研修を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 不適切な保育は絶対にあってはなりません。他市ではこれまでに以上に一人一人の子どもの最善の利益が活発に語られる保育現場での不適切保育防止のための指針を策定しているところもあります。玉名でも厚生労働省の通達に基づいて様々な取組が展開されているところですが、玉名でも指針を策定して、より子ども主体の保育を公立保育所からリードしていくということが市の責務ではないかなと考えるところです。指針を策定するという点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 指針を作成することが一番重要だとは思いますが。前田議員の御意見も参考にしながら、福祉部内、子育て支援課で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 次に、3番目にいきます。不適切な保育が疑われる場合において、子どもへの被害を未然に防止するためにも躊躇なく保護者や市民からの相談が大切だと考えます。市民や保護者から相談する体制、これはどのように整備されているでしょうかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の不適切保育が疑われる場合の相談体制の整備についてお答えいたします。

保育所等におきましては、苦情解決のための仕組みとして、第三者委員を設置しており、公立、私立の保育所等におきましても入園のしおりや園だよりを通して保護者へ周知しているところでございます。また、国からの通達におきましても、不適切な保育の発見者につきましては、一人で抱え込まずに速やかに市の相談窓口や担当部署に相談することとなっております。子育て支援課では不適切な保育についての相談を受けるだけでなく、女性子ども相談室に配属されております心理士が市内の保育所等を巡回し、園児の様子や保育士からの相談を受けることで不適切な保育が発生しないように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） これほど世間で騒がれますと、市民や保護者も「玉名は大丈夫かい」と、そういう不安が出てくるわけですけど、保護者や地域から保育所やあるいは保育について様々な御意見が寄せられるかと思えます。そういったことについて私は、組織的な対応が不可欠ではないかと思えます。担任任せ、あるいは個人任せではなくて、職員全体で情報の共有を図り、管理職も入った複数での対応が大変重要ではないかと考えます。その点、今の対応の仕方で大丈夫でしょうかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 保護者への対応につきましては、通常の登園、降園の際は、子どもの様子を保護者に伝える必要がございますので、担任の保育士が対応しておりますけれども、問題が発生した場合につきましては、担任だけに任せるのではなく、初潮、副所長も一緒に対応を行っており、他の職員にも情報共有を図ることで保護者に安心して預けていただける公立保育所となるよう心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 示されています保育所指針では、家庭の支援ということもうたっています。保護者や家庭及び子育て家庭の支援です。保護者家庭及び地域と連携し

た子育て支援の必要性がいわれております。保育に対する保護者の理解と協力について現在どのような取組がなされているかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

公立保育所では、保護者支援の観点から、園だよりだけではなく、保健だより、メディア通信、給食ぱくぱく通信など、家庭での保育支援につながるような発信を行っております。発行に対しましては、それぞれ担当者が内容を協議しながら、年間を通して計画的に保護者支援につながるよう作成しているところでございます。また、保護者役員会や保育参観だけではなく、近年はコロナ禍により実施することができませんでしたけれども、例年、七夕会や親子教室など、保護者の方にも参加いただく行事を開催し、保護者の子どもの保育に対する支援の一役とさせていただいているところでございます。新型コロナ感染症次第ではございますが、次年度からは各種行事を再開いたしまして、保護者支援へ積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 一昔、二昔、三昔ぐらい前の私の子どもが保育所に通っていたころの時代から比べると、今の保育士の取り扱う仕事の多さと保育所全体の抱える社会的な責任というか、これが非常に注目されて重くなっていると、そういうふうに感じます。それで質問を続けますけど、不適切な保育が生まれる要因として、業務にゆとりがない、保育士に余裕がないなどがあります。公立の保育士の有給休暇の取得状況はどうでしょうかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の公立保育士の有給休暇の取得状況についてお答えいたします。

令和4年度の現時点の公立保育所3園の正職員の有給休暇の取得の平均日数が13日となっており、玉名市職員全体の平均取得日数の12.6日と同程度の取得状況となっております。また、会計年度任用職員につきましては、3園の平均日数が12日となっておりますが、有給休暇の付与日数に対する取得率は8割となっております。年度の途中であるため、正職員、会計年度任用職員とも取得に日数は増えると思いますので、十分に有給休暇が取得できていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 答弁がありましたけど、正職員の保育士の取得状況については、私ちょっと保育所を訪ねてまいりまして、総務課にも行きまして事前に聞きました。4

月1日現在で豊水保育所が10.7日、伊倉保育所が14.4日、玉名第1保育所が14.3日とそういった状況でありました。平均13日ということです。会計年度任用職員の保育士については持っている年平均の年休の日数が14日程度で、年平均の年休取得日数が14日程度で1年間に15日程度は年休を持っているということでもあります。それで、見てみますと、豊水保育所、これは伊倉保育所や玉名第1保育所と比べてどうも休暇の取得は少ないように感じました。それで、なぜかなと思ったんですけど、一つは豊水保育所は子どもも少ないですので、その分職員も少ないわけです。豊水保育所では年休が取りにくい、そういう状態にあるんじゃないかなと心配しています。また、同時に先ほど調理師さんの話もちょっと出てきましたけど、各保育所の調理師も年休がとりづらい状況にあるかと思います。年休が取りやすいよう、今でも一昔前から比べますと年休が取りやすい状態が代替え保育士の配置などで改善はされておりますけど、さらに年休が取りやすいように改善する必要があるのではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

公立保育所3園につきましては、それぞれ利用定員数に違いがございまして、豊水保育所につきましては、利用定員がほかの2園より少なく、職員数も少なくなりますので、有給休暇の取得が難しい状況になるのではないかと考えております。これは先ほど議員がおっしゃったとおりだと思います。公立保育所につきましては、次年度の会計年度任用職員の二次募集を行なう予定で、採用後には豊水保育所に配置するなどの検討を行ない、有給休暇が取りやすい環境づくりを構築していきたいと考えております。また、計画的な有給休暇の取得が可能となりますよう、保育士の勤務シフトの調整等も検討を進めてまいりたいと考えて降ります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、わかりました。

それでは、次の質問に移ります。保育士1人で何人の子どもを保育するかという保育士配置基準が1948年につくられています。10年前に消費税が増税されたとき、政府は保育士配置基準について見直しをする約束をしました。ところが今日に至るまで改善はなされていません。4歳児以上の保育士配置基準につきましては、75年間そのままです。基準どおりの保育士配置では、適切な保育が保証されないなどで、公立も私立も実際には基準以上の保育士を配置しております。国の保育士配置基準について執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の保育士配置基準についての見解についてお答えいたします。

国が定めます配置基準につきましては、保育所等は乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、保育サービスの質を確保する観点から、最低基準を定めているところとなります。その基準では、3歳児が園児20人あたりに保育士1人、4歳、5歳児につきましては、園児30人あたりに保育士1人を配置することとなっておりますが、本市の公立保育所の現在の保育士配置は、3園の平均で、3歳児以上のクラスにつきましては、園児6人から7人あたりに保育士1名を配置しており、十分な保育士の配置を行なっているところでございます。なお、いわゆる未満児の配置基準は、ゼロ歳児は園児3人あたりに保育士1人、1歳、2歳は園児6人あたりに保育士1人となっておりますけれども、本市の公立保育所においては、基準よりも多く保育士を配置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） そうなんです。基準どおりではなかなか保育ができない状態が、そういう状態が不適切な保育にもつながるおそれがあるわけです。質問を続けますけど、愛知保育団体連絡協議会が公立や民間の施設職員を対象として、保育士配置基準を考えるアンケート調査を実施しました。その集計結果が、保育情報という月刊誌に載っております。スライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） 国の保育士配置基準では、子どもの命の安全を守られないと思う場面を選んでください。当てはまる全てを選択してください。この設問に対する会等が今映っているスライドです。危険と感ずる場面、これは地震や火災など災害時、お散歩、防犯上早朝、夕刻時の保育、プールなどの水遊び、そういうところを保育士さんたちは危険と感ずる、今の保育士配置基準ではそういうふうに感ずると答えているわけです。次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） 国の保育士配置基準で、大きな負担や十分にできないと感ずるものを選んでください。それがこれです。十分にできないと感ずるのが子どもとの関わり、非常に大事なところが十分にできないと感ずっているわけです。それとか、休暇の取得、あるいは保育計画などの事務、職員間での相談や話し合い、そういうアンケート結果が出ているわけです。次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） 保育士1人が受け持つ子どもの人数で、適切だと思うものを選

んでください。これはゼロ歳児の基準なんです。先ほどおっしゃった保育士1人に対してゼロ歳児は子ども3人と、そのちょっと右のほう。これで、国の基準は1人で3人だけ、2人というふうな回答をしているわけです。その下のほうお願いします。これは1歳児です。1歳児が国の基準では保育士1人で子ども6人となっているんですけど、やっぱり保育士1人では1歳児においては3人あるいは4人かなと。次をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 18番(前田正治君) 次のが2歳児。1番上が2歳児です。保育士1人で子ども6人なんですけど、国の基準は、しかし4人から5人かな。その下が3歳児、保育士1人で子ども20人なんですけど、10人から15人ぐらいがだとうではないかと。その次、4歳児が保育士1人で子ども30人なんですけど、これは15人から20人。次をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 18番(前田正治君) はい、それです。5歳児はやはり子ども30人に対して保育士1人なんですけど、これも15人からせめて25人かなと、そういう会頭結果になっているわけです。このアンケート、玉名の保育士に行なったとしてもほぼ同じような結果が出るものと思います。保育士配置基準の改善を求める意見は、これは全国の保育関係者や議会や全国知事会などからも出されています。もしかしたら全国市長会からも出ているかなと思いますけど、そこはちょっと調べませんでした。現在、ほとんどの保育所が12時間という長時間の保育を行なっています。そして土曜保育もほとんどで実施しています。国の配置基準は安心安全の保育を提供する上で、保育所の実態に合っていないと言わざるを得ません。国は保育士配置基準の見直し、改善を約束どおり大至急実施する必要があります。当面改善がなされるまで、玉名市の保育では、私は、ゼロ歳から5歳児まで、全てのクラスで保育士の複数配置が必要かと考えますが執行部の見解をお尋ねします。

- 議長(近松恵美子さん) 健康福祉部長 酒井史浩君。

- 健康福祉部長(酒井史浩君) 議員の再質問にお答えいたします。

現在の保育士の配置基準につきましては、保育士団体等からこのままでは十分な保育ができないとの訴えもあり、国におきましても配置基準を改善する方向で調整に入っているとの話を聞き及んでおります。市内の保育所等につきましても、公立私立ともに3歳以上の園児を保育するために、配置基準どおりの20人、30人に1人の配置ではなく、複数の保育士を配置できるよう心がけておりますが、保育士が不足する園もありますので、その場合は保育士の有資格者をサポートする保育補助者を活用して対応されているところがございます。なお、私立の保育所等につきましては、保育士補助者の雇いあげに対する国の補助金も活用していただきながら、安全な保育所等の運営に努めてい

ただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私立でも公立でも配置基準以上の保育士を配置して保育をしているということは十分理解できます。

それで、次の再質問なんですけれども、玉名第1保育所、伊倉保育所、豊水保育所、公立保育所の保育士は、会計年度任用職員が約6割勤務しております。非正規職員ではありますが、保育指針に基づく保育者としての専門性や経験を備えているからこそ、安心安全の継続した保育サービスを提供できるものだと思います。公立保育所で働く約6割の非正規職員の職務と責任は正職員と同様でありますから、正職員と平等な処遇が必要だと思います。賃金の引上げ、有給の病気休暇、育児休暇、特別休暇などであります。そういったものの処遇改善が必要だと考えます。また、会計年度任用職員制度は、これは1年単位の雇い方で、継続性が前提にはなっておりません。ですから、恒常的継続性が要求される保育サービスを提供する保育士は、1年単位の不安定雇用ではなく、期間を定めのない安定した雇用となる正規職員化を目指すことが必要かと思えます。執行部の見解を求めます。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、令和2年度から実施された制度でございまして、従来の臨時職員よりも賞与等の手当も新たに付与され、職員に準じた処遇となっております。また、玉名市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、産前及び産後の休暇等も特別休暇として認められているところでございます。会計年度任用職員の保育士の正職員化につきましては、保育士も含め職員の採用には採用試験が実施されておりますので、長く勤務したから正職員にするということは公平性からも難しいと考えます。ただし、公立保育所において保育士採用の募集があった際、臨時職員に正職員から試験を受けてはどうかという声かけを行ない、実際に採用された職員もおりますので、そのような声かけは必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 会計任用職員から正職員化へというその意味合いは、臨時保育士を長くしたからそのまま正規の保育士になるというようなことを言ったわけじゃないんです。それでちょっと再質問しますけど、保育所に事務職員を配置して保育士の負担を軽減するということや勤務時間について、これは今の実態からして、勤務時間について希望する保育士はパートタイムからフルタイムに移行してもらいたいことも検討すべきで

はないかと私は思うんですけど、執行部の見解はどうでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 会計年度任用職員は先ほども申しましたけれども、給与改善や育児休暇中の給与保証など、保育所だけでの問題ではなく、市役所全体の問題でございまして、処遇改善に向けては今後関係部署との協議を行なう必要があると考えております。また、公立保育所におきまして保育士採用の募集を行なう際の声かけについても引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 会計年度任用職員の募集については、最終的には総務課のほうで一括管理するからそっちの問題になろうかと思っておりますので、これはまた次の質問で質問しますので、よろしくお願ひします。

続けて、保育の無償化が現在実施されております3歳未満児は保育料、3歳児以上は服飾費の保護者負担があります。完全な無償化にはなっておりません。緊急的な物価高騰対策として、保育料及び服飾費の無償化に取り組むべきだと思いますがどうでしょうか。無償化のために必要な財源などはどのくらい係るのでありましようか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の物価高騰対策といたしまして、保育料及び副食費の無償化を行なうべきだと思うがについてお答えいたします。

試算の段階で保育料につきましては、約1億3,000万円、副食費につきましては4,000万円と合計で1億7,000万円ほど必要になると思われまます。実際には、他市による減免や住民税の所得割に応じた階層によって保育料が変動しますので、若干は減額すると思われまます、財源につきましては全て市で負担することになります。なお、無償化ではございませぬけれども、今年度は市独自の事業として保育所等の給食に係る費用高騰分の一部を各園に補助する事業の実施と、県が実施する保育所等への物価高騰対策補助金につきましても、本定例会で補正予算をお願いしているところで、保育所等の支援という形で物価高騰の影響で保護者への負担が増加しないよう努めているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 物価高騰対策で各保育所への、私立保育所へのいろんな対策が講じられているのは私も知っています。この間に。それで財源の問題を言われまましたが、この物価が上がっているときに県内でもいわゆるふるさと納税を活用した全額といわなくとも、副食費の一部を補助するとか、あるいは保育料の一部を補助するとか、そういった取組もされていませぬ。そういった取組をマスコミ、あるいは今では今でこそスマホ

の情報などで知った保護者は「ああ、玉名でもやってほしいな」と当然こういったことを思うわけです。なかなか財源的に言われると私も「なん、こぎゃん金のあつとじゃないか」と財政調整基金などを言いましたけれども、だんだん、だんだん枯渇してきよるけん、まだまだ潰れるような状況ではないと思いますけど、今後検討方よろしくお願ひします。

次に移ります。この3月議会に提案してあります議第21号の電磁的記録等の条例改正により、今後の保育所運営はどのように変わるのでありましようかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の議第21号電磁的記録等の条例改正についてお答えいたします。

今回条例の改正を行なっております議第21号につきましては、学校教育法、子ども子育て支援法等の一部改正に伴い条例の整備を図るもので、主には、特定教育保育施設等の運営基準を引用している条の改正を行なうものでございます。御質問の電子的記録等の改正につきましては、特定教育、保育施設等が記録、作成、交付、提出等を行なうものについて書面に変えて電磁的記録により行なうこと又は電磁的方法により提供することができるよう条文の整備を図るものでございますけれども、今回の改正で削除する条文の中にも、同様の電磁的記録等により利用者へ交付することができる旨の条項がございましたので、今回の電磁的記録等の改正によりまして、今後の保育運営に特段の影響はないものと認識しているものでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 今度の条例改正で、今までの保育所の上のある方が変わるという問題ではないということですね、はい、わかりました。

保育所での子どもの様子を保護者に伝える連絡帳、あるいは保育所から保護者へのお知らせの文書など保育所の事務というのはかつて手書きが主流でありました。しかしながら現在は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどが普及することで、事務作業はアナログからデジタルに変わりました。企業は様々なアプリを開発して無料で使えるようにしております。パソコンやタブレット、スマートフォンなどに取り込めば、これはすぐに使うことができ大変便利であります。事務的な負担が大きく改善されることにつながると思います。ところがこのようなシステムは、保護者のスマホと保育所のパソコンやタブレットが直接につながっているわけではありませんから心配な点があります。アプリを利用することで企業側のコンピュータに個人情報蓄積され、ほかのことに利用されたり、あるいは漏洩する懸念があります。保育所が事務作業改善のために様々なアプリを利用する場合、子どもと保護者の個人情報の漏洩防止についてどのよう

な対策を実施しているのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

現在、公立保育所におきましては、乳幼児の突然死症候群に対応するための午睡チェックセンサーの活用におきましてタブレットを導入しており、そのメーカーのメール配信サービスを通じて保護者への事務連絡等を行なっているところでございます。来年度には、保育所ICTの導入も検討しておりますが、その場合には質問いただいたとおり多くの情報がメーカーのサーバーに蓄積されることになるとおられます。そのため来年度導入を図る際には情報セキュリティに関してもしっかりと検討した上で、業者の選定を行ない、保育所ICTを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 情報が漏れないようにするというのは当たり前の話なんです。

こうやって取組をされますけど、頭のいい人がいるんですいっぱい。なぜか情報が漏れてしまうと。ですからその辺では漏れる余地がないような、そういった取組というか、行政が事務を負担軽減のために簡略する場合の取組としては、情報漏れが絶対に発生しないような施策を考えていただきたいと思います。

次に、現在公立保育所は3園ありますが、玉名第1保育所の建て替え、統合を経て将来的には玉名第1保育所1園になる方針であります。公立保育所が1園では、職員の異動による刷新ができない。あるいは、保護者の選択肢が狭まり、より広範囲な保育ニーズをつかむことに支障を来すとの問題があります。少子化対策、子育て支援が国を挙げて言われる中で、今後公立保育所1か所だけで行なっていくという方針については見直しが必要ではないかと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度に公立保育所の在り方検討委員会におきまして、玉名市公立保育所の在り方に関する基本方針の見直しを行なったところで、玉名第1保育所と豊水保育所につきましては、玉名第1保育所の新園舎の開園に併せまして統合することとしておりますけれども、伊倉保育所につきましては、玉名第1保育所の新園舎が開園するまでは公立保育所として残し、今後の少子化や待機児童数の推移を確認しながら定員の見直しを進めるとともに、玉名第1保育所との統合や民間事業所への民営化を再検討することとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私は、公立保育所は以前はいっぱいあったんですけど、だんだん、だんだん少なくなって最後は1園になるということなんですけど、保育を実施するという責任は玉名市が負っているわけで、そういう意味では保育に対する様々な要求というものは、玉名市がしっかり酌み取って保育行政につなげていくということが玉名市の役割でもあるかなと思っています。以前は、公立と私立の合同園長会がありました。今でもあっているのかどうか知りませんが、情報交換や意見交換などが活発に行なわれていたかと思います。保育ニーズを酌み上げることについて、現在どのような取組がなされているかちょっと部長にお尋ねします。園長会はまだ継続しよるとですかね、どうですか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 現在も行なっておるところでございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） これはやっぱり仮に公立がなくなっても私立保育園の園長先生たちの園長会というのは、玉名市が音頭としてせんとでけんという問題であると思いますが、1園の方針を見直せと言ったってなかなかかみ合わんところで、しかし、午前中の議論では、岱明ふれあい健康センターその指定管理の見直しというの、もともとあれは国の補助金を使って整備したけん、あの時点では10年間はどうもできんですよみたいなことだったと思うんですけど、そうやって状況が変われば方針も変わらざるを得ないようなこともありますので、この保育所の在り方についても適時見直していくことが必要ではないかなとそういうふうに関しているところでもあります。

では、次の質問に。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 2番目。2、会計年度任用職員についてであります。

2020年4月からこの制度がスタートしました。1年単位の雇用であります。公募によらない再度の任用は2回までとしてありますから、今年で3年目における会計年度任用職員の募集が市のホームページに載っております。1市3町が合併して職員数は大幅に減少しました。現在、多くの職場では正職員のみで業務を回すことは不可能な状態にあります。会計年度任用職員の存在が欠かせないものとなっております。

まず、令和5年度の会計年度任用職員の採用状況はどうでしょうか。募集人員に対する不足数は生じていないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員御質問の令和5年度の募集人員に対する不足数はないかについてお答えいたします。

令和5年4月1日付けで任用予定の会計年度任用職員223名の募集を令和5年1月12日から同月27日の期間で行ないましたところ209名の応募がございました。その後、書類選考と面接試験を行ないまして、2月末までに187名に対し採用決定通知を郵送したところでございます。また、現在募集人員に達していない職種36名及び新規募集の計40名分につきましては、3月1日より二次募集を行なっておりまして、人員不足がない状況で新年度を迎える予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 不足がない状況で新年度を迎えるということで安心しました。足らん状態でスタートしたら、これはどがんなるとかなと思っておりました。では続けて質問します。

会計年度任用職員制度の導入目的は、非正規職員の処遇改善でありました。3年目を迎えますが、給与、休暇、フルタイムへの移行など、処遇改善はどのように図られてきたかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の給与、休暇、フルタイムへの移行などの処遇改善はどのようにして図られているかについてお答えいたします。

本市の会計年度任用職員につきましては、現状全てパートタイムで任用しておりまして、給与に関しましては、常勤職員の給料表1級及び2級を準用し、報酬としまして通勤手当による費用弁償及び期末手当を支給している状況でございます。この報酬に関しましては、令和4年度の人事院勧告によります給料の引上げ分を令和5年度に会計年度任用職員の給料表に反映させ、賃金のアップを図ることといたしております。また、ボーナスに関しましては、現状期末手当のみの支給となっておりますけれども、総務省より早ければ令和6年度から勤勉手当を支給できる方針が発表されたため、常勤職員と同様に支給ができる方向で準備を進め、処遇改善を図っていくこととしております。

また、休暇に関しましては、勤務日数に応じた年次有給休暇、有給無給による特別休暇及び夏季休暇等を付加しております。また、フルタイムでの任用に関しましては、業務内容による必要性や常勤職員の採用等を考慮しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。この会計年度任用職員の給与及び休暇等の処遇改善につきましては、国に準じまして各種の状況も踏まえながら、今後も引き続き改善を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 非正規の職員は会計年度任用職員になったんですけど、制度が

そういうふうになってから処遇が改善されたと、そういうふうになる状況にははっきり言ってありません。国がやらないからといって放置するということは、これはいかかかなど、改善に向けた取組を玉名市自らが努力すべきであると考えてところです。正職員と会計年度任用職員、市民からは見分けはつきません。この制度がスタートして2年が経過しました。執行部はこの制度からどのようなことを学んで日々の職務遂行に反映しようとお考えでしょうかお尋ねをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の制度が施行され、令和5年度より4年目を迎えます。この制度施行前の一般的非常勤職員時よりは常勤職員の給料表を準用した給料制度でありますとか、育児休業等の休暇制度も拡充され、会計年度任用職員の職務遂行にはよりよい職場環境になってきていると考えております。

また、専門的知識及び経験を積まれた会計年度任用職員は、市の業務におきまして欠かせない必要不可欠な人材だと考えております。また、日々の職務遂行におきましては、例えば、新規採用職員や定期異動で新しい部署に配属された職員など、会計年度任用職員が持つ専門的知識でありますとか、一般事務におきましても経験を積まれたスキルなど、学ぶべきは学び、日々の業務に生かすことで結果として市民生活の向上に反映されるものと考えております。現在、いろんな業種で人材不足が言われている中、会計年度任用職員が安心して職務遂行できるよう今後も処遇改善も含めまして、よりよい職場環境の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 会計年度任用職員が安心して日々の職務を遂行できるように、現在、市の職員採用試験は従来の方式を改めて民間企業で多く採用されている試験方式で実施されております。学力一辺倒ではなく、いわゆる社会的な経験も考慮したものと私は理解しています。玉名市で勤務する会計年度任用職員は、その経験を生かして、非正規から正職員への道も展望できるそのような非正規から正職員へ積極的に挑戦できる道筋をつくることも必要ではないかなどと考えてところです。執行部の見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

非正規職員から正職員への積極的な道筋をつくることも必要ではないかという御質問でございますけれども、先ほどの健康福祉部長の答弁にもございましたけれども、毎年度行なわれております市の職員採用試験、これは年齢等の条件もございましたけれども、

この受験資格を満たし、受験していただいて合格となれば玉名市の常勤職員として勤務いただくことになります。先ほどそういった試験、市の職員の試験については、会計年度任用職員さんにも情報提供しながら、できれば市の職員となっていたいただければと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 最後に言いたいことを言いますけど、会計年度任用職員は今や玉名市役所の中の職場になくてはならない存在になっているというふうに思っています。それで、会計年度任用職員制度がただ単に安上がりで使い捨てにならないよう制度ができた目的の趣旨をしっかりと踏まえての市政運営を求めまして、私の今回の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

16番 江田計司君。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 皆さんこんにちは。お疲れさまです。16番、新生クラブの江田です。3月議会一般質問は最終日の最後でございます。そして最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。今回の一般質問は10名でして2日間、ちょっと寂しい気がいたしました。

3年前の2月5日、玉名の介護施設に勤務をされておりました方が新型コロナに感染をされたと発表されました。ちょうど丸1年がたちました。その当時は感染をされた方、そして周辺の方、大変でした。風評被害にまるで犯罪者のような扱いをされたようがあります。そんな状況が続きました。今、コロナは5月8日から2類から5類に引き下げられております。意識も逆にコロナのワクチン接種を打つよりも、打ったことによってその方が逆にひどいということなんです。コロナに感染することよりも4回目を打たない、接種をしないとためらっている人が多いようです。第8波も下火になってきて、今は落ち着いてきた感じがいたします。3日の日の新聞に載っていましたが、蒲島知事も感染をされました。もう6日には公務に復帰されると報道されておりました。それだけコロナなんか軽いんです。実は、私も12月4日に5回目のワクチン接種をいた

しましたけれども、12月18日に孫が38度の熱が出まして、私もちょっと心配になりました。声がちょっとおかしかったんですけど、19日に抗原検査を受けました。そうしたらやはり陽性と言われました。25日まで待機をいたしております。その1週間は毎日保健所から電話がかかってまいりました。「どんな容体ですか」と大変親切に心配をされました。そして25日は「もう大丈夫ですよ」と言われました。それまで本当にお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。玉名市立願寺地区の地滑り対策についてお伺いをいたしたいと思っております。1月初旬に立願寺の区長さんから民間の住宅の敷地内に穴が空いている。その穴に水を幾ら注いでも溜まらない。恐らくずっと以前にその家の道路拡張のために擁壁工事をしたのが原因ではないかなということで区長さんに不安なんです。というのが、あの地滑りのあの辺の人たちはみんなびりびりしているわけです。そんなことで県の道路、擁壁のことですから、私は城戸県議とも連絡を取りました。区長さんは人命に関わることで大変心配をされておりました。早速、城戸県議と一緒にそこに行きました。確かにその敷地の中に穴が空いておりました。結局、水は入れたら下に下るからどうもないと思えますけど、相当住民の方は高齢でもありますし、不安になられていますので、玉名市の土木の方と、県の方と連絡を取り合って1月19日にそこに城戸県議と一緒に行きました。いろいろ県の方も調査をされました。擁壁は30年前、恐らく建物を見ても何ら影響はないようですが、とりあえずただ、キノコが出てきたみたいで、だからいろいろ話を聞いたら、恐らくそこに木があって、それを切ってそこが腐ったから穴がほげたのではないかなというような、最終的に県の方たちといろいろ相談して、とにかく家には余り影響はなさそうだからとりあえず様子を見ましょうということになりました。早速、市の土木の方がその穴を山砂を持ってきて塞いで、何かトントン叩いてしばらく様子を見ましょうということになりました。1番心配されているのは、先ほど言いました地滑りのところから50メートルも離れていないところです。あの辺の方はみんな心配であるわけです。ですから最終的には一応様子を見ようということになりました。しかし、その地滑りがあってからもう3年目になるわけです。そのとき一生懸命されていることが3年もたつのにどうなっているか、どんなふうな状況になっているかお伺いをしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の立願寺地区地滑り対策についてお答えいたします。

まず、地滑り発生から今までの状況についてでございますけれども、令和2年7月豪雨で発生した立願寺地区の地滑りについては、地滑り対策の専門コンサルタントと協議

し、応急措置として山の亀裂をブルーシートで覆い、歩道部には大型土のうを設置し、土砂流出防止対策を講じているところがございます。また、国の災害復旧制度を活用するために詳細な地滑り範囲に深さを確認する必要があるため、3か所のボーリング調査を行ない、地盤伸縮計を4か所、雨量計を1か所設置し、地形変動の観測を行なっているところがございます。

その間、地形変動が伴う雨が降らず、詳細な解析を行なうまで至りませんでしたけれども、令和3年8月の大雨で地形変動のデータがとれたため、地盤の詳細な解析が進み、学識者への意見聴取や国、県との協議を行ない、令和4年6月に地滑りの範囲、深さが確定いたしました。

現在は早期復旧を目指し、国の災害査定を受ける準備を進めているところがございます。なお、併せて地元の方々に地滑りの現状や対策の進め方についての説明は行なっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

その大雨というのは令和2年の7月6日だったと思います。このときも、ちょうど私もそのとき夕方から岱明ふれあい健康センターに待機をしておりました。そこには消防団の方たちも一緒に来られていました。結局、相当雨が降ってございましたけれども、ちょうど有明海の満潮が10時半ごろということだったです。だから皆さん大変心配をされておりました。幸いにも8時ぐらいからちょっと小ぶりになったから大事には至りませんでしたけれども、6日には時間の雨量は50ミリ前後だったと思います。結局、立願寺地区の地滑りは最終的には8日ぐらいから歩道かなんか変更が起こったみたいで、そして流量調査をされて、11日の午前中に土のう、ブルーシートを貼られたわけです。そして通行止めになりました。私も現地を見に行きました。その後いろいろ対策をされているみたいでありますけれども、その後あんまり大した雨は降っていないんです。しかし、その調査をいろいろされております。今後の事業の進捗状況どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の事業の進捗状況についてお答えいたします。

地滑りの範囲、深さの確定後は、国、県と対策方法を協議し、地元区長へ説明を行ないながら対策方法を決定いたしました。また、国の災害復旧制度の事業採択を受けるには、関係地権者の同意が必要となるため、個別に説明し、事業に対する同意取得を進めているところがございます。

同意取得の状況といたしましては、予定している範囲には用地で21筆、建物で8件

あり、その中には多数の相続権利者や抵当権者がいらっしゃいます。今現在、用地については6割程度、建物については7割程度の同意はいただいているものの全権利者からの同意がいただけていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

国の災害復旧制度の事業採択を受けるため、関係地権者の同意が必要のため時間がかかっているということだそうです。大変な作業で、大変御苦労されておりますけれど、大抵の方は余りそのことは御存じないようです。何で時間がかかっているのか。今後その事業予定についてどのようになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の今後の事業予定についてお答えいたします。

今後の予定としましては、対策工法に必要な用地や建物に関わる全ての権利者から同意をいただき、設計に必要なボーリング調査や測量業務を行ない、併せて説明会など地元周知も適時行ないながら国の災害査定を受ける予定でございます。災害査定の決定後は、地権者から同意取得などの契約を締結した後、対策工事に着手することになりますので、引き続き同意取得を迅速に進めてまいります。なお、対策工事の完了後も地滑り防止効果を発揮しているか確認する必要があるございますので、今後も現地の経過観測を継続する予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁いただきました。

今、言われるように、全ての権利者から同意を得て、それからボーリング調査、測量業務を行ない、国の災害査定を受ける予定と、大変時間がかかりそうですね。しかし、発生からもう3年が経過している。見てのとおり、あれをずっと積んで、いかにもちょっと余りにも見た目にふさわしくない。その土のうも何かちょっと古びて、玉名の温泉街の入り口にしては余り芳しくない。恐らく、玉名温泉に来た最初の印象なんです。果たして観光客に対してどんな印象があるのか。もう少しなんか半年ぐらいならいいけど、余りにも時間がたちすぎているような感じがいたします。今後、その災害査定を受けて工事になります。ただ、工事がいかにも地滑り対策の工事、大がかりに。私が1番心配するのは玉名温泉の入り口なんです。ですからそれを見た目に地滑り対策のそういう感じではなくて、玉名温泉の活性化が繁栄につながるような、やっぱりどこでも一緒ですよ。最初入ったときに「わあ」と思うか「あら」と思うか。余りここには長居したくないと、わあ、ここに寄って金も使おうか。せっかく玉名温泉の入り口ですから、何かそ

うというような玉名温泉ににぎわいを創出するような、そういうやつを市長、いろいろ一生懸命考えていただいて、恐らく国はそこまでは考えなはらんです。ですからそういうことも市長、一生懸命考えていただいて、次の質問に移りたいと思います。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番(江田計司君) 2番目の玉名市岱明コミュニティセンターの指定管理者についてお伺いをいたします。

岱明コミュニティセンター潮湯、岱明磯の里の指定管理については、昨年9月議会で一般質問をいたしました。今年の3月いっぱい指定管理が終わるということで、昨年の10月までには公募をするということでありました。今、やっておられます岱明磯の里、これは平成20年から、岱明コミュニティセンター潮湯については平成23年から株式会社三勢さんがされています。精いっぱいいろいろ工夫されて頑張っておられますけれども、株式会社三勢さんの本社の方とお会いしていろいろお話を聞きました。なかなか10月の公募に関しては前向きな姿勢は見られませんでした。現場の人たちともいろいろお話ししましたが、現場と本社と、また、行政と何かかみ合っていないというようなことを言われました。ですからお話をいろいろ聞きましたら、恐らく5年の4月からの公募については余り乗り気ではなかったような木がいたしました。

実は、これ平成28年からの数字なんですけれども、岱明磯の里の令和4年の上半期までで累積赤字が1,406万5,901円の累積赤字になります。岱明コミュニティセンター潮湯で令和4年上半期までで101万4,857円の赤字。合計で1,520万6,758円の赤字なんです。恐らく株式会社三勢さんもずっと一生懸命頑張ってきたけれども、これだけの赤字、恐らく株式会社三勢さんにとってはお荷物だったと思うんです。もちろん会社としても精いっぱい頑張っておられるけれども悲しいかなコロナの影響もあったと思います。

ただ、その株式会社三勢さんの1,500万円の赤字、しかし、玉名市からすればそれだけ貢献ばしてもらっとるんです。株式会社三勢さんは赤字で頑張っとる。だから逆に株式会社三勢さんには感謝せなんいかんとです。現場の人たちも相当最初から苦勞、頑張っておられました。最初のほうはよかったんですよ。ただ、悲しいかなコロナで、それとまた、建物の老朽化があって、結果的にはこのような結果になってしまいました。今まで頑張ってお力をされておられましたことに感謝申し上げます。昨年の12月議会で次期の指定管理者の指定を承認され現在設計に着手しているようですが、今後の岱明コミュニティセンター潮湯と岱明磯の里の集約スケジュールはどうなっているかお伺いいたします。

○議長(近松恵美子さん) 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の岱明コミュニティセンター潮湯と岱明磯の里の集約スケジュールの流れについてお答えいたします。

岱明磯の里の物産販売機能を岱明コミュニティセンター潮湯に移す内容で、施設の集約を行ないますけれども、その際、岱明コミュニティセンター潮湯の施設の改修が必要となってきます。施設改修の設計費用につきましては、令和4年度の当初予算で承認をいただいております、先ほど議員がおっしゃいました12月議会で次期指定管理者の指定の承認をいただいたところでございまして、現在、設計に着手しているところでございます。

この後のスケジュールにつきましては、令和5年7月の設計完了後、令和5年9月議会におきまして集約工事費を補正予算に計上する予定であり、承認後工事に着手、そして令和6年3月工事完了、同年4月にリニューアルオープンの予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

岱明コミュニティセンター潮湯と岱明磯の里の集約スケジュールについては、令和5年7月の設計完了後、令和5年9月議会において集約工事費の補正予算を計上とのことですが、昨年的一般質問でも申し上げましたが、岱明コミュニティセンター潮湯施設内の休憩室、宿泊棟、フロアーに備付けの各空調設備などが経年劣化をしております。それに対して行政はどこまで補修をしていくのか、指定管理者との協議はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の岱明コミュニティセンター潮湯の設備の改修や修繕の予定についてお答えいたします。

岱明コミュニティセンター潮湯施設内の休憩室、宿泊棟、フロアーに備付けの各空調設備につきましては、経年劣化で機能低下が著しい状況となっており、機器を交換する予算を、また、岱明コミュニティセンター潮湯を御利用される高齢者にとりましては使い勝手が悪い、男女脱衣所の和式トイレを洋式トイレに改修する予算を令和5年度当初予算に計上しているところでございます。今後も施設設備の修繕等につきましては、指定管理者と十分に協議を行ないまして適切に実施するとともに、必要な時期に必要な投資が行なえるよう、施設管理に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

私も何回も利用させていただきましたが、岱明コミュニティセンター潮湯についても

本当経年劣化で、とてもお金を取ってお客さんを迎えるような、これはただ私が1人で感じたことですが、そういう状況なんです。また、宿泊棟についても前回申し上げましたけれども、カーテンは破れているし、畳は古くなっているし、だから使っていないからなおさら古びているわけです。恐らく補修についてどこからどこまで恐らく指定管理者の人と話をされているかわかりませんが、その辺を指定管理者の人たちとよく協議をしていただきたいと思います。

2月9日に玉名市岱明コミュニティセンターの住民説明会がありました。新しく指定管理者になられた方、株式会社BEACH CONNECT、その方と行政と住民の人たちと話し合いが行なわれました。もちろん私も議長も、大野議員も来られました。このBEACH CONNECTに4日だったですかね、熊本日日新聞に載っておりました。あのおりに株式会社BEACH CONNECTさんから住民の方に説明がありました。一応、どういう会社かというのは、来られた住民の方は納得されたのではないかと思います。このとき、住民の方から質問がありました。主な要望を申し上げますと、グラウンドゴルフ場を整備した後でグラウンドゴルフはできるのか。老人会が市の委託を受けて行なってきた清掃、除草活動は4月からどうなるのか。健康広場は今後キャンプ場として全体的に使用できるのか。今、ときどき若い人が利用しているけれども、その若い人たちのマナー違反、それとかごみを置いたままにしたりとかそういう問題。それとかある方が株式会社BEACH CONNECTのスタッフと管理者。熊本日日新聞にはちょっと載っていました。それとか岱明4校区で説明会を行なうべきじゃないか。というような、来られた方がちょっと少なかったものですから。それと1番大変なのは載っておりましたけれども、国道501号線のJAスタンドから岱明コミュニティセンター潮湯に行くまでの道路拡張とかそういう問題。そういうのがありました。株式会社BEACH CONNECTさんと行政の方が丁寧に説明をされておりました。

今回の新しい指定管理者については、会社設立は確か去年の10月です。新しいですけど、スタッフの方、皆さん若々しくて元気いっぱい、やる気満々で大変期待をいたしております。ただ、いろいろ説明をされていましたが、私が感じたことなんですけれども、何かビーチに対しては一生懸命されておりますけれども、問題は今までやってこられたのは余り経験ないものですから、しかし、そういうビーチの今後に対しての取組は玉名市にとっても経済活性化、経済効果、期待をされていいのではないかと私は感じました。この指定管理者の公募については、一番最初に大野議員から詳しく説明がっております。その中で、特に私が思うのは住民の健康増進と福祉の向上に関すること。住民のレクリエーションのための必要な電気の供給など、これは特に力を入れていただけるそうなんです。特に最初の目的の岱明コミュニティセンター潮湯、福祉に対しては今まで以上に地元の人たちに迷惑がかからないよう十分検討をしていただくことをお願い

いいたしまして、部長、どうかその辺はよろしくお願ひしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「議案及び陳情の委員会付託」を行ないます。

議第1号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）から、議第37号工事請負契約の締結についてまでの市長提出議案37件、陳第1号天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

ただいま、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

予算決算委員会

議第1号	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
議第2号	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第3号	令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第4号	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第5号	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）
議第6号	令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
議第7号	令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
議第8号	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
議第9号	令和5年度玉名市一般会計予算
議第10号	令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
議第11号	令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
議第12号	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算
議第13号	令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
議第14号	令和5年度玉名市水道事業会計予算
議第15号	令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算
議第16号	令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算

総務委員会

議第17号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 議第 2 5 号 玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 3 2 号 普通財産の無償譲渡について
- 議第 3 3 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 3 6 号 工事請負契約の締結について
- 議第 3 7 号 工事請負契約の締結について

建設経済委員会

- 議第 2 6 号 玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について
- 議第 2 7 号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 5 号 市道路線の廃止及び認定について

文教厚生委員会

- 議第 1 8 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 9 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 0 号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 1 号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 2 号 玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 3 号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 4 号 普通財産の無償貸付けについて
- 陳第 1 号 天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明8日から22日までの15日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明8日から22日までの15日間休会することに決定いたしました。

23日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時54分 散会

第 4 号

3月23日 (木)

令和5年第1回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和5年3月23日（木曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 委員長報告

- 1 予算決算委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告
- 5 議会運営委員長報告

日程第2 質疑・議員問討議・討論・採決

（議第1号から議第37号まで、陳第1号）

- 議第1号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
- 議第2号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第3号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議第4号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第5号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第6号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第7号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第8号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- 議第9号 令和5年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和5年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第20号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について
- 議第27号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第32号 普通財産の無償譲渡について
- 議第33号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第34号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第35号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第36号 工事請負契約の締結について
- 議第37号 工事請負契約の締結について
- 陳第1号 天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情

日程第3 閉会中の継続審査の件

閉 会 宣 告

+++++

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

- 日程第1 委員長報告
 - 1 予算決算委員長報告
 - 2 総務委員長報告
 - 3 建設経済委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告

5 議会運営委員長報告

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第1号から議第37号まで、陳第1号)

- 議第1号 令和4年度玉名市一般会計補正予算(第9号)
- 議第2号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第3号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議第4号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第5号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第6号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第7号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第8号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第4号)
- 議第9号 令和5年度玉名市一般会計予算
- 議第10号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第11号 令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和5年度玉名市水道事業会計予算
- 議第15号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第17号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について

- 議第27号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について
 議第28号 玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
 議第29号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
 議第30号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
 議第31号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 議第32号 普通財産の無償譲渡について
 議第33号 普通財産の無償貸付けについて
 議第34号 普通財産の無償貸付けについて
 議第35号 市道路線の廃止及び認定について
 議第36号 工事請負契約の締結について
 議第37号 工事請負契約の締結について
 陳第1号 天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情

日程第3 閉会中の継続審査の件

日程第4 議員提出議案上程
 (議員提出第1号)

議員提出第1号 玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議員提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)
 (議員提出第1号)

議員提出第1号 玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

閉 会 宣 告

出席議員(22名)

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君

17番	近松 恵美子 さん	18番	前田 正治 君
19番	作本 幸男 君	20番	森川 和博 君
21番	中尾 嘉男 君	22番	田畑 久吉 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
係 長	小 畠 栄 作 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	徳 永 優 貴 君		

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	蟹 江 勇 二 君	建設部長	田 代 史 典 君
企業局長	荒 木 勇 君	教育長	福 島 和 義 君
教育部長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第1号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）から、議第37号工事請負契約の締結についてまでの市長提出議案37件、陳第1号天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

予算決算委員長 多田隈啓二君。

[予算決算委員長 多田隈啓二君 登壇]

○予算決算委員長（多田隈啓二君） 皆さん、おはようございます。

今期、予算決算委員会に付託されました議案16件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第1号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）、議第2号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第3号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第4号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第5号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）、議第6号令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）、議第7号令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）、議第8号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）、議第10号令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算、議第11号令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算、議第12号令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算、議第13号令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算、議第14号令和5年度玉名市水道事業会計予算、議第15号令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算、議第16号令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算、以上、議案15件は、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議第9号令和5年度玉名市一般会計予算についてであります。

この件について、委員から、2款総務費中、社会保障・税番号制度事業について、マイナンバーカードの取得は、任意であるにも関わらず、国は、健康保険証や運転免許証の廃止など様々な手段で国民にカード取得を促し、国による強要と感じる。また、10款教育費中、天水中学校区の学校規模適正化事業については、住民との合意形成が十分とは言えず時期尚早である。との反対討論があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 総務委員長 徳村登志郎君。

〔総務委員長 徳村登志郎君 登壇〕

○総務委員長（徳村登志郎君） 今期、総務委員会に付託されました案件は、議案7件あります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第17号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

内容は、玉名市成年後見制度中核機関運営協議会、玉名市スクールバス運行検討委員会及び玉名市立歴史博物館ころろピア常設展検討委員会を新たに設置するため、名称、所掌事項、事務の内容等を定めるとともに、玉名市総合計画策定審議会の委員の任期など、4つの附属機関について必要な改正を行なうものであり、また、所掌事務が終了した4つの附属機関を併せて廃止するものであります。

この件について、委員から、スクールバスの運行に関して、今後は統一した規則で運用するという事か。それぞれの地理的状況や道路事情等を加味して検討すべきではないかとの質疑があり、執行部から、スクールバスの運行については、市の規定に基づき運行している。学校の統合を進める上で距離的要件について、一部に誤解が生じているため、新たにスクールバス検討委員会を設置し、通学路の安全性や児童生徒の体力増進の観点、また、統合校同士の距離的バランスを図りつつ、あくまでも柔軟に対応できるよう検討委員会で協議していきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第17号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第25号玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

内容は、既存の農林水産政策課を、農業政策課及び水産林務課に再編することに伴い、玉名市食料・農業・農村基本計画審議会の庶務をつかさどる部署の名称を改めるものであります。

この件について、委員から、既存の農林水産政策課を来年度から2つの課に再編することに伴い、職員の数は変動するののかとの質疑があり、執行部から、現在配置している

職員を2つの課に振り分けることにしており、職員数の増減はないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、議第25号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、であります。

内容は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である玉名市が、本年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組規約に規定する交通災害事務から脱退するため、同規約の一部を変更するものであります。

この件について、委員から、交通災害事務から脱退した後、市の対応はどうかとの質疑があり、執行部から、現在、大半の方が任意保険に加入されている状況にあり、また、民間の自動車保険制度も充実してきている。そのような背景から、今後市として同様の事業の継続はしないこととしたとの答弁でした。

以上、審査を終了し、議第31号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第32号普通財産の無償譲渡について及び議第33号普通財産の無償貸付けについてであります。これら2件の議案については、互いに関連があるため一括して審査いたしました。

内容は、有限会社玉名再資源が、廃品金属回収のため、事務所、作業場として使用している建物を、令和5年4月1日付けで無償譲渡し、その敷地を令和5年4月1日から令和10年3月31日まで無償貸付けをするものであります。

この件について、委員から、当該施設は、建設から何年経過しているかの質疑があり、執行部から、当該施設は、国の補助により建設したもので、昭和60年から無償貸付けをしている。施設の耐用年数38年が経過したことにより、補助金の処分制限期間が終了したことに伴い、今回、相手方との協議により無償譲渡するものであるとの答弁でした。

次に、委員から、施設を無償譲渡する時点で、土地についても売却してはどうかとの質疑があり、執行部から、当該事業所と協議をした結果、当面は業務を継続することであり、土地については、無償貸付け期間の5年間で、適正な価格で有償譲渡に向けて交渉していくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、議第32号及び議第33号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第36号工事請負契約の締結について、であります。

内容は、玉名漁港の滑石地区において、その水深を確保するため、港内の広さ8,957平方メートルに堆積している土砂をしゅんせつする工事を行なうもので、契約の方

法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市大浜町2163番地4、株式会社マルコ建設が、1億4,250万円で落札しております。現在、同社と税込み1億5,675万円で仮契約を締結しており、議決後に、本契約の締結をするものであります。

この件について、委員から、しゅんせつ後の土砂の処分先は、どこになるかとの質疑があり、執行部から、今期提案している2つの漁港の土砂の搬出先は、民間の大矢野処分場まで搬出する計画であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、議第36号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第37号工事請負契約の締結について、であります。

内容は、大正開漁港の新港部分において、その水深を確保するため、港内の広さ6,960平方メートルに堆積している土砂をしゅんせつする工事を行なうもので、契約の方法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市岱明町西照寺865番地、興亜建設工業株式会社玉名支店が、1億9,100万円で落札しております。現在、同社と税込み2億1,010万円で仮契約を締結しており、議決後に、本契約の締結とするものであります。

この件について、委員から、今後もこのようなしゅんせつ工事が発生するが、業者選定に関しては工夫も必要ではないかとの質疑があり、執行部から、入札制度に関しては、今後も公平公正な業者選定を基本とし、審査会に諮っていくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、議第37号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました議案3件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第26号玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定についてであります。

これは、岱明磯の里の設置目的を終えたため、条例を廃止するものでございます。

まず、委員から、令和4年度末で条例廃止するが、建物はどうするのかとの質疑があり、執行部から、これまでの機能目的は失うが、建物自体は、磯の里会の総意として、必要などきの貸出しを要望されたため、当面は存続させる予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、貸出しのルール等はどうなっているのかとの質疑があり、執行部か

ら、砂浜等でイベント等が開催される際に、建物を使って、物品販売等に活用される。また、貸出の手法は、行政財産使用許可申請をもって、料金を徴収できるが、磯の里会はこれまでも、物品等の納入業者、いわゆる運営の下支えになっていただいている公益性の高い団体であるため、減免措置をとることもあり得ると考えているとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第26号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、景観形成推進地区における一定規模を超える工作物の新設、増築、改築等を届出の対象となる行為として条例中に明文化するものでございます。

まず、委員から、地元への説明会と周知はすんでいるのか。また、届出は誰がするのかとの質疑があり、執行部から、大浜地区、伊倉地区、玉名地区に昨年の夏、それぞれ説明を行なった。さらに、玉名市全域に対して住民説明会を8月に2回行なった。また申請は施工主の名前で届出するが、建築確認等の際、施工業者が行なうことがほとんどであるとの答弁でした。

次に、委員から、補助の条件等はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、景観形成推進地区の6地区の修景に対する補助内容は、既存の建物外壁又は屋根改修の場合、補助対象経費の2分の1で限度額が100万円。また、生け垣や壁、石垣改修の場合で限度額が30万円との答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第27号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第35号市道路線の廃止及び認定についてであります。

内容は、いずれも栢塘線で、県道熊本玉名線と国道501号との交差点改良により、市道を延伸するものでございます。

まず、委員から、廃止する路線はどのような状況だったのかとの質疑があり、執行部から、栢塘線は、もともと一部が市道であったが、県道熊本玉名線の一部を交差点改良により、市に移管されたことによる栢塘線の路線延長であるとの答弁でした。

次に、委員から、改良工事はすべて完了しているのかとの質疑があり、執行部から、交差点改良工事は、数年に分けて施工されたが、令和2年度の舗装工事で完了しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第35号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案 11 件、陳情 1 件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第 18 号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市成年後見制度中核機関運営協議会委員等の報酬について条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第 18 号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 19 号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

説明後、委員から、玉名市において家庭的保育事業等を運営している事業所数はどの質疑があり、執行部から、3 事業所であるとの答弁でした。関連して、委員から、家庭的保育事業等を運営している 3 事業所の中で、送迎バスを運行している事業所はあるかとの質疑があり、執行部から、送迎バスを運行している事業所はないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第 19 号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 20 号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

説明後、委員から、事業所が利用者の所在の確認を適切に行なっているかどうかの確認方法はどの質疑があり、執行部から、事前に事業所に対して指導を行なうとともに、施行後においても随時確認を行なっていくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第 20 号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 21 号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、学校教育法、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第 21 号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第22号玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第22号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものであります。

説明後、委員から、改正後の条例は、令和5年4月1日以降に出産した被保険者から適用されるのかとの質疑があり、執行部から、令和5年4月1日から適用されるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第24号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、博物館法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第28号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、小中学校運動場夜間照明施設の使用料について、追加予約を行なった際に複数回支払いに行く手間を省き、利便性を向上させるため、使用後の納入ができるよう条例の整備を図るものであります。

説明後、委員から、夜間照明の使用料の金額はとの質疑があり、執行部から、1時間1,520円であるとの答弁でした。

次に、委員から、照明の使用料について、従来のように使用前に納入することも可能かとの質疑があり、執行部から、可能であるとの答弁でした。

次に、委員から、使用料の精算の方法はとの質疑があり、執行部から、使用された月

の月末を使用料計算の締め日とし、その翌月に精算するとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第29号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、小中学校体育施設等の使用料について、追加予約を行なった際などに複数回支払いに行く手間を省き、利便性を向上させるため、使用後の納入ができるよう条例の整備を図るものであります。

説明後、委員から、体育館の使用料の金額はとの質疑があり、執行部から、大規模校については、全面使用で1時間500円、反面使用で300円、中規模校については、全面使用で1時間400円、反面使用で300円、小規模校については、全面使用のみで1時間300円となり、いずれについても中学生以下についてはその2分の1の金額であるとの答弁でした。関連して、委員から、体育館の照明について、経済性や性能面の観点から、水銀灯からLED照明へ切りかえた場合の電気料金の差について比較してみてはどうかとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第30号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、平成20年4月から小天東保育所の民営化に伴い、無償貸し付けされている土地4筆について、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、無償貸し付けを行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第34号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第1号天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情についてであります。

これは、天水中学校区の小学校統合において、統合場所及び新設校設置についての見直しを求めるものであります。

この件について、委員から、執行部に対し、陳情内容の確認として、学校再編について地元への十分な説明と合意形成を図ったのかとの質疑があり、執行部から、令和元年度から令和3年度にかけて、地域住民、保護者、学校代表からなる新しい学校づくり委員会において合計9回の協議を重ねた。令和4年度は、玉水小及び小天小学校の児童保護者及び未就学児の保護者を対象に、統合後の小学校は天水中学校の敷地内とし、施設一体型の小中一貫教育を推進するという案を示した上で、アンケート調査を実施、その結果を踏まえ、天水町区長会、学校運営協議会及びPTA役員並びにこれまでの新しい

学校づくり委員会、当該小中学校の学校再編説明会を合計6回開催しており、学校再編への合意形成は図られたものと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、執行部に対して、現在、統合場所として予定されている天水中学校の敷地については、大雨時の浸水や土砂崩れ、地震等での津波被害などが想定されるのではとの質疑があり、執行部から、当該敷地については、想定され得る最大の被害が起きても直ちに命に関わるような被害は発生しないと予測しているとの答弁でした。

陳情内容の確認後、委員から、当該案件に関しては、アンケート結果から多くの方々の賛同は得られたものと推察する。統合場所における地元の方の災害への心配は理解するが、統合場所がほかの場所に比べて必ずしも災害被害が起りやすい場所とは考えにくく、また、防災拠点や地域のつながりの場と教育施設としての小学校は個別に考える必要があり、この陳情の趣旨には添えないことから、計画どおり統合を進めるべきであるとの意見がありました。関連して、委員から、避難場所等の設定については、地域住民の不安が少しでも払拭されるよう全庁的に取り組んでほしいとの意見もありました。また、委員から、今回の陳情は地元での合意形成がなされていないがゆえに提出されたものであり、また、依然として災害のリスクについても明確な解決策が見いだされているとはいえないため、継続審査とすべきではないかとの継続審査を求める動議が出され、挙手による採決の結果、陳第1号については、賛成少数で継続しないとしないものと決しました。

次に、挙手による採決の結果、陳第1号については、賛成なしで不採択すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 議会運営委員長 多田隈啓二君。

[議会運営委員長 多田隈啓二君 登壇]

○議会運営委員長（多田隈啓二君） 継続審査としております陳情1件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

令和4年陳第4号政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情についてであります。

これは、議員の政務活動費に関し、さらなる審査体制の強化を図るため、使途基準運用指針の一部見直し及び実績報告チェックシートによる審査を求めるものであります。

まず、委員から、他市の状況とも比較検討する必要もあり、また、本年度の収支報告書をチェックした上で、判断してもいいのではないかとの意見がありました。

次に、委員から、見直す方向という意味も含めて趣旨採択してはどうかとの意見もありました。

次に、委員から、見直しについては検討すべきだが、調査研究し、内容を精査する時

間が必要であり、継続審査とすべきではないかとの継続審査を求める動議が出されました。

以上、審査を終了し、採決の結果、令和4年陳第4号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第9号令和5年度玉名市一般会計予算につきましては、反対をいたします。

その理由を述べます。令和5年度一般会計予算には、高校生まで医療費を無料にする子育て支援の拡充や会計年度任用職員の賃金引き上げによる処遇改善など、大いに評価できるものもあります。しかし、一方では、昨年引き続きマイナンバーカード取得の推進であります。カード取得についてポイントを付与してまで推進を図ってきました。総務省はカード交付率を市町村に競わせて、交付率によって地方交付税の配分に差をつける方針であります。マイナンバーカード取得は任意であるにもかかわらず、健康保険証との一体化や公金受取口座のひも付けなどの法律改正案が今の国会に諮っております。マイナンバーはこれを入り口にして、様々な個人情報を得ることができます。個人情報の利活用一辺倒で、個人情報の流出などの不安をよそにカード取得を強要するようなことには、私は、反対であります。

次に、天水地区小学校の統廃合計画についてであります。令和5年度予算には、統廃合計画を推進する天水中学校校舎増改築工事基本設計業務委託の予算が計上してあります。今議会に天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情が出されているということを考慮すれば、執行部は小学校統廃合に向けて、地域住民の合意形成についての努力がまだ足りない時期尚早の予算計上だと、私は判断いたします。以上のようなことから、令和5年度一般会計予算に反対いたします。そして、出されている陳情につきましては賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 次に、1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 1番、自友クラブ、大野豊重です。

議第9号令和5年度玉名市一般会計予算の2款総務費中、社会保障税番号制度事業につきまして、賛成の立場で述べさせていただきます。

国では、2000年にIT基本法が施行され、電子政府がスタートし、約20年以上が経過しました。その間、マイナンバー制度が整備されましたが、行政の効率化や行政手続きにおける利便性の向上という点に関しては、まだまだ大きな進展が見られないのが実情であります。一方で、ICT、IOT、ビッグデータ、5G、AIなど、今の社会において聞き覚えのあるキーワードであるデジタル技術は急速に進歩し、産業や経済活動、そして国民生活の中にも様々なハードやシステムが実装されております。25年から30年前までは、日本はこれらデジタル技術においては世界トップの技術力と製品を誇っておりました。今やデジタル分野における競争力は世界においてかなり低下してきております。デジタル社会におけるグローバル競争に追従していくためにも、マイナンバーカードの普及とそれらに付随する環境整備は必要不可欠なものです。ただ、情報漏洩や悪用などを起こさせないためのセキュリティーの開発も同様に必要です。今後、社会のデジタル化はさらに基盤が整備され、行政の効率化と住民サービスへの向上が図られると同時に、国際社会への競争力の強化にもつながる政策に期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 2番、新生クラブ、中村慎吾です。

私は、議第9号令和5年度玉名市一般会計予算中の天水小学校校舎改築工事基本設計業務委託費について、賛成の立場から討論いたします。

予算決算委員会や文教厚生委員会での執行部による説明によりますと、令和2年4月に小天小学校と小天東小学校が統合し、玉水小学校と小天小学校については、令和元年

度から地域、保護者、学校の代表で構成される新しい学校づくり委員会で様々な教育課題について協議が行なわれ、令和4年3月に全9回の協議が終了、そのまとめとして、これからの教育と子どもたちの未来を考えたとき、子どもたちがたくましく生き抜く力を身につけるためには、多様な考えに触れ、切磋琢磨できる環境を整える必要がある。そのためには、一定規模の児童数を確保していくことが重要となりました。その後、令和4年7月に玉水小学校と小天小学校児童の保護者及び未就学児の保護者を対象にアンケートが実施され、その結果は賛成、どちらかといえば賛成が70.3%という結果でありました。内容は、教育委員会の案で、統合後の学校の位置については、天水中学校の位置とし、施設一体型の小中一貫した教育を推進するというものでありました。この結果を踏まえ、天水町区長会、学校運営協議会及びPTA役員、これまでの新しい学校づくり委員会委員への説明会が行なわれ、その後、小天小学校区の住民説明会、玉水小学校区の住民説明会、天水地区全体を対象とした住民説明会の合計6回が行なわれ、私も傍聴に行きました。その中で、概ね賛同される御意見が多く出され、市教育委員会からは、丁寧で十分な説明が行なわれていたものと認識しています。予算決算委員会の中で、令和元年度から地域住民代表からなる学校づくり委員会において、全9回の協議やまた、昨年10月18日の玉水小学校体育館での住民説明会でPTA役員の方から、早期の統合を望む声が出され、地域からの統合を望む声が上がリ、地域の方々は保護者世帯を応援すべきという意見でありました。令和9年度以降、現実的に児童数の推移を見ると、児童の数が急激に減ることが予想され、危機感を感じられている保護者もいらっしゃいます。我々議員は、こういった保護者の意見を尊重し、子どもたちのことを一番に考えて行動すべきだと考えます。先ほど述べましたアンケートの賛成にどちらでもないを足すと81.1%となり、地域において統合に向けた合意形成はなされていたと考えます。

以上のことから、この予算案に賛成の立場を明言し、議員各位の賢明な御判断をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（近松恵美子さん） 7番 立川信之君。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） おはようございます。7番、第二新生クラブ、立川信之です。

私は、陳第1号天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情について、不採択の立場から述べさせていただきます。

令和元年12月から令和4年3月までの間、長きにわたり協議された新しい学校づくり委員会での意見。次に、令和4年7月に玉水小学校と小天小学校の児童の保護者及び未就学児の保護者を対象に行なわれたアンケートの結果。そして同年9月から10月にかけて、天水地区の区長、住民等に対し、計6回行なわれた説明会の結果、私も数回参

加しておりますし、いずれも天水中学校の併設した小学校統合を望む声が数多く寄せられております。また、玉名市総合防災マップによりますと、河川による浸水、また、津波による災害の危険性が懸念されておりますものの、私がかつて在籍しました消防団員としての活動や、また、地域住民としての経験からも言えるように、過去の天水中学校が浸水した事例もなく、また、中学校周辺での災害対応に対する整備も進んでいる点や、今後学校建設を行なうに当たり、関係課と協議を行ないながら防災対策を強化していかれる点を考慮し、やはりなによりも子どもたちの教育環境を第一に小学校の統合を進めていただくことが必要であると強く感じております。

以上のことから、陳第1号に関しまして、文教厚生委員長の報告にありましたとおり、不採択になることをお願いし、討論といたします。

○議長（近松恵美子さん） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第9号 令和5年度玉名市一般会計予算

以上、予算議案1件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第1号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

議第2号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第3号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議第4号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第5号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

議第6号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）

議第7号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

議第8号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）

議第10号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第11号 令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第13号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第14号 令和5年度玉名市水道事業会計予算

議第15号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算

議第16号 令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案15件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第1号から議第8号まで及び議第10号から議第16号までの予算議案15件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第8号まで及び議第10号から議第16号までの予算議案15件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第9号 令和5年度玉名市一般会計予算
について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第9号に対する委員長の報告は、可決であります、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第9号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第17号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第18号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第19号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第20号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第21号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第22号 玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議第23号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第24号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について

議第27号 玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案14件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第17号から議第30号までの条例議案14件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第17号から議第30号までの条例議案14件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第31号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第32号 普通財産の無償譲渡について

議第33号 普通財産の無償貸付けについて

議第34号 普通財産の無償貸付けについて

議第35号 市道路線の廃止及び認定について

議第36号 工事請負契約の締結について

議第37号 工事請負契約の締結について

以上、議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第31号から議第37号までの議案7件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第31号から議第37号までの議案7件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第1号 天水中学校区小学校統合場所等の見直しを求める陳情

以上、陳情1件について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第1号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第1号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立少数であります。よって、陳第1号については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。付託事件の閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営委員会において審査中の、令和4年陳第4号政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情の陳情1件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第4 議員提出議案上程

議員提出第1号 玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議員提出議案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第4 議員提出議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第1号 玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議員提出第1号について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 多田隈啓二君。

[議会運営委員長 多田隈啓二君 登壇]

○議会運営委員長（多田隈啓二君） それでは、本日提案いたしました議員提出第1号玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出者である議会運営委員会を代表いたしまして、私から提案理由の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、本市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、本市議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、本市議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、条例を制定するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議員提出議案の提案理由の説明といたします。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

念のために申し上げます。

議員提出第1号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定に基づき、委員会に付託しないことになっております。よって、議員提出第1号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第6 議員提出議案審議

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて、議員提出第1号玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第1号について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員提出第1号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。議員提出第1号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第1号 玉名市議会の個人情報保護に関する条例の制定について、採決いたします。

議員提出第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第1号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、今議会に提案させていただきました令和5年度の当初予算を初めとした議案に対しましては、慎重に御審議をいただき、承認賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

去る2月26日に開催いたしました玉名いだてんマラソン2023並びに第43回横島いちごマラソン大会につきましては、天候にも恵まれ盛況の後に無事終わることができました。コロナの影響でようやくの開催となりましたが、当日は金栗先生の御縁で正月の風物詩でもある箱根駅伝、箱根町長にも御出席をいただき、また、沿道では多くの市民の皆様のご声援もあり、参加された選手の皆様にも大変好評であったというふうに伺っております。議員の皆様にも給水活動や応援など、多方面で多大なる御支援をいただき、改めて御礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

今大会が多くの市民の皆様の御支援を受けて開催できたことを大変うれしく思っているところでございますが、次年度のさらなる充実と円滑な運営に向けて振り返りと検証作業を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

一方で、御承知のことと存じますが、1月24日の暴風雪に伴い発生しましたノリ養

殖への被害に関しましては、今現在、なお継続して被害状況の取りまとめに努めているところでありますが、これまでにない甚大な被害となっております。市といたしましても不況に立たされておられる市内漁業者の皆様の声を伺い、ノリ網や支柱の処分に係る費用や次期作支援に向けた、これら資材の購入に対する支援を早急に実施してまいり所存でございます。最終的な被害、数量等が確定し、支援策をまとめ次第予算措置をお願いすることとなりますので、議員の皆様方にも御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、昨年9月議会において補正予算を計上し、御承認をいただきました在来線JR玉名駅横のトイレが完成し、来週27日に供用開始の運びとなっております。駅改札外のトイレが豪雨により損傷し、利用できなくなっておりましたけれども、これからは駅利用者や乗合タクシー、路線バスの利用者、地域の皆様など、御不便を感じておられた多くの方に御利用いただけることを期待しているところでございます。

ところで、コロナについてでございますが、3月13日からはマスクの着用が個人の判断に委ねられ、さらには5月8日からは感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げになります。これにより社会活動などの制限が緩和され、これまでの感染対策は大きく変換していきます。しかしながらウイルスの抜本的な根絶が果たされたわけではございません。国の対策や人々の危機感が一気に緩むことによる感染の再拡大も懸念されておりますので、一定の感染対策は自己管理で行ないながら、上手に共存していくことがこれからのスタイルになると思います。引き続き、国の動向を注視しつつ、状況に応じた対応に努めてまいります。

桜も開花を始め、春の訪れを感じる時節となりました。いよいよ新年度を迎えますが、これからも市民の笑顔のために、10年先を見据えたまちづくりという理念の元、笑顔をつくる10年ビジョンの推進と確実な実現に向けて、新たな気持ちで積極的に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、引き続き御指導と御支援をいただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会にあたりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） これにて本会議を閉じ、令和5年第1回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 近 松 恵美子

玉名市議会議員 森 川 和 博

玉名市議会議員 中 尾 嘉 男